

令和5年度

消費者行政の概要

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

も く じ

I	消費者行政の課題と取組	1
II	福岡県の消費者行政施策	
1	令和5年度生活安全課（消費者安全係）及び消費生活センターの施策	3
2	令和5年度福岡県の消費者行政施策一覧	6
III	令和4年度事業実績	
1	消費者行政の企画・調整	21
2	消費生活の安全性の確保	22
3	消費者取引の適正化	22
4	消費生活相談体制の充実・整備	24
5	主体的・自立的な消費者になるための支援	26
IV	令和4年度消費生活相談の概要	
1	相談の概況	29
2	契約当事者の属性別の相談件数	30
3	商品等分類別の相談件数	31
4	販売購入形態別の相談件数	32
5	多重債務相談の件数	33
6	あっせんの件数	33
7	危害・危険に関する相談の件数	34
8	各種統計資料	36
9	県及び県内市町村に対する相談の概況	42
V	ホットな消費者ニュース（令和4年度）	44
VI	消費生活トラブル注意報！！（令和4年度）	56
	参考資料	
1	消費者基本計画の概要	62
2	消費者行政主要組織図	63
3	福岡県消費者行政関連施策体系	64
4	消費者基本法	65
5	消費者安全法	69
6	福岡県消費生活条例	83
7	福岡県消費生活条例の体系	89
8	福岡県消費者行政活性化基金条例	90
9	福岡県消費者行政のあゆみ	91
10	令和5年度市町村消費者行政担当部署	93
11	県内の消費生活センター・相談窓口	97

I 消費者行政の課題と取組

1 消費者行政の現状

消費者を取り巻く社会経済環境は、規制緩和の進展や経済社会のIT化、国際化、新型コロナウイルス感染症の拡大などを反映し大きく変化している。

このような中、情報通信技術を活用した新しい商品・サービスの出現や取引方法の多様化により、消費者の選択肢が広がり消費生活は豊かになってきている反面、取引の方法や内容をめぐる新たな消費者トラブルが発生し、消費者問題は複雑多様化している。

令和4年度に、県及び市町村の消費生活センター等の相談窓口が受け付けた消費生活相談の件数は48,976件で、前年度の46,848件に比べて2,128件(4.5%)増加した。このうち福岡県消費生活センターが受け付けた相談件数は10,403件であり、前年度の9,875件から528件(5.3%)増加した。

2 消費者行政の課題

消費者被害を防止するためには、住民が消費生活に関して気軽に相談することのできる身近な相談窓口が存在することが重要であるが、そのためには県においては勿論のこと、市町村における消費生活センター等の相談窓口の整備充実が望まれる。

このため、県では、市町村における消費生活センター等の相談窓口の整備充実を促すことに努めてきたが、その結果、平成23年度までに県内全市町村において消費生活に関する何らかの相談窓口が設置され、平成29年度までには、県内全ての市町村が専門の消費生活相談員を配置した相談窓口(広域連携によるものを含む。)を設けるに至っている。

このような市町村相談窓口の拡充に伴い、身近な消費生活相談や消費者への情報提供等を担う市町村に対し、県消費生活センターには、市町村の特性に応じた適切な支援や市町村相互間の連絡調整、広域的見地からの助言・情報提供等、「センター・オブ・センターズ」としての機能を確実に実施することが求められているところである。

他方、消費者トラブルは、社会経験と消費生活に関する知識が不足しがちな若年者や、判断力の衰えと身近な相談相手の不在などにより悪質事業者の標的となりやすい高齢者に深刻な被害をもたらす傾向がある。これらの者を悪質事業者の違法・不当な行為から守ることも消費者行政の重要な目的の一つである。

この目的の達成のためには、法執行の強化のほか、消費者教育の充実、地域住民の意識向上や担い手育成等を含めて取組の充実を図るべきである。その際、取組の効果的・効率的な推進、実効性の確保の観点から関係機関、団体等と幅広く連携が図られるよう取組を推進していく必要がある。

3 消費者行政の取組

福岡県消費生活条例は、県民の消費生活の安定及び向上を図ることをその目的としており、消費者施策の推進は消費者の権利の確立を図ること及び消費者の自立を支援することを基本とするものと定めている。

福岡県ではこれを踏まえ、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に対応するほか、関係の行政機関及び団体とも連携して、若年者や高齢者の消費者トラブル、不当・架空請求等の不法行為、多重債務問題等、消費者行政上の様々な課題に取り組んできた。

平成21年3月には福岡県消費者行政活性化基金を設置し、平成27年1月に設立された国の消費

者行政推進交付金を活用して県内市町村における消費生活センター等の相談窓口の整備拡充、消費生活相談員及び関係行政職員に対する研修、消費者教育・啓発の充実等に活用し、本県消費者行政の充実・強化を図ってきた。消費者教育・啓発の推進については、市町村や消費者団体など多様な主体の取組とも連携を行っている。

また、悪質事業者に対する取組強化のため専任の組織（県消費生活センター事業者指導課）を設けて積極的な指導・処分を行ってきたが、高齢者をターゲットにした悪質商法の被害の増加やその手口の巧妙化など、消費者行政の重要性の高まりを踏まえ、平成 28 年度から執行体制の強化を図るため、生活安全課の内部組織であった消費生活センターを独立した出先機関として設置している。

今後も取組の一層の充実・適正化及びフォローアップを行い、県民の消費生活における安全・安心を確保していくこととしている。

Ⅱ 福岡県の消費者行政施策

1 令和5年度生活安全課（消費者安全係）及び消費生活センターの施策

人づくり・県民生活部生活安全課及び消費生活センターでは、消費者行政の総合的な企画から消費生活に関する県民からの相談・苦情に対する支援、消費者教育・啓発、事業者の調査・指導・処分までを連携して行い、県民の安全・安心な消費生活の確保を図っている。

（1）消費者行政の企画・調整

ア 基本方針（消費生活の安定及び向上）

消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差に鑑み、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する施策により、県民の消費生活の安定及び向上を図る。

イ 消費者行政強化事業及び推進事業の実施

地方消費者行政強化交付金を活用して、県民が身近な窓口で消費生活の相談をすることができるよう、市町村の消費生活相談窓口の整備・拡充を図る。

また、相談窓口の強化のため、消費生活相談員及び関係行政職員の能力向上のための取組、高齢者向けの啓発、教育関係機関と連携した若年者向けの消費者教育の実施並びに事業者指導・法執行の強化を図る。

ウ 消費者関連法、福岡県消費生活条例の普及

消費者基本法、消費者契約法、特定商取引に関する法律等の消費者関連法や福岡県消費生活条例を消費者及び事業者にも周知する。

エ 消費者行政関連機関や市町村との連携

消費者行政関連機関が連携して対応する必要がある消費者問題について、日頃から相互に情報交換や施策の調整を行う。

また、県民に最も身近な行政機関である市町村に対し、迅速な情報提供を行うとともに、消費生活相談員や関係行政職員の相談対応能力の向上を目的とする研修や相談解決のための助言等を行う。

（2）消費生活の安全性の確保

ア 商品等の安全性の確保

福岡県消費生活条例や消費生活用製品安全法等に基づき、消費者に対し、商品等の安全性に関する情報提供を行うとともに、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E¹）に情報提供を行い、被害の拡大防止を図る。また、消費者安全法の重大事故等について、県民に情報提供を行う。

（3）消費者取引の適正化

ア 事業活動の適正化（違法・不当な事業活動に対する調査・指導・処分）

消費生活相談窓口で苦情等が寄せられ、販売方法等に問題があると考えられる事業者について、その販売方法等に関して調査し、改善指導・処分を行う。

¹ 「National Institute of Technology and Evaluation」の略称であり、「ナイト」と読む。

イ 規格、表示の適正化

商品や役務の表示の適正化に向けて、事業者に対する改善指導・処分を行う。なお、食品表示の適正化については、食品表示法を所管する関係機関との連携を図る。

ウ 価格・需給動向調査

県民の消費生活との関連性が高い商品等の需給及び価格の動向について情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供する。

エ 被害の未然防止・拡大防止

消費者トラブルや不法行為による消費者被害の発生を抑止するとともに、初期段階での被害防止、拡大防止を図るため、関係機関や市町村等と連携して情報収集を行い、事業者に対する指導及び県民への注意喚起を速やかに行う。

(4) 消費生活相談体制の充実・整備

ア 相談対応機能の強化

福岡県消費生活センターの相談員が市町村を訪問して相談処理に関する助言を行う「巡回相談」や、市町村の相談員等に電話で相談処理に関する助言を行う「経由相談」の実施を通じて県内市町村との連携を強化し、もって県域全体での相談対応機能を強化する。また、弁護士の無料法律相談（週2回）を実施して高度な相談にも対応する。

イ 相談担当職員の能力向上

相談担当職員が法令等の専門研修等に参加する機会を確保し、相談対応能力の向上に努める。

ウ 多重債務問題への取組

福岡県消費者安全確保地域協議会の部会として、多重債務問題対策部会を設置し、県、財務支局、弁護士会、司法書士会、県警察、民間支援団体等との緊密な連携のもと、多重債務問題への総合的な対策を推進する。

(5) 主体的・自立的な消費者になるための支援

ア 消費者への情報提供の充実

福岡県消費生活センターを消費者教育の拠点と位置付け、消費者トラブルを未然に防止するための情報をインターネット等により広く県民に提供するとともに、同センターに設置した消費者サロンにおいて消費生活に関する様々な資料やパンフレットの配置、パネル等の展示による情報提供を行う。

また、市町村や高校、大学等に消費者被害の最新情報を電子メールで配信する。

イ 消費者教育・啓発の推進

高齢者や障がい者の消費者被害を防止するため、高齢者や障がい者の支援や見守りを行う団体等を対象とした出前講座を実施する。また、福岡県消費者安全確保地域協議会を設置し、悪質商法の被害に遭うことが多い高齢者や障がい者等に対し、関係団体や行政、警察などと連携して被害防止に努める。

ウ 消費者教育の担い手育成

消費者行政担当職員や、消費生活相談員等を対象として消費者教育の進め方等に関する研修会を実施する。

また、高齢者等の消費者被害を防止するため、消費生活に関する知識を身に付け、地域の見守り活動や啓発活動を行う住民ボランティア（消費生活サポーター）を育成するための講座を開催する。

エ 消費者団体の活動推進

消費者団体が消費者の視点から積極的に行動し意見を表明するとともに、消費者に対する教育及び啓発を行うことができるよう消費者団体の自立的活動を支援する。

2 令和5年度福岡県の消費者行政施策一覧

(1) 消費者行政の企画・調整

	施策	概要	所管課
総合調整等	福岡県消費生活審議会 の運営	福岡県消費生活条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、調停を行うほか、知事の諮問に応じて消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議する。	生活安全課
	福岡県消費者行政推進事業	地方消費者行政強化交付金を活用して消費者行政の強化を図るとともに、市町村の消費生活センター及び相談窓口の強化を図る事業等に対する助成を行う。 ・消費生活相談員等に対する研修の実施 ・消費者教育・啓発 ・消費生活センターの広報・周知	
消費者行政関係機関等との連携	福岡県消費者安全確保地域協議会	高齢者、障がい者等の消費者被害の発生又は拡大防止のための取組、多重債務問題の対策等、消費者の安全の確保の取組を関係団体等による緊密な連携の上で、効果的かつ円滑に行うとともに、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置及び取組の支援を図るため、消費者安全法に基づく協議会を設置する。 ・福岡県消費者安全確保地域協議会 ┌ 高齢者・障がい者問題対策部会 └ 多重債務問題対策部会 ・地域会	
	市町村との連絡会議	住民にとって最も身近な行政主体である市町村における消費生活センター等の相談窓口の整備・強化を図るとともに、県と市町村の連携を深めるため、市町村との連絡会議を開催する。 ・市町村消費者行政担当課長会議	
	福岡県消費者安全確保地域協議会（地域会） ※再掲	地域における悪質商法等による消費者被害の解決と被害の未然防止を図るため、県内4地域で会議を開催する。 ・北九州、福岡、筑豊、筑後の4ブロック ・構成員：市町村、警察署、弁護士会、司法書士会、福岡県消費生活センター	消費生活センター
	消費者安全確保地域協議会の設置促進 ※再掲	市町村における消費者安全確保地域協議会の設置促進を図るため、市町村へ必要な情報提供や助言を行うとともに、市町村の消費者行政担当職員及び消費生活相談員等を対象とした研修を開催する。 ・消費者安全確保地域協議会設置促進研修 ┌ 行政職員（消費、福祉）向け研修 └ 消費生活相談の専門研修 ・相談対応研修 ・消費生活相談事例検討	生活安全課 消費生活センター
	福岡県食品安全・安心委員会	福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づき、県が策定する基本計画及びその他の食品の安全・安心の確保に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生課

	施策	概要	所管課
	福岡県食品の安全・安心推進会議	食品の安全・安心の確保対策を推進するため、県庁内関係部局で構成する推進会議を設置し、食品の生産から販売に至る各段階で実施する施策等についての協議及び調整を図りながら、総合的な施策の推進を図る。	生活衛生課

(2) 消費生活の安全性の確保

	施策	概要	所管課
商品・サービスの安全性の確保	消費生活用製品安全法に基づく監視指導	消費生活用製品のうち、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いものとして国が指定した特定製品の販売業者に対して立入検査を実施し、安全マークの付いていない商品は店頭から撤去するよう指導を行う。 (根拠法令 消費生活用製品安全法)	生活安全課 消費生活センター
	生活衛生関係営業施設等の指導	県民の日常生活に密接した施設（旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、特定建築物、民泊施設等）に対し衛生的な維持管理をするよう、環境衛生監視員等による監視指導等を行う。 (根拠法令 生活衛生営業六法等)	生活衛生課
	食品衛生対策	食品に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生監視員により監視指導を行う。 (根拠法令 食品衛生法)	
	食肉衛生事業	食肉に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、獣畜や食鳥の検査等を行う。 (根拠法令 と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法)	
	有害物質等を含有する家庭用品の監視指導	家庭用品に含まれる有害物質による保健衛生上の危害を防止する。 対象：規制基準が定められた繊維製品、液体状の住宅用洗剤、エアゾール製品、塗料など (根拠法令 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律)	薬務課
	毒物・劇物の監視指導	1 毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止する。 2 農薬である毒物・劇物の危害防止については、農林水産部と連携をとって、立入調査、講習会を実施する。 (根拠法令 毒物及び劇物取締法)	
	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器等の監視指導	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性を確保するための監視指導を行う。 (根拠法令 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	

	施策	概要	所管課
商品・サービスの安全性の確保	動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器等の監視指導	動物用医薬品、動物用医薬部外品の適正販売及び動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の品質、有効性及び安全性確保のため、監視指導を行う。 (根拠法令 医薬品医療機器等法、動物用医薬品等取締規則)	畜産課
	県消費生活条例に基づく商品等に係る危害防止	事業者が供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがあると認められる場合は、当該事業者に対し、供給中止・回収等の措置をとるべきことを勧告する。 (根拠法令 福岡県消費生活条例)	生活安全課
	危険、危害情報の提供	国民生活センター等から提供される危険商品等に関する情報を各種情報媒体により県民へ周知する。	消費生活センター
	貸金業法に基づく貸金業務の適正な実施	貸金業者に関する債務者等からの苦情相談に対応するとともに、貸金業法に基づき、登録貸金業者及びみなし貸金業者に対して立入検査等を実施し、適正な業務運営を行うよう指導監督を行う。 苦情相談窓口：福岡県商工部中小企業振興課 TEL：092-643-3423	中小企業振興課
	農産物の安全性の確保	本県農産物の安全性を確保するための施策を実施する。 ① 生産農家に対し、「食品安全」や「環境保全」、「労働安全」等の取組を行うGAP（農業生産工程管理）を推進する。 ② 生産農家に対し、研修会等を通じて農薬適正使用について指導・啓発を行う。	食の安全・地産地消課
	福祉サービス第三者評価事業の推進	社会福祉事業の経営者が、事業運営上の改善すべき点を把握し福祉サービスの質の向上に結び付けることができるよう、第三者評価の受審促進を行う。	福祉総務課
生活環境の安全性の確保	高圧ガス関係保安対策	① 高圧ガス及び液化石油ガスによる災害事故防止 (根拠法令 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) ② ガス用品販売事業者に対する立入検査 (根拠法令 ガス事業法)	工業保安課
	火薬類保安対策	火薬類による災害事故防止 (根拠法令 火薬類取締法)	
	電気保安対策	① 電気工事の欠陥による災害の防止 (根拠法令 電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律) ② 電気用品販売事業者に対する立入検査 (根拠法令 電気用品安全法)	

	施策	概要	所管課
生活環境の安全性の確保	農薬取締	① 農薬取締対策 農薬取締職員を設置し、農薬販売者及び農薬使用者への立入検査を実施（根拠法令 農薬取締法） ② 農薬安全使用の推進 農薬使用者に対し農薬使用基準の遵守、事故防止等の啓発・指導を実施 ③ 農薬指導士の認定 農薬取扱業者を農薬指導士として認定し、農薬の安全かつ適切な管理使用を推進する。	食の安全・地産地消課
	飼料取締	① 飼料取締対策 飼料立入検査員を設置し、飼料製造業者・販売業者等に対して立入検査及び飼料の収去検査を行う。 ② 飼料の適正使用の推進 （根拠法令 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）	畜産課
	家畜の衛生及び人獣共通感染症対策	① 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止 ② 畜産農場への立入検査を実施 ③ 高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症への対応 ④ 口蹄疫等防疫対策を強化 （根拠法令 家畜伝染病予防法）	

（３）消費者取引の適正化

	施策	概要	所管課
事業活動の適正化	訪問販売等に関する不当な取引行為の指導取締り	訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入のうち、県内における取引等について悪質な事業者に対し、指導を行う。 （根拠法令 特定商取引に関する法律）	生活安全課 消費生活センター
	前払式特定取引業者の指導監督	前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会及び友の会）に対し調査指導を行う。 （根拠法令 割賦販売法）	
	ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の監視指導	会員制事業者に対し、会員誘引時における誇大広告や会員契約解除時に関する不当な行為について監視指導を行う。 （根拠法令 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律）	
	県消費生活条例に基づく不当な取引行為の監視指導	商品・サービスの品質等の適正な表示及び不当な取引行為の防止のため監視指導を行う。 ・規格、表示等の適正化 ・不当な取引行為に関する調査及び勧告、消費者への情報提供 （根拠法令 福岡県消費生活条例）	

	施策	概要	所管課
事業活動の適正化	ニセ電話詐欺対策推進事業	犯行手口をイメージしやすい啓発素材を、インターネット等において情報発信する。 啓発素材は、検討ワーキングにおいて、協議する。	生活安全課 (地域防犯推進係)
	適正な計量の実施を確保するための指導取締り	取引若しくは証明に使用される特定計量器(ガス・水道メーター、燃料油メーター、タクシーメーター、質量計など)の検定・検査を行う。 ・スーパーマーケット等への商品量目に対する立入検査を行う。 ・計量証明事業者に対する指導・立入検査を行う。 (根拠法令 計量法)	計量検定所
	宅地建物取引業者の適正指導	宅地建物取引の公正を確保するための指導を行う。 (根拠法令 宅地建物取引業法)	建築指導課
	有料老人ホームの指導	高齢者が安心して入居し、適切なサービスを受けることができるよう、有料老人ホームに対して指導を行う。 (根拠法令 老人福祉法)	介護保険課
	介護サービス事業者の指導	適切なサービス提供を確保し、利用者が安心してサービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対し運営指導や集団指導を実施する。 (根拠法令 介護保険法)	
	介護員養成研修実施機関の指導	介護員養成研修事業実施団体に対し、事業の適正な実施のための指導・助言を行う。	高齢者地域包括ケア推進課
	障がい福祉サービス事業者の指導	障がい福祉サービス事業が、適正に運営され、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、事業者に対して個別・集団による指導を行う。 (根拠法令 障害者総合支援法、児童福祉法)	障がい福祉課
	旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業の登録事務	旅行業務に関する取引の公正な維持並びに旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため、旅行業者等の登録を行う。 (根拠法令 旅行業法)	観光政策課
	農産物検査登録検査機関の指導監督	農産物検査が適正かつ確実に実施されるよう、農産物検査登録検査機関に対し、調査指導を行う。 (根拠法令 農産物検査法)	水田農業振興課
適正化の表示	不当景品・不当表示の監視指導	過大な景品付き販売や不当な表示による顧客誘引の防止のため監視指導を行う。 (根拠法令 不当景品類及び不当表示防止法)	生活安全課 消費生活センター

	施策	概要	所管課
表示の適正化	家庭用品品質表示法に基づく監視指導	家庭用品について、消費者の適正な商品選択に資するため、販売事業者に対し立入検査を実施し、指導を行う。 (根拠法令 家庭用品品質表示法)	生活安全課 消費生活センター
	直売所等巡回調査	一般消費者向け生鮮食品及び加工食品について、食品表示基準に基づく適正な食品表示がなされるよう、巡回調査・指導を実施する。 (根拠法令 食品表示法)	食の安全・地産地消課
	食品表示法(品質表示)情報受付	不適正表示に係る情報提供、品質表示の内容に関する相談を受ける。	
	食肉のトレーサビリティの推進	食肉表示の信頼性を保証するため、農場から食卓までの生産、加工、流通経路にわたる一連の情報を消費者に提供する取組を推進する。	畜産課
	米のトレーサビリティの推進	事業者等に対して「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の周知・啓発を図る。 法律に基づく適正な表示がなされるよう、巡回調査・指導を実施する。	食の安全・地産地消課
	食品の栄養表示に関する指導及び普及啓発	① 指導 製造・販売業者に対して、栄養成分表示、栄養機能食品、特定保健用食品、特別用途食品、機能性表示食等に関する表示の適正化を図るため指導・相談を行う。また、食品の健康保持増進効果の虚偽誇大広告の適正化について、情報収集、指導・相談を行う。 ② 普及啓発 消費者に対して、栄養表示や特別用途食品等の適正な活用方法等について、普及啓発を行う。	健康増進課
価格監視・需給の安定	生活関連商品等の価格動向等の調査	県民の消費生活との関連性が高い商品等の価格動向等について調査を行う。	消費生活センター
	野菜価格安定対策	野菜の市場価格が一定以下に下落した場合、その差額を補填し、生産農家の経営に及ぼす影響を緩和するとともに消費者への安定供給を図る。 (根拠法令 野菜生産出荷安定法)	園芸振興課
	畜産物の価格安定対策	鶏卵、牛肉等の畜産物の市場価格が一定以下に下落した場合、その差額を補填し、生産農家の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への安定供給を図る。 (根拠法令 畜産経営の安定に関する法律、肉用子牛生産安定等特別措置法)	畜産課

(4) 生活相談体制の充実・整備

	施策	概要	所管課
消費生活相談体制	県消費生活センターにおける消費生活相談への対応	事業者に対する消費者からの消費生活に関する苦情に係る相談を受け、解決に向けた助言やあっせん、情報提供などを行う。 相談場所：福岡県消費生活センター 月～金（電話、来所） 9：00～16：30 日（電話のみ） 10：00～16：00 ※祝祭日、年末年始除く ※メール相談は随時受付（メール相談受付の専用フォームを福岡県消費生活センターホームページに掲載）	消費生活センター
	巡回相談及び経路相談による市町村支援	市町村における消費生活相談窓口の機能強化を図るため、市町村の消費生活相談対応業務について助言等を行う巡回相談及び経路相談を実施する。	
	法律相談事業	県消費生活センターにおいて弁護士が無料で消費者からの法律相談に応じる。（週2回実施）	
	消費生活相談に伴う商品テスト依頼	県消費生活センターで消費者から相談・苦情があった商品等のうち必要なものについて国民生活センターへ商品テストを依頼する。	
	消費者苦情処理に係る調停	県消費生活センターであっせん等を行ったにもかかわらず、解決が著しく困難で、県民の消費生活に著しい影響を与える等、公益性の高い消費者トラブルについては、福岡県消費生活審議会（消費者苦情処理委員会）の調停に付する。（根拠法令 福岡県消費生活条例）	生活安全課
各種生活相談体制	消費者訴訟資金の貸付け	消費者と事業者との間で訴訟が行われる場合において、当該訴訟が福岡県消費生活審議会の調停に付された消費者苦情に係るものであることその他の要件に該当するときは、当該消費者に対し当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行う。 （根拠法令 福岡県消費生活条例）	
	男女共同参画センターにおける相談事業	すべての人が抱える心と体、家庭、暮らし、就業等広範多岐にわたる相談に、電話、メール、面接によって対応し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択・自己決定できるように支援する。 また、関係機関との連携により各種の専門相談を実施する。 相談場所：福岡県男女共同参画センター あすばる相談室 春日市原町3-1-7 福岡県あすばる相談ホットライン TEL：092-584-1266	男女共同参画推進課

	施策	概要	所管課
各種生活相談体制	福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口	ネット上での誹謗中傷や自画撮り被害などのネットトラブルを抱える児童生徒等からの相談にネットトラブルに詳しい専門の相談員が対応する。 相談窓口：福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 TEL：0120-494-100（月曜日～金曜日 午後6時～午後9時 ※祝日、12/29～1/3 除く） LINE ID：@968bcvax E-mail：fukuoka@netsoudan.net（月曜日～金曜日、日曜日 午後6時～午後9時 ※祝日、12/29～1/3 除く）	青少年育成課
	重層的支援体制整備事業	消費者安全の分野も含め、複合化・複雑化した生活課題を抱える住民を、市町村が包括的に支援するための体制構築を支援する。	福祉総務課
	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う。 相談窓口：お住いの市町村の社会福祉協議会	保護・援護課
	家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。 （県事業実施自治体：31 町村）	
	福岡県国民健康保険団体連合会における介護保険苦情処理事業	福岡県国民健康保険団体連合会が、介護保険サービスに関する利用者からの苦情等に対応する。 連絡先：福岡県国民健康保険団体連合会 事業部 介護保険課（介護サービス相談窓口） TEL：092-642-7859	介護保険課
	福岡県運営適正化委員会における福祉サービス苦情解決事業	福岡県社会福祉協議会の福岡県運営適正化委員会が、高齢者、障がい者、児童の福祉サービスに関する利用者からの苦情相談に対応する。 連絡先：福岡県運営適正化委員会 TEL：092-915-3511	

再生可能エネルギー・コージェネレーション 総合相談窓口	住宅用太陽光発電等の再生可能エネルギーや、エネファーム等のコージェネレーション（熱と電気を同時に作り出すシステム）などの導入を検討する消費者からの問合せや相談等に対応する。 相談窓口：福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室 TEL：092-643-3148 FAX：092-643-3160	総合政策課
福岡県医療相談支援センター	医療に関する患者、家族等の苦情、相談等に迅速に対応し、医療機関にこれらの苦情、相談等の情報を提供することによって、医療機関における患者サービスの向上を図り、もって、患者、家族等の不安や不満の解消を図る。 相談窓口：福岡県医療相談支援センター 9：30～11：00、13：30～16：00 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く。） TEL：092-474-6633	医療指導課

各種生活相談体制	県民相談	① 行政相談 県民相談室及び北九州県民情報コーナーに相談員を配置するとともに、保健福祉（環境）事務所の総合相談窓口において、県政に対する意見、要望、苦情、問合せや県民生活に関する相談等に対応する。 ・ 県民相談室 TEL：０９２－６４３－３３３３ FAX：０９２－６４３－３１０７ ・ 北九州県民情報コーナー TEL・FAX：０９３－５８１－４９３４ ・ 保健福祉（環境）事務所総合相談窓口 - 筑紫保健福祉環境事務所 TEL：０９２－５１３－５６１０ FAX：０９２－５１３－５５９８ - 粕屋保健福祉事務所 TEL：０９２－９３９－１５２９ FAX：０９２－９３９－１１８６ - 糸島保健福祉事務所 TEL：０９２－３２２－５１８６ FAX：０９２－３２２－９２５２ - 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 TEL：０９４０－３６－２０４５ FAX：０９４０－３６－２５９２ - 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 TEL：０９４８－２１－４８７６ FAX：０９４８－２４－０１８６ - 田川保健福祉事務所 TEL：０９４７－４２－９３１３ FAX：０９４７－４４－６１１２ - 北筑後保健福祉環境事務所 TEL：０９４６－２２－４１８５ FAX：０９４６－２４－９２６０ - 南筑後保健福祉環境事務所 TEL：０９４４－７２－２１１２ FAX：０９４４－７４－３２９５ - 京築保健福祉環境事務所 TEL：０９３０－２３－２３７９ FAX：０９３０－２３－４８８０ ② 弁護士による法律相談（要予約） ・ 県民相談室 毎月第１及び第３金曜日（１３時３０分～１６時３０分） ・ 北九州県民情報コーナー、筑後県民情報コーナー、京築保健福祉環境事務所 毎月第４金曜日（１３時３０分～１６時３０分） ・ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 毎月第４木曜日（１３時３０分～１５時３０分）	県民情報広報課
----------	------	--	---------

各種生活相談体制	住宅相談	住宅に関する情報の提供、住宅に関する設計施工、各種付帯工事、設備機器等の相談、住宅に関する建築関連法規、不動産関連法規、税務関連法規、住宅金融手続、マンション管理等の県民に対する相談業務を行う。 相談窓口：（一財）福岡県建築住宅センター TEL：092-781-5169	住宅計画課
	耐震・バリアフリーアドバイザー派遣事業	適切な住宅リフォームが行われるよう、リフォームの企画段階に施主からの相談を受け、建築士等の専門家を派遣し、バリアフリー化、耐震診断・改修などに関するアドバイスを行う。 派遣事務局：（一財）福岡県建築住宅センター TEL：092-781-5169	
多重債務問題への取組	福岡県消費者安全確保地域協議会（多重債務問題対策部会）※再掲	多重債務問題について、関係機関との緊密な連携のもと、総合的な対策を図るため、福岡県消費者安全確保地域協議会に部会を設置し、会議を開催する。 ・多重債務問題対策部会 構成団体：庁内各課、市長会、町村会、弁護士会等	生活安全課
	ヤミ金融対策のための連携強化	県警生活経済課や中小企業振興課と連携して、無登録業者や違反業者の情報提供を行う。	

（５）主体的・自立的な消費者になるための支援

	施策	概要	所管課
消費者への情報提供の充実	多様な媒体（インターネット等）による消費者情報の提供・啓発資料の作成	消費者問題に関するトラブルを未然に防止するため、年代やテーマに応じた情報をインターネット等で広く県民に提供する。 福岡県消費生活センターホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html	消費生活センター
	消費者サロンの設置・活用	県消費生活センターに消費者サロンを設け、悪質商法等に対する注意喚起のパンフレット、チラシ、消費生活に関する図書、資料、パネル等を展示又は設置する。	
	高齢者向け情報提供	高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルとその相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、市町村や宅配事業者と連携して高齢者宅へ配布する。	
	消費者被害の最新情報の提供	市町村、高等学校、大学、専門学校等に消費者被害の最新情報を電子メールで配信する。	

	施策	概要	所管課
消費者への情報提供の充実	介護サービス情報の公表	国が整備する公表システムを活用し、事業者に関する情報を公表することにより、利用者が事業者を適切に選択できるよう支援する。 (根拠法令 介護保険法)	介護保険課
	地域密着型サービス外部評価	地域密着型サービスである認知症高齢者グループホームに関して、第三者機関による評価を公表することにより、利用者が質の高いサービスを受けられる環境を整備する。 (根拠法令 介護保険法)	
	ギャンブル等依存症対策事業	ギャンブル等依存症について、県民や患者、その家族に対して啓発リーフレットを配布し、正しい知識の普及を行う。	健康増進課 こころの健康づくり推進室
	医薬品等に関する知識の普及	① 医薬品による副作用や、いわゆる「健康食品」による健康被害を防止するため、消費者に医薬品等に係る正しい知識の普及を図る。 ② (公社)福岡県薬剤師会が設置した薬事情報センターに、一般県民を対象とした「くすりなんでもテレホン」を開設し、医薬品等の相談業務を行う。 くすりなんでもテレホン TEL: 092-271-1585 ③ かかりつけ薬剤師・薬局の役割やジェネリック医薬品に係る正しい知識の普及を図るため、「くすりと健康フェア」などの機会を通じて県民への啓発を行う。	薬務課
	住宅情報提供推進	(一財)福岡県建築住宅センターにおいて、公的機関による情報提供を含め、住宅に関する様々な情報を県民に提供する。	住宅計画課
	モデル住宅の展示	住宅に関する情報の提供や消費者が多様な情報から適切な選択ができるよう、バリアフリー、耐震、防犯、省エネ・創エネ等に対応したモデル住宅を展示公開する。 生涯あんしん住宅(春日市 クローバープラザ敷地内)	
	住宅の品質確保の促進に関する情報提供	住宅の品質確保の促進、住宅購入者の利益の保護等に関する情報を提供する。 (根拠法令 住宅の品質確保の促進等に関する法律、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)	
	各種広報媒体による情報提供	広報紙や新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体で、消費者問題に関する情報提供や県の施策の紹介等を行う。	県民情報広報課

	施策	概要	所管課
消費者教育・啓発の推進	消費者教育推進連絡会議の運営	消費者教育を総合的に推進するため、県及び県教育庁の関係各課による連絡会議を開催する。 (根拠規程 消費者教育推進連絡会議設置要綱：平成3年9月24日施行)	生活安全課
	高齢者・障がい者の消費者被害防止事業	高齢者や障がい者の見守りを行う関係団体の職員等に、高齢者や障がい者の消費者トラブルに関する知識や見守り技法等を習得してもらう出前講座を実施する。	消費生活センター
	大学・専門学校職員向け研修	大学・専門学校の教職員に対して、消費者被害についての情報提供を行う研修会を開催する。	
	消費者教育人材育成研修	市町村の消費生活相談員等を対象に、消費者教育に関する基本的な知識、効果的な技法や伝え方について研修を行う。	
	消費生活サポーター育成事業	地域の見守り活動や啓発活動を行う住民ボランティア(消費生活サポーター)を育成するため、民生委員、ヘルパー、自治会役員などを対象に、消費者問題についての基礎的な知識を習得するための講座を開催する。 また、消費生活サポーターとなった者にフォローアップ研修を行う。	
消費者組織の活動推進	消費生活協同組合の監督・育成	消費生活協同組合(連合会)に対する監督行政及びその健全な発展を図るための助成等を行う。 (根拠法令 消費生活協同組合法)	生活安全課
物価情報提供	各種物価関係の統計調査	・小売物価統計調査 国民の消費生活上重要な支出の対象となる小売価格、サービス料金及び家賃を毎月調査し、月々の価格の変化や物価水準の変動を明らかにする。 ・家計調査 世帯の家計収支の実態とその動向及び地域的差異などを明らかにする。	調査統計課

	施策	概要	所管課
環境に配慮した生活スタイルの推進	再生可能エネルギー・コージェネレーションに関する情報の提供	再生可能エネルギーやコージェネレーション（熱と電気を同時に作り出すシステム）等の分散型エネルギー導入を支援するため、県ホームページ「ふくおかのエネルギー」を通じた情報の発信や「福岡県再生可能エネルギー導入支援システム」の運営による再生可能エネルギー導入のための環境の整備を行う。 ○ホームページ「ふくおかのエネルギー」（福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト） (https://www.f-energy.jp/) 再生可能エネルギーやコージェネレーションにかかるセミナー・イベントや助成に関する情報などを総合的に提供するホームページを運営。 ○福岡県再生可能エネルギー導入支援システム (https://www.f-energy.jp/search/) 再生可能エネルギーの導入検討に必要な日照時間や風況などの適地に関する基本情報を、250mメッシュ単位でワンストップで提供するシステムをインターネット上に無料公開。 また、太陽光パネルの向き、設置角度、設置容量を入力するだけで、太陽光発電の年間発電量を簡単に試算可能。	総合政策課
	自主的な環境保全の取組の促進	県民・事業者・行政の自主的・積極的な環境保全の取組を促し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築する。 ・福岡県環境県民会議の開催 ・環境教育副読本の作成・活用促進 ・地球温暖化対策ワークブックの活用促進 ・こどもエコクラブ事業の促進 ・環境月間（6月）における啓発活動の実施	環境政策課
	地球温暖化対策推進	地球温暖化対策を推進するため、次の取組を実施する。 ① 福岡県地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発（エコアドバイザー・環境マイスターの派遣、教育教材、啓発資材の貸出し） ② 福岡県地球温暖化防止活動推進員による地域に密着した普及啓発活動 ③ 家庭や職場における省エネ・省資源の推進（ふくおかエコライフ応援サイトによる地球温暖化対策関連情報の発信、エコファミリー・エコ事業所の募集） ④ 特に若い世代を対象に、脱炭素へ向けた行動変容を促す啓発CMの配信	環境保全課
	ごみ減量化促進対策	循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化・リサイクルへの取組を促進するため、県民・事業者への啓発及び市町村への情報提供等の支援を行う。 ・容器包装廃棄物等の減量化・リサイクルの推進 ・「リサイクル施設見学会」の実施 ・「3Rの達人」の派遣 ・「九州まちの修理屋さん」事業の実施 ・福岡県循環型社会形成推進功労者知事表彰の実施	循環型社会推進課

	施策	概要	所管課
	食 品 ロ ス 削 減の推進	食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減に県民運動として取り組み、資源の有効利用を通じて循環型社会の推進を図るため、食品ロスに関する情報、食品ロス削減に協力する店舗情報を県のホームページやパンフレットに掲載するなどして県民に紹介する。	循 環 型 社 会 推進課
	プ ラ ス チ ッ ク 資 源 循 環 の促進	プラスチックの資源循環を促進するため、次の取組を実施する。 ・ふくおかプラごみ削減キャンペーンによる啓発 ・ふくおかプラごみ削減協力店制度の登録促進 ・ふくおかプラスチック資源循環憲章に基づく取組 ・事業者や学生団体と連携した消費者参加型の啓発イベントの実施 ・プラスチックごみ削減の取組を発信するプラごみ削減応援サイトの構築	

Ⅲ 令和 4 年度事業実績

1 消費者行政の企画・調整

(1) 福岡県消費生活審議会の開催

会議名	開催日	会場	議題
福岡県消費生活審議会	R5. 1. 19	福岡県千代合同庁舎 C301B 会議室	・福岡県消費生活審議会について ・令和4年度の福岡県消費者行政の取組について ・福岡県消費者教育推進計画（第2次）の実施状況について ・次期福岡県消費者教育推進計画の策定について

(2) 消費者行政関係機関等との連携

会議名	開催日	会場	議題
令和4年度市町村消費者行政担当課長会議	R4. 5. 31	オンライン開催	・福岡県消費者行政の概要について ・消費者安全確保地域協議会について ・消費者行政推進事業補助金について ・相談啓発について ・事業者指導について

(3) 福岡県消費者安全確保地域協議会の開催

開催日	会場	議題
R4. 9. 6	書面開催	・福岡県の消費者安全確保のための取組について ・福岡県内の消費生活相談等について ・多重債務問題に対する取組について

(4) 消費者安全確保地域協議会地域会の開催

開催日	地域会	会場	参加者	議題
R4. 9. 21	福岡	福岡県吉塚合同庁舎	各市町村 各警察署 県弁護士会 県司法書士会 県消費生活センター	・地域における悪質商法による消費者被害の未然防止 ・地域における消費者教育・啓発の推進に関する事 ・その他地域における消費者被害防止のため必要な事項 ・意見交換 等
R4. 10. 5	北九州	ウェルとばた		
R4. 10. 13	筑豊	飯塚市役所		
R4. 10. 19	筑後	えーるピア久留米		

(5) 地方消費者行政強化交付金事業の実施

- ・消費者教育・啓発、悪質事業者に対する調査、指導及び処分の強化などの実施
..... 17,841 千円
- ・市町村が行う相談窓口の整備拡充や消費者被害の未然防止のための教育・啓発などの事業に対する支援の実施 50 市町村 78,035 千円

2 消費生活の安全性の確保

(1) 製品安全の確保

消費生活用製品安全法に基づき、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品について、消費者被害の未然防止及び拡大防止を図るため、販売店への立入検査を実施した。

特定製品	立入販売店 件数	違反店 件数	違法内容(点数)		
			無表示	不適正表	その他
ライター	4	0			
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	2	0			
乗車用ヘルメット	3	0			
石油ストーブ	3	0			
合計	延べ 12 (実 4)	0			

(2) 製品安全に関する広報啓発活動

- パネル展示により製品安全に関する広報啓発活動を行った。
- ・福岡県吉塚合同庁舎 1 階 消費者サロン (R4. 11. 1～11. 30)

3 消費者取引の適正化

(1) 事業活動の適正化

消費生活センターに対する相談の件数が多く、販売方法等に問題があると認められる事業者に対し、特定商取引に関する法律や福岡県消費生活条例に基づき、問題となる販売方法等の具体的な事例を示して改善措置を求めるなど、個別に対応している。

令和 4 年度においては、床下換気扇の販売、屋根工事、住宅リフォーム工事、太陽光発電システム、会員制コンサルティング契約等の訪問販売事業者等に対し、販売方法等の改善を求めるための文書等による指導等を行った。

ア 具体的取引の適正化

特定商取引に関する法律、福岡県消費生活条例に基づく指導・行政処分等

- ・業務停止命令 1 件 (訪問販売)
- ・指 示 1 件 (訪問販売)
- ・業務禁止命令 2 件 (訪問販売)
- ・文 書 指 導 25 件 (訪問販売 (16)、特定継続的役務提供 (1)、通信販売 (1)、電話勧誘販売 (1)、学習塾 (1)、寝具 (敷パッド) 販売 (1)、鍵の開錠等 (1)、シロアリ防除等 (1)、F X 売買ソフトの販売 (1)、健康食品等販売 (1))
- ・口 頭 指 導 1 件 (健康食品等販売)

イ 消費生活の安全安心ネットワーク会議

平成 19 年 9 月に九州各県、沖縄県及び山口県で構成する「消費生活の安全・安心ネットワーク会議」を設置し、悪質な取引行為等を広域的に行う事業者に対応するための広域的な連携体制を整備した。この会議は、主に特定商取引に関する法律に基づく指導、処分及び公表について、関係各県の連携を通じて消費者被害の未然防止・拡大防止等を図ることを目的とするものである。

なお、令和 4 年度は次表のとおり開催した。

開催状況	構成団体	内容等
実務担当者会議 R5. 2. 1	・福岡県消費生活センター ・佐賀県県民環境部くらしの安全安心課 ・長崎県県民生活環境部食品安全・消費生活課 ・熊本県環境生活部県民生活局消費生活課 ・大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課 ・宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課 ・鹿児島県総務部男女共同参画局くらし共生協働課消費者行政推進室 ・沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課 ・山口県環境生活部県民生活課 ・経済産業省九州経済産業局（オブザーバー）	行政機関の連携による消費者被害未然・拡大防止等に関する協議 ・各県の取組状況 ・広域的な行政処分等 ・広域連携による合同立入検査 ・処分事業者の公表

（２）表示等の適正化

ア 不当景品類及び不当表示の防止

事業者が消費者に供給する商品やサービスの品質等に関して適正な表示を行うことにより、消費者が自主的かつ合理的に商品やサービスを選択することができるように、事業者に対する調査、指導等を行った。

（ア）事業者からの相談状況

令和４年度 ４３件（うち表示に係る相談４１件、景品に係る相談２件）

（イ）不当景品類及び不当表示防止法に基づく調査

処理件数	景品		表示 ^{（注１）}	
	違反有	違反無	違反有	違反無
３８件	０件	２件	６件 ^{（注２）}	３０件

（注１）表示に係る相談４１件のうち、５件は調査中。（令和５年４月１０日時点）

（注２）違反に対する措置の内訳は、口頭指導５件、文書指導１件である。

（ウ）食品表示部門との連携

本県の食品の表示に係る県民からの問合せや情報提供等に対し、迅速かつ的確に対応するため、「食品表示情報の回付・受付マニュアル」により県の関係部署間の連携、協力及び情報の共有を図った。

また、食品表示法等の食品表示関係の法令を所管する関係機関と連携しながら、消費者への情報提供等の必要な措置をとった。

イ 品質に関する表示の適正化

家庭用品品質表示法に基づき、通常生活に使用されている製品のうち、消費者がその購入に際して品質を識別することが困難で、特に品質を識別することが必要性が高い家庭用品について、適正に表示されているか、販売事業者に対する立入検査を行った。

検査品目	立入 販売店件数	検査商品数	不適正 表示数
繊維製品（毛布及び布団カバー等 6 品目）	1	6	0
合成樹脂加工品（可搬型便器及び便所用の器具 1 品目）	2	2	0
電気機械器具（電気かみそり等 2 品目）	2	4	0
雑貨工業品（歯ブラシ等 6 品目）	4	21	2
合計	延べ 9（実 4）	33	2

（３）生活関連商品等の価格動向の監視

県民の消費生活との関連性が高い生活関連商品等の価格動向について情報の収集・分析を行うとともに、インターネットにより必要な情報を県民に提供することによって不適正な価格形成の発見・防止に努めた。

4 消費生活相談体制の充実・整備

（１）消費生活相談への対応

福岡県消費生活センターに専門の相談員を配置して消費者からの相談や苦情を受け付けるとともに、特に法律的な問題が生じた場合には弁護士による法律相談の中で解決を図り、国、他の都道府県及び県内市町村の各関係機関と緊密に情報交換をしながら、相談・苦情の処理を行った。

令和 4 年度に福岡県消費生活センターで受け付けた消費生活相談の件数は 10,403 件であり、前年度の 9,875 件と比べて 528 件（5.3%）増加した。なお、県及び県市町村の消費生活センター等の相談窓口で受け付けた消費生活相談の件数は 48,976 件であり、前年度の 46,848 件と比べて 2,128 件（4.5%）増加している。

（２）P I O－N E T の活用

P I O－N E T^Ⅰ（パイオネット）とは、「国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム^Ⅱ」である。

地方公共団体においてはこのシステムによって全国で蓄積された相談情報を閲覧することができるので、県ではこれに加入して相談対応、事業者指導及び消費者啓発に活用している。なお、県内においては、福岡県消費生活センターのほか次に掲げる 29 市町村及び 8 広域（2 市町村以上）の消費生活センター・相談窓口が P I O－N E T へ接続されている。

《P I O－N E T 接続市町村》

北九州市、福岡市、大牟田市、田川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、新宮町、久山町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、筑前町、東峰村、荏田町

^Ⅰ 全国消費生活情報ネットワークシステム（Practical Living Information Online Network System）

^Ⅱ 独立行政法人国民生活センターのウェブサイトの記述による。

（2市町村以上のセンター・相談窓口）

久留米市消費生活センター、直鞍広域消費生活センター、飯塚市消費生活センター、柳川・みやま消費生活センター、行橋市広域消費生活センター、かすや中南部広域消費生活センター、田川郡消費者センター、吉富・上毛消費生活相談窓口

（３）消費者安全確保地域協議会設置促進研修会の開催

市町村行政職員、消費生活相談員及び地域包括支援センター等の福祉関係者を対象とする研修会を実施した。（新型コロナウイルス感染防止のため、D-ラーニング及びリモート研修を導入）

実施日	研修名	対象者及び内容	（延べ） 受講者数
動画配信 （R4.7.25～R5.3.10）	消費者安全確保研修（基礎編）	【行政職員、消費生活相談員及び福祉関係者対象】 ・消費者行政の基礎知識 ・地域の消費者安全確保の取組に資する先進事例の紹介	166
	消費生活相談専門研修	【消費生活相談員及び行政職員対象】 ・消費生活相談関係法令の知識の習得 ・消費生活相談関係法令を学ぶ ・複雑化する消費生活相談の専門知識の習得（キャッシュレス決済の基本的な知識）	233
	相談対応研修	【消費生活相談員及び行政職員対象】 ・相談対応後の相談員等のセルフケア	53
	消費者教育人材育成研修	【行政職員、消費生活相談員及び福祉関係者対象】 ・若年者（主に高校生）の消費者教育に関する基本的な知識と効果的な技法等	48
R4.10.6 R4.10.13	消費者安全確保研修（応用編）	【行政職員、消費生活相談員及び福祉関係者対象】 ・消費者被害の防止と回復に係る能力の向上	30
R4.10.15 R4.10.29 R4.11.19 R4.11.26 R4.12.3	消費生活相談事例検討会	【消費生活相談員及び行政職員対象】 ・最近の消費者トラブル事例から厳選した3事例の検討を行い、相談対応のレベルアップを図る。	79

（４）多重債務問題への取組

ア 多重債務者無料相談ウィークの実施

国の多重債務者相談強化キャンペーン（R4.9.1～12.31）の一環として、県弁護士会及び県司法書士会と合同で多重債務者無料相談ウィークを実施した。

実施期間	実施場所
R4.11.7～11.11	県弁護士会及び県司法書士会の相談センター（県内24か所）

5 主体的・自立的な消費者になるための支援

(1) 消費者啓発の実施及び情報の提供

消費者の主体的かつ自立的な消費生活を支援するため、消費者啓発を実施するとともに、的確な消費選択に有用な情報を幅広く提供した。

ア トラブル未然防止のための教材等の作成・配布

作成月	資料名	主な対象者	配布先
7月	消費者を守る クーリング・オフ	一般	市町村等
1月	こんな消費生活のトラブルが増えています (4言語版)	外国人	市町村、福岡県国際交流センター
2月	あなたを狙う悪質商法 要注意 ＜音声コード・ふりがな付＞	高齢者	市町村、コンビニ、宅配事業者
3月	消費者被害防止動画 DVD 「トラブル事例から学ぼう！オンラインサービスの使い方」	障がい者、若年者	市町村

イ 悪質商法撲滅キャンペーンの実施

実施時期	場所	内容
12月 (本県で定めた悪質商法撲滅月間)	県庁ロビー他 県内市町村各所	・県庁ロビーで消費者啓発チラシの掲示、配架及びDVDの放映を実施(R4.12.5～12.9) ・6市1町1広域(飯塚市、大川市、豊前市、春日市、大野城市、那珂川市、遠賀町、直方広域(直方市、宮若市、小竹町、鞍手町))と連携してスーパー等へのチラシ配架等を実施 ・市町村への啓発チラシの提供及びのぼり旗の貸与 ・市町村の啓発活動への職員の派遣(那珂川市) ・宅配事業者(エフコープ生協、グリーンコープ生協及びヨシケイ(福岡、小倉))の協力を得て、消費者宅へ直接チラシを配布

ウ ホームページ等における情報提供

福岡県消費生活センターのホームページ、福岡県公式 Twitter 及び福岡県公式 LINE アカウントにより、消費者行政に関する情報提供を行った。

福岡県消費生活センター：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html>

福岡県公式 Twitter：@Pref_Fukuoka

福岡県公式 LINE：@pref_fukuoka

エ 生活設計の促進及び金融経済情報の提供

福岡県金融広報委員会と連携して、金融経済情報の提供や生活設計及び金銭教育の推進を図った。

オ 消費者サロン

福岡県吉塚合同庁舎1階の消費者サロンにおいて、悪質商法に対する注意喚起の情報提供、パネル、関係団体の資料等の展示を行った。

カ 県民ホールを活用したロビー展示

福岡県庁 1 階の県民ホールにおいて、悪質商法に関する注意喚起のため、消費者啓発チラシを掲示、配架するとともに、DVD の放映を行った。

(再掲 5 (1) イ)

キ 朝日新聞へのコラム掲載

毎月第 1 日曜日に、消費者被害防止のためのコラム「くらし 110 番」を掲載した。

	タイトル		タイトル
4 月	引っ越し直後の訪問販売	10 月	災害に便乗した悪質業者
5 月	エステ店との高額契約	11 月	「誰でも稼げる」もうけ話
6 月	「定期購入」めぐるトラブル	12 月	悩みや不安につけいる高額契約
8 月	フィッシングメール	2 月	悪質通販サイトのトラブル
9 月	サブスクめぐるトラブル	3 月	賃貸住宅 入居・退去時の費用請求

7 月、1 月は休載

ク 新成人への集中的・効果的な広報の実施

令和 4 年 4 月施行の改正民法による成年年齢引下げを受け、特に若年者層が集まる場所でポスターの掲示及びチラシの配布を行った。

実施時期	実施場所	内容
令和 4 年 7 月	自動車学校 (41 か所)、運転免許試験場 (4 か所) 遊技施設 (100 か所)	ポスター 計 4,500 枚 チラシ 計 135 枚
令和 5 年 1 月	成人式会場 (60 市町村 98 会場)	ポスター (各会場 1 枚)

ケ 靈感商法等被害防止に係る啓発用広告動画の制作・配信及びチラシ・リーフレットの作成・配布

靈感商法をはじめとした悪質商法の被害防止のため、SNS 用広告動画を制作・配信するとともに、啓発用チラシ及びリーフレットの作成・配布を行った。

実施時期	実施内容	内容
令和 5 年 3 月	広告動画の制作及び配信	YouTube への広告配信 (1 か月間)
令和 5 年 3 月	啓発用チラシ及びリーフレットの作成及び配布	チラシ (市町村、公民館等) 約 65,000 枚 リーフレット (高校、専門学校等) 約 160,000 枚

(2) 消費者教育の推進

主体的で自立した消費者を育成するためには、関係機関が協力して体系的に消費者教育を推進することが重要である。このため、福岡県消費者教育推進計画 (第 2 次) に基づき、教育庁と連携して消費者教育出前講座等を実施した。

ア 高齢者・障がい者の消費者被害防止事業の実施

高齢者・障がい者の消費者被害を防止するため、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係団体が実施する見守りの担い手を対象とした研修会や勉強会に弁護士・司法書士や消費生活相談員を派遣し、51 回の出前講座を実施した。

【講座の内容】

高齢者・障がい者の消費者被害の事例と特徴、見守りによる被害防止事例、成年後見制度利用方法などを、各団体の要望に応じて実施した。本人と見守り者の同時受講も可能とした。

イ 大学・専門学校等教職員向け研修会

大学、専門学校等の教職員を対象として、消費者被害の最新情報や学生に対する支援の方法等について研修会を実施した。(新型コロナウイルス感染防止のため、集合研修及び研修動画を録画した DVD の視聴による受講の 2 形式で実施)

実施日	手法	研修内容	参加者
・集合研修 R4. 8. 22 ・DVD 貸出 R4. 9. 1 ～ R4. 9. 30	・集合研修 ・講座を録画した DVD の視聴による受講	【講演】 ・サイバー犯罪について ・若者の消費者トラブル最新情報	大学・専門学校等の教職員 ・集合研修 13 名 ・動画受講 113 名

ウ 消費生活サポーター育成事業

悪質商法や製品事故等による消費者被害を防止するため、消費者問題について基礎的な知識を習得し、高齢者等への情報提供をしていただくボランティア（消費生活サポーター）を育成するための動画を県消費生活センターのホームページで配信した。又、動画を活用した研修講座も実施した。（動画視聴又は講座受講後、希望者は各市町村の消費生活サポーターとして登録）

実施日	研修内容等	受講者数 (うちサポーター登録者数)
(動画配信期間) R4. 8. 25～R5. 3. 10	① 消費生活サポーターとは ② 高齢者などに多い消費者トラブル事例 ③ 暮らしの中の危険 ④ 楽しく学んで、楽しく伝えるニセ電話詐欺～カルタを使用した啓発方法のご紹介～	延べ 715 回視聴 (15 名)
R4. 7. 6	吉富町住民福祉センター	18 名 (18 名)
R4. 8. 9	クリエイト篠栗	36 名 (36 名)
R4. 1. 18	上毛町役場 2 階大会議室	46 名 (46 名)

エ 消費者教育人材育成事業

若年者（主に高校生）の消費者教育に関する基本的な知識と効果的な技法等についての研修を実施した。（再掲 4（3））

オ 児童養護施設向け消費者教育出前講座

施設退所後に一人で生計を立てていくことになる入所児童が、退所後に消費者トラブルに遭わないよう支援するための講座を実施した。（延べ施設数：9 施設、延べ受講者数：146 名）

カ 県政出前講座

「悪質商法にだまされない」をテーマに、県政出前講座を 2 回実施した。

(3) 消費者組織の活動の促進

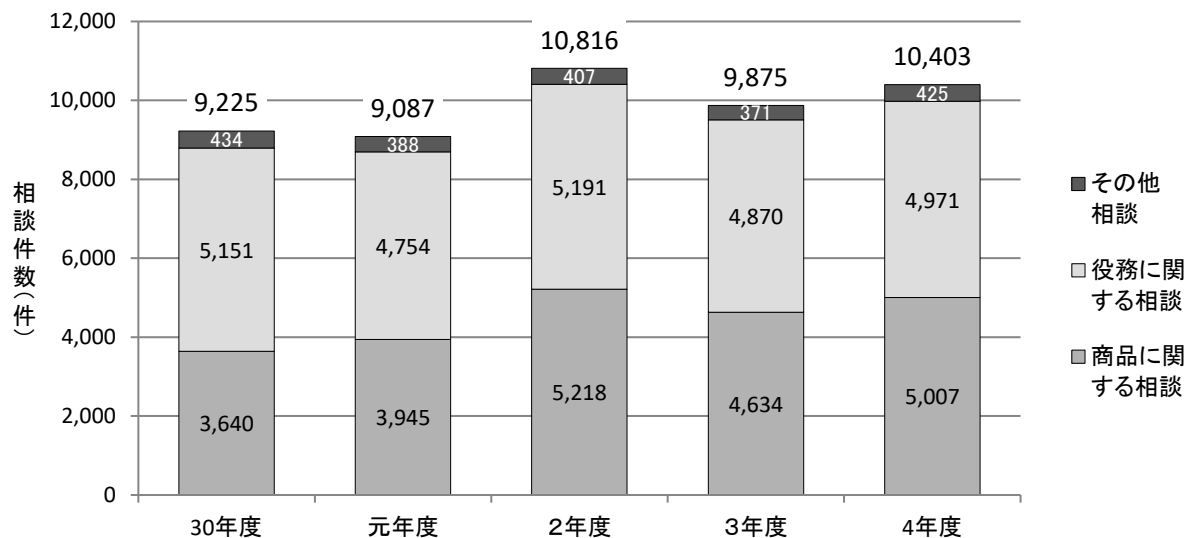
- 県所管の 23 の消費生活協同組合（連合会）について、次に掲げる取組を行った。
- ・消費生活協同組合法に基づく監督行政（組合の設立、運営及び解散に関する助言・処分等）
 - ・福岡県生活協同組合連合会の事業に対する助成

Ⅳ 令和４年度消費生活相談の概要

1 相談の概況

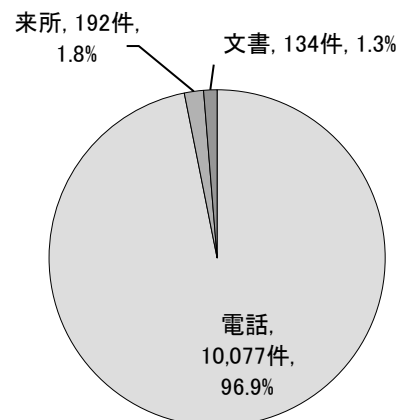
(1) 相談件数の推移

令和4年度に福岡県消費生活センターに寄せられた全相談件数は10,403件であり、前年度の9,875件に比べて528件(5.3%)増加している。



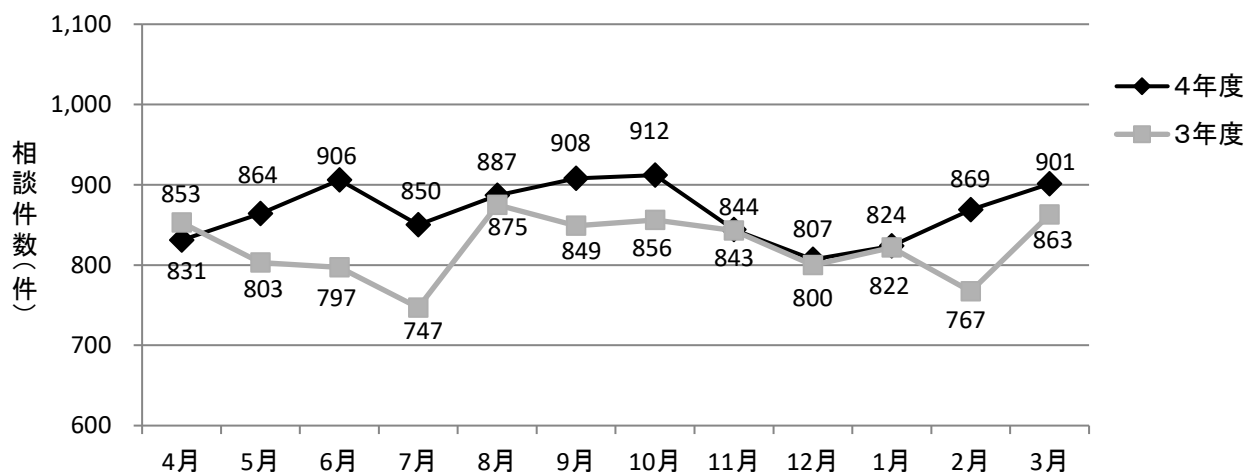
(2) 相談方法別の相談件数

令和4年度の相談件数を相談方法別に集計すると、電話による相談が10,077件(96.9%)であったのに対し、来所による相談は192件(1.8%)であった。



(3) 月別の相談件数

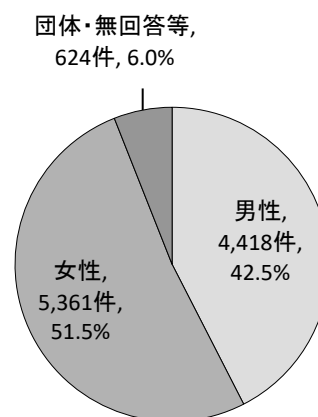
令和4年度における各月の相談件数は807件から912件の間に分布し、1か月当たりの平均相談件数は約867件であった。



2 契約当事者の属性別の相談件数

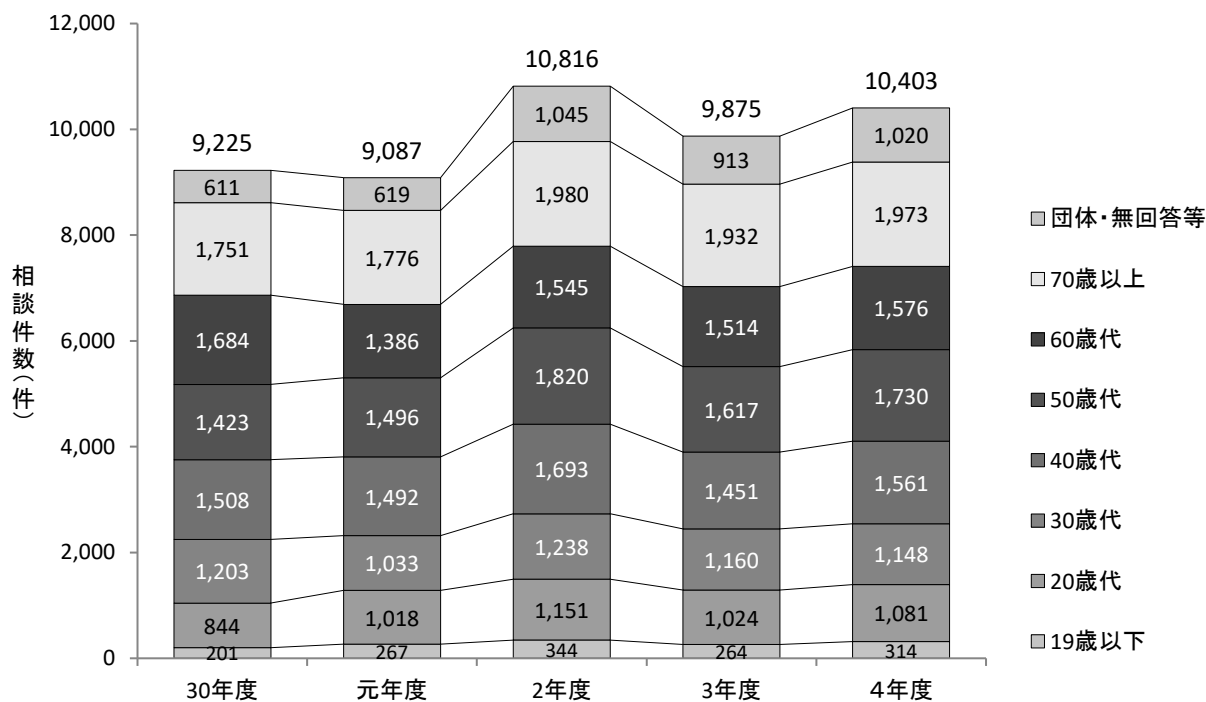
(1) 性別の相談件数

令和4年度の相談件数を契約当事者の性別で分けると、男性の相談が4,418件(42.5%)であったのに対し、女性の相談は5,361件(51.5%)であった。女性の相談がやや多い傾向が見られる。



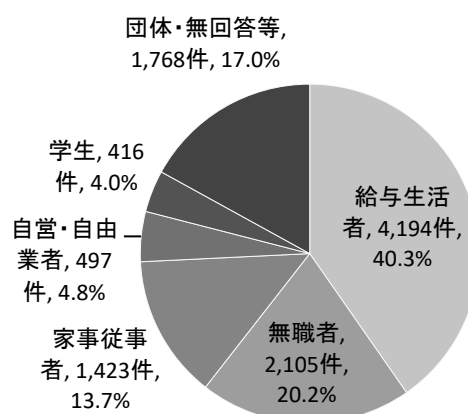
(2) 年代別の相談件数

令和4年度の相談件数を契約当事者の年代別に集計すると、第1位が70歳以上で1,973件(19.0%)、次いで50歳代が1,730件(16.6%)、60歳代が1,576件(15.1%)の順であった。



(3) 職業別の相談件数

令和4年度の相談件数を契約当事者の職業別に集計すると、給与生活者の相談が4,194件(40.3%)で最も多く、続いて無職者の相談が2,105件(20.2%)、家事従事者の相談が1,423件(13.7%)の順であった。



3 商品等分類別の相談件数

令和4年度の相談件数を商品・サービス分類別に集計すると、最も件数が多かったのは「商品一般^I」の908件（8.7%）であった^{II}。相談件数の第2位は「不動産貸借」、第3位は「基礎化粧品」となっている。

順位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1	デジタルコンテンツ 970件（10.5%）	デジタルコンテンツ 711件（7.8%）	デジタルコンテンツ 879件（8.1%）	商品一般 892件（9.0%）	商品一般 908件（8.7%）
2	商品一般 873件（9.5%）	商品一般 689件（7.6%）	商品一般 875件（8.1%）	不動産貸借 566件（5.7%）	不動産貸借 587件（5.6%）
3	不動産貸借 540件（5.9%）	不動産貸借 497件（5.5%）	不動産貸借 579件（5.4%）	携帯電話サービス 303件（3.1%）	基礎化粧品 399件（3.8%）
4	相談その他 319件（3.5%）	健康食品 445件（4.9%）	健康食品 563件（5.2%）	健康食品 291件（2.9%）	相談その他 317件（3.0%）
5	フリーローン・サラ金 249件（2.7%）	相談その他 282件（3.1%）	相談その他 281件（2.6%）	相談その他 286件（2.9%）	健康食品 302件（2.9%）
	9,225件（100.0%）	9,087件（100.0%）	10,816件（100.0%）	9,875件（100.0%）	10,403件（100.0%）

注)最下行は各年度の全相談件数を示す。

^I 「商品一般」は、商品の相談であることが明確であるが、分類を特定できない、又は特定する必要のない相談で、消費者が身に覚えのない架空請求に関する相談が含まれる。

^{II} 商品等分類別の相談件数は、令和3年度に商品等分類の改訂があり分類の廃止や新設があったため、時系列での比較はできない。令和2年度まで18年連続で第1位だった分類「デジタルコンテンツ」が廃止され、従来「デジタルコンテンツ」に分類していたものは、サービスの内容に合わせて主に下記のように分類することとなった。

令和2年度まで

上位キーワード
中位キーワード
下位キーワード

放送・コンテンツ等
デジタルコンテンツ
アダルト情報サイト
音楽情報サイト
映像配信サービス
出会い系サイト
オンラインゲーム
ギャンブル情報サイト
投資情報サイト
他のデジタルコンテンツ

令和3年度～

上位キーワード
中位キーワード
下位キーワード

娯楽等情報配信サービス
アダルト情報
音楽配信サービス
映像配信サービス
他の娯楽等情報配信サービス

ソフトウェアライセンス
ウイルス対策ソフト

他の娯楽・教養
異性交際関連サービス
出会い系サイト・アプリ
インターネットゲーム
ギャンブル情報
教養・娯楽サービスその他

他の金融関連サービス
金融コンサルティング

4 販売購入形態別の相談件数

令和4年度の相談件数を販売購入形態別に集計すると、無店舗販売（購入）の相談が5,242件（50.4%）であったのに対し、店舗購入の相談は2,518件（24.2%）であった。

無店舗販売（購入）の相談件数の内訳では、「通信販売」の相談が4,016件（38.6%）で最も多く、次いで「訪問販売」の相談が558件（5.4%）、「電話勧誘販売」の相談が390件（3.7%）と続いている。

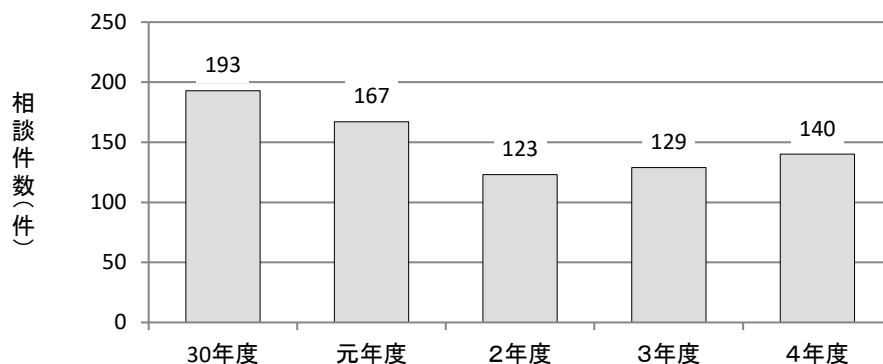
区分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	商品・サービスの分類による内訳(上位3位)					
							第1位		第2位		第3位	
無店舗販売(購入)	通信販売	2,799件 (30.3%)	3,021件 (33.2%)	4,145件 (38.3%)	3,618件 (36.6%)	4,016件 (38.6%)	基礎化粧品	385件	商品一般	324件	健康食品	257件
	訪問販売	639件 (6.9%)	586件 (6.4%)	645件 (6.0%)	636件 (6.4%)	558件 (5.4%)	工事・建築	96件	新聞	64件	修理サービス	34件
	電話勧誘販売	336件 (3.6%)	346件 (3.8%)	363件 (3.4%)	442件 (4.5%)	390件 (3.7%)	インターネット接続回線	68件	商品一般	43件	電気	29件
	マルチ・マルチまがい販売	114件 (1.2%)	155件 (1.7%)	136件 (1.3%)	124件 (1.3%)	79件 (0.8%)	健康食品	15件	商品一般	14件	(※1)化粧品/ 複合サービス会員/ 他の内職副業	8件
	訪問購入	46件 (0.5%)	29件 (0.3%)	56件 (0.5%)	60件 (0.6%)	70件 (0.7%)	商品一般	20件	着物類	8件	靴	6件
	ネガティブ・オプション	9件 (0.1%)	18件 (0.2%)	49件 (0.5%)	34件 (0.3%)	28件 (0.3%)	商品一般	6件	(※2)	1件		
	その他無店舗	120件 (1.3%)	97件 (1.1%)	155件 (1.4%)	115件 (1.2%)	101件 (1.0%)	役務その他サービス	11件	モバイルデータ通信	6件	ミネラルウォーター	5件
小計		4,063件 (44.0%)	4,252件 (46.8%)	5,549件 (51.3%)	5,029件 (50.9%)	5,242件 (50.4%)						
店舗購入		2,544件 (27.6%)	2,471件 (27.2%)	2,571件 (23.8%)	2,365件 (23.9%)	2,518件 (24.2%)	不動産貸借	408件	エステティックサービス	244件	携帯電話サービス	131件
不明・無回答		2,618件 (28.4%)	2,364件 (26.0%)	2,696件 (24.9%)	2,481件 (25.1%)	2,643件 (25.4%)						
合計		9,225件 (100.0%)	9,087件 (100.0%)	10,816件 (100.0%)	9,875件 (100.0%)	10,403件 (100.0%)						

※1 3つの分類が8件ずつであった。

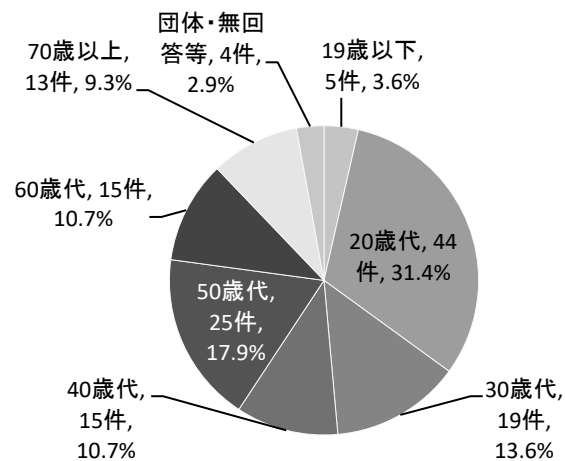
※2 1位の商品一般6件を除く22件は、全て1件ずつであった（鮮魚、緑茶、健康食品、靴下、化粧品など）。

5 多重債務相談の件数

令和4年度に福岡県消費生活センターに寄せられた多重債務相談は140件であり、前年度の129件に比べて11件（8.5%）増加している。



令和4年度の多重債務相談の件数を契約当事者の年代によって分けると、最も相談が多かったのは20歳代の44件（31.4%）で、続いて50歳代が25件（17.9%）、30歳代が19件（13.6%）であった。



6 あっせんの件数

消費生活センターが消費者と事業者の間に入って交渉の手伝いをしたもの。令和4年度に福岡県消費生活センターで行ったあっせん件数は411件であり、前年度の444件に比べて33件（7.4%）減少している。

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
あっせんの件数 （全相談に占める割合）		363件 (3.9%)	431件 (4.7%)	699件 (6.5%)	444件 (4.5%)	411件 (4.0%)
内訳 （販売購入形態別）	1 通信販売	164件	243件	428件	278件	302件
	2 店舗購入	112件	98件	136件	73件	56件
	3 訪問販売	33件	37件	49件	22件	18件
	4 電話勧誘販売	23件	18件	28件	28件	9件
	5 その他無店舗	1件	4件	4件	4件	4件
	6 マルチ・マルチまがい	4件	3件	4件	7件	1件
	7 ネガティブ・オプション	0件	1件	3件	1件	0件
	8 訪問購入	1件	1件	1件	1件	0件
	9 不明・無関係	25件	26件	46件	30件	21件

※ 上記「6 あっせんの件数」は、バイオネット（PIO-NET）に登録された令和5年5月10日現在の相談件数である。

7 危害・危険に関する相談の件数

(1) 危害に関する相談の件数

令和4年度に福岡県消費生活センターに寄せられた相談のうち危害に関するものは114件であり、前年度の109件と比べて5件増加している。その内訳を見ると、「皮膚障害」に関する相談が45件（39.5%）で最も多く、次いで「その他の疾病及び諸症状」に関する27件（23.7%）の順になっている。

（単位：件）

危害の種類	件数	内訳		
		危害部位	件数	商品・役務の種類等
皮膚障害	45	頭部	14	ファンデーション、シャンプー、白髪染めシャンプー、白髪染め、美容液、美白クリーム、脱毛エステ等
		顔面	21	
		首	1	
		腕・肩	1	
		手掌・手背(手首)	2	
		全身	2	
		不明	4	
その他の傷病及び諸症状	27	頭部	3	整体、美容医療、マウスウォッシュ、ミネラルウォーター、医療脱毛、医薬品、電子タバコ、豊胸手術等
		顔面	2	
		眼	5	
		口・口腔・歯	5	
		鼻・咽喉	1	
		胸部・背部	1	
		腹部	1	
		腰部・臀部	1	
		腕・肩	1	
		足首から先	2	
		全身	1	
不明	4			
消化器障害	13	腹部	13	ダイエットサプリ、サプリメント、ハーブティ、弁当、漢方薬等
刺傷・切傷	8	顔面	1	ズボン、ネイルサロン、歯科矯正、野菜スライサー等
		口・口腔・歯	1	
		食道	1	
		手掌・手背(手首)	1	
		手指	4	
擦過傷・挫傷・打撲傷	7	顔面	1	店内事故、椅子、美容院、電動キックスケーター等
		腰部・臀部	1	
		手指	1	
		大腿・下腿	2	
		足首から先	2	
中毒	4	全身	4	エビ、サバ刺身、柔軟仕上げ剤等
骨折	3	胸部・背部	1	整骨院、遊戯施設
		腕・肩	1	
		足首から先	1	
熱傷	3	顔面	1	医療脱毛、眉毛の脱色、脱毛エステ
		胸部・背部	1	
		大腿・下腿	1	
脱臼・捻挫	1	手指	1	トランポリン
神経・脊髄の損傷	1	首	1	腹筋ローラー
呼吸器障害	1	気道	1	新築注文住宅
不明	1	不明	1	電動キックスケーター
計	114			

(2) 危険に関する相談の件数

令和4年度に福岡県消費生活センターに寄せられた相談のうち危険に関するものは20件であり、前年度の19件と比べて1件増加している。その内訳を見ると、「機能故障」と「異物の混入」に関する相談が同数で最も多く、各5件(25.0%)である。

(単位：件)

相談の内容	件数	相談に係る商品・役務の種類
機能故障	5	オートバイ、中古車、車
異物の混入	5	おでん、のり、ピザ、冷凍食品、外食サービス
発火・引火	2	パネルヒーター、電子タバコ
燃料・液漏れ等	2	乾電池、衣類スチーマー
破損・折損	2	クロスバイク、車のチェーン
部品脱落	2	戸建住宅、扇風機
発煙・火花	1	高周波EMS機器
過熱・こげる	1	スマートフォン
計	20	

8 各種統計資料

以下の各表は、令和4年度に福岡県消費生活センターに寄せられた消費生活相談 10,403 件を過去との比較も交えて様々な観点から整理したものである。

(1) 商品等分類別の相談件数（上位 15 位）

順位	30年度		元年度	2年度	3年度	4年度	
1	デジタルコンテンツ 970件		デジタルコンテンツ 711件	デジタルコンテンツ 879件	商品一般 892件	商品一般 908件	
2	商品一般 873件		商品一般 689件	商品一般 875件	不動産貸借 566件	不動産貸借 587件	
3	不動産貸借 540件		不動産貸借 497件	不動産貸借 579件	携帯電話サービス 303件	基礎化粧品 399件	
4	相談その他 319件		健康食品 445件	健康食品 563件	健康食品 291件	相談その他 317件	
5	フリーローン・サラ金 249件		相談その他 282件	相談その他 281件	相談その他 286件	健康食品 302件	
6	インターネット接続回線 246件		インターネット接続回線 231件	他の行政サービス 280件	インターネット接続回線 248件	エステティックサービス 274件	
7	工事・建築 237件		携帯電話サービス 220件	携帯電話サービス 270件	工事・建築 235件	工事・建築 228件	
8	他の行政サービス 236件		フリーローン・サラ金 209件	保健衛生品その他 246件	他の内職・副業 188件	携帯電話サービス 220件	インター ネット接続 回線
9	携帯電話サービス 230件		工事・建築 200件	工事・建築 231件	他の行政サービス 182件		220件
10	健康食品 181件		四輪自動車 164件	インターネット接続回線 205件	四輪自動車 175件	他の行政サービス 200件	
11	四輪自動車 164件		エステティックサービス 154件	四輪自動車 181件	アダルト情報 167件	役務その他サービス 190件	
12	エステティックサービス 122件		基礎化粧品 143件	基礎化粧品 163件	基礎化粧品 164件	頭髮用化粧品 175件	
13	新聞 110件	テレビ放送サービス 110件	他の行政サービス 137件	フリーローン・サラ金 159件	役務その他サービス 159件	四輪自動車 165件	
14			他の化粧品 129件	役務その他サービス 153件	他の化粧品 157件	他の化粧品 152件	
15	修理サービス 102件		役務その他サービス 127件	修理サービス 144件	フリーローン・サラ金 141件	他の内職・副業 133件	
	9,225件		9,087件	10,816件	9,875件	10,403件	

注) 最下行は各年度の全相談件数を示す。

注) 商品等分類別の相談件数は、令和3年度に商品等分類の改訂があり分類の廃止や新設があったため、時系列での比較はできない。

(2) 販売購入形態別・商品等分類別の相談件数（令和4年度・上位10位）

順位	通信販売	訪問販売	電話勧誘販売	マルチ・マルチまがい販売	訪問購入	ネガティブ・オプション
1	基礎化粧品 385件	工事・建築 96件	インターネット接続回線 68件	健康食品 15件	商品一般 20件	商品一般 6件
2	商品一般 324件	新聞 64件	商品一般 43件	商品一般 14件	着物類 8件	
3	健康食品 257件	修理サービス 34件	電気 29件	化粧品 8件	靴 6件	
4	頭髮用化粧品 166件	インターネット接続回線 28件	魚介類 27件	複合サービス会員 8件	ネックレス 4件	
5	他の化粧品 145件	給湯システム 18件	広告代理サービス 23件	他の内職・副業 8件	指輪 3件	
6	アダルト情報 121件	電気 17件	他の内職・副業 22件	ファンド型投資商品 3件	四輪自動車 3件	
7	化粧品 97件	ソーラーシステム 17件	鮮魚 21件	他の娯楽等情報配信サービス 3件	ミシン 2件	
8	異性交際関連サービス 97件	役務その他サービス 17件	老人ホーム 12件	他の台所用品 2件	被服品一般 2件	
9	インターネットゲーム 86件	プロパンガス 13件	役務その他サービス 12件	頭髮用化粧品 2件	紳士・婦人洋服 2件	
10	メイクアップ化粧品 84件	電気設備 13件	固定電話サービス 11件	役務その他サービス 2件	履物 2件	
	4,016件	558件	390件	79件	70件	28件

注) 最下行は販売購入形態ごとの全相談件数を示す。

注) ネガティブオプションの1位 商品一般6件を除く22件は、全て1件ずつであった（鮮魚、緑茶、健康食品、靴下、化粧品など）。

(3) 契約当事者年代別の相談件数

年度	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・無回答等	計
4年度	314件 (3.0%)	1,081件 (10.4%)	1,148件 (11.0%)	1,561件 (15.0%)	1,730件 (16.6%)	1,576件 (15.1%)	1,973件 (19.0%)	1,020件 (9.8%)	10,403件 (100.0%)
3年度	264件 (2.7%)	1,024件 (10.4%)	1,160件 (11.7%)	1,451件 (14.7%)	1,617件 (16.4%)	1,514件 (15.3%)	1,932件 (19.6%)	913件 (9.2%)	9,875件 (100.0%)
2年度	344件 (3.2%)	1,151件 (10.6%)	1,238件 (11.4%)	1,693件 (15.7%)	1,820件 (16.8%)	1,545件 (14.3%)	1,980件 (18.3%)	1,045件 (9.7%)	10,816件 (100.0%)
元年度	267件 (2.9%)	1,018件 (11.2%)	1,033件 (11.4%)	1,492件 (16.4%)	1,496件 (16.5%)	1,386件 (15.3%)	1,776件 (19.5%)	619件 (6.8%)	9,087件 (100.0%)
30年度	201件 (2.2%)	844件 (9.1%)	1,203件 (13.0%)	1,508件 (16.3%)	1,423件 (15.4%)	1,684件 (18.3%)	1,751件 (19.0%)	611件 (6.6%)	9,225件 (100.0%)

(4) 契約当事者年代別・商品等分類別の相談件数（令和4年度・上位5位）

順位	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	全年代
1	インターネット ゲーム 51件 (16.2%)	エステティック サービス 160件 (14.8%)	不動産貸借 139件 (12.1%)	商品一般 108件 (6.9%)	商品一般 154件 (8.9%)	商品一般 155件 (9.8%)	商品一般 215件 (10.9%)	商品一般 908件 (8.7%)
2	エステティック サービス 23件 (7.3%)	不動産貸借 98件 (9.1%)	商品一般 80件 (7.0%)	不動産貸借 106件 (6.8%)	基礎化粧品 110件 (6.4%)	基礎化粧品 114件 (7.2%)	工事・建築 75件 (3.8%)	不動産貸借 587件 (5.6%)
3	健康食品 22件 (7.0%)	商品一般 67件 (6.2%)	エステティック サービス 44件 (3.8%)	基礎化粧品 67件 (4.3%)	不動産貸借 87件 (5.0%)	健康食品 59件 (3.7%)	基礎化粧品 63件 (3.2%)	基礎化粧品 399件 (3.8%)
4	商品一般 18件 (5.7%)	他の内職・副 業 56件 (5.2%)	・四輪自動車 ・インターネット 接続回線	健康食品 50件 (3.2%)	健康食品 60件 (3.5%)	頭髪用化粧品 56件 (3.6%)	・携帯電話 サービス	相談その他 317件 (3.0%)
5	基礎化粧品 11件 (3.5%)	役務その他 サービス 33件 (3.1%)	・他の内職・副 業 各25件 (2.2%)	相談その他 47件 (3.0%)	相談その他 46件 (2.7%)	他の行政サー ビス 50件 (3.2%)	・健康食品 各60件 (3.0%)	健康食品 302件 (2.9%)
	314件	1,081件	1,148件	1,561件	1,730件	1,576件	1,973件	10,403件

注1) 年齢不明者からの相談があるため、各年代の計と全年代の数値は一致しない。

注2) 最下行は各年代の全相談件数を示す。

(5) 多重債務相談の件数（契約当事者年代別）

年度	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・無回答等	計
4年度	5件 (3.6%)	44件 (31.4%)	19件 (13.6%)	15件 (10.7%)	25件 (17.9%)	15件 (10.7%)	13件 (9.3%)	4件 (2.9%)	140件 (100.0%)
3年度	1件 (0.8%)	22件 (17.1%)	17件 (13.2%)	18件 (14.0%)	22件 (17.1%)	17件 (13.2%)	24件 (18.6%)	8件 (6.2%)	129件 (100.0%)
2年度	0件 (0.0%)	28件 (22.8%)	10件 (8.1%)	34件 (27.6%)	16件 (13.0%)	22件 (17.9%)	9件 (7.3%)	4件 (3.3%)	123件 (100.0%)
元年度	1件 (0.6%)	39件 (23.4%)	23件 (13.8%)	28件 (16.8%)	36件 (21.6%)	20件 (12.0%)	15件 (9.0%)	5件 (3.0%)	167件 (100.0%)
30年度	0件 (0.0%)	19件 (9.8%)	40件 (20.7%)	40件 (20.7%)	36件 (18.7%)	29件 (15.0%)	24件 (12.4%)	5件 (2.6%)	193件 (100.0%)

(6) 通信販売の相談件数（商品等分類別・上位10位）

順位	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数
1	デジタルコンテンツ	894	デジタルコンテンツ	635	デジタルコンテンツ	790	商品一般	313	基礎化粧品	385
2	商品一般	251	健康食品	386	健康食品	518	健康食品	249	商品一般	324
3	健康食品	140	商品一般	180	商品一般	259	アダルト情報	165	健康食品	257
4	基礎化粧品	79	基礎化粧品	128	基礎化粧品	152	他の化粧品	152	頭髪用化粧品	166
5	酵素食品	74	他の化粧品	126	保健衛生品その他	138	基礎化粧品	147	他の化粧品	145
6	他の化粧品	54	酵素食品	59	他の化粧品	119	頭髪用化粧品	124	アダルト情報	121
7	他のネット通信関連サービス	48	役務その他サービス	57	頭髪用化粧品	96	他の内職・副業	107	化粧品	97
8	ファンド型投資商品	41	航空サービス	55	紳士・婦人洋服	62	異性交際関連サービス	97	異性交際関連サービス	97
9	航空サービス	36	高麗人参茶	53	酵素食品	61	役務その他サービス	67	インターネットゲーム	86
10	他の内職・副業	33	化粧品	37	タバコ用品	59	紳士・婦人用バッグ	66	メイクアップ化粧品	84
	30年度通信販売計	2,799	元年度通信販売計	3,021	2年度通信販売計	4,145	3年度通信販売計	3,618	4年度通信販売計	4,016

注) 商品等分類別の相談件数は、令和3年度に商品等分類の改訂があり分類の廃止や新設があったため、時系列での比較はできない。

(7) 訪問販売の相談件数（商品等分類別・上位10位）

順位	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数
1	新聞	96	新聞	78	工事・建築	83	工事・建築	85	工事・建築	96
2	工事・建築	90	工事・建築	75	新聞	82	新聞	56	新聞	64
3	テレビ放送サービス	47	電気	51	修理サービス	49	修理サービス	48	修理サービス	34
4	インターネット接続回線	37	テレビ放送サービス	36	電気	39	電気	44	インターネット接続回線	28
5	修理サービス	20	台所消耗品	19	役務その他サービス	35	インターネット接続回線	35	給湯システム	18
6	台所消耗品	18	修理サービス	17	インターネット接続回線	31	申請代行サービス	31	電気	17
7	役務その他サービス	14	インターネット接続回線	16	テレビ放送サービス	21	テレビ放映サービス	18	ソーラーシステム	17
8	電気	13	給湯システム	11	ふとん類	18	廃品回収サービス	15	役務その他サービス	17
9	モバイルデータ通信	13	健康食品	11	建物清掃サービス	15	役務その他サービス	15	プロパンガス	13
10	エステティックサービス	13	ソーラーシステム	10	ソーラーシステム	13	他の内職・副業	14	電気設備	13
	30年度訪問販売計	639	元年度訪問販売計	586	2年度訪問販売計	645	3年度訪問販売計	636	4年度訪問販売計	558

注) 商品等分類別の相談件数は、令和3年度に商品等分類の改訂があり分類の廃止や新設があったため、時系列での比較はできない。

(8) 相談内容別・商品等分類別の相談件数（令和4年度）

区分	相談内容 大分類	安全 衛生	品質 機能	法規 基準	価格 料金	計量 量目	表示 広告	販売 方法	契約 解約	接客 対応	包装 容器	施設 設備	買物 相談	生活 知識	その他	相談 件数
商品	商品一般	3	10	30	55	0	71	440	603	98	0	0	5	0	16	908
	食料品	37	56	16	73	6	106	354	466	109	2	1	3	0	2	621
	住居品	29	83	5	41	3	46	235	329	99	0	0	0	0	1	421
	光熱水品	2	3	7	61	2	10	66	129	35	0	0	0	0	3	187
	被服品	21	65	7	38	0	59	322	465	108	0	0	1	0	0	546
	保健衛生品	62	79	8	109	1	198	742	987	215	3	0	1	0	0	1,089
	教養娯楽品	36	105	17	86	1	69	437	582	185	1	0	1	0	3	742
	車両・乗り物	26	59	4	43	0	18	73	220	66	0	0	0	1	0	262
	土地・建物・設備	4	19	11	48	0	6	95	152	52	0	0	2	1	4	217
	他の商品	0	2	0	0	0	2	9	11	2	0	0	0	0	0	14
	商品計	220	481	105	554	13	585	2,773	3,944	969	6	1	13	2	29	5,007
役務	クリーニング	5	15	1	2	1	0	3	18	14	0	0	0	0	0	28
	レンタル・リース	44	104	34	215	0	3	88	487	178	0	1	0	0	2	633
	工事・建築・加工	17	45	7	62	0	12	89	177	49	0	0	1	0	1	232
	修理・補修	10	24	1	35	0	10	41	82	21	0	0	1	0	0	106
	管理・保管	1	2	1	11	0	4	1	19	11	0	1	0	0	0	29
	役務一般	0	0	0	3	0	5	15	29	4	0	0	0	0	0	33
	金融・保険サービス	6	7	34	72	0	19	165	474	109	0	0	1	1	2	560
	運輸・通信サービス	18	73	18	126	0	37	306	646	226	0	0	0	0	7	847
	教育サービス	0	0	2	12	0	2	10	38	8	0	0	0	0	1	43
	教養・娯楽サービス	8	12	18	195	1	84	447	692	115	0	2	1	0	1	815
	保健・福祉サービス	38	49	20	122	1	29	173	496	143	0	0	0	2	13	628
	他の役務	13	22	26	142	0	66	271	491	101	1	1	1	1	12	664
	内職・副業・ねずみ講	0	0	6	25	0	18	103	132	10	0	0	0	0	0	153
	他の行政サービス	1	22	19	7	0	9	24	58	25	0	2	0	3	54	200
	役務計	161	375	187	1,029	3	298	1,736	3,839	1,014	1	7	5	7	93	4,971
その他	他の相談															425
合計		381	856	292	1,583	16	883	4,509	7,783	1,983	7	8	18	9	122	10,403

注) 1件の相談に複数の相談内容が含まれていることがあるため、相談内容と相談件数は一致しない。

(9) 市町村別の相談件数（令和4年度）

次の各表は、令和4年度に福岡県消費生活センターに寄せられた10,403件の相談を相談者の居住地別に集計したものである。

(北九州地域)

北九州 市	門 司 区	29件
	小 倉 北 区	76件
	小 倉 南 区	91件
	若 松 区	27件
	八 幡 東 区	15件
	八 幡 西 区	114件
	戸 畑 区	14件
	不 明	82件
計		448件
行 橋 市		47件
豊 前 市		49件
中 間 市		83件
遠賀 郡	芦 屋 町	19件
	水 巻 町	40件
	岡 垣 町	38件
	遠 賀 町	11件
	不 明	6件
	計	114件
京都 郡	苅 田 町	86件
	み や こ 町	11件
	不 明	1件
計		98件
築上 郡	吉 富 町	12件
	上 毛 町	24件
	築 上 町	12件
	不 明	1件
計		49件
北九州地域合計		888件

(福岡地域)

福岡 市	東 区	997件
	博 多 区	838件
	中 央 区	543件
	南 区	676件
	西 区	474件
	早 良 区	509件
	城 南 区	377件
	不 明	266件
計		4,680件
筑 紫 野 市		202件
春 日 市		197件
大 野 城 市		167件
宗 像 市		125件
太 宰 府 市		158件
古 賀 市		228件
福 津 市		214件
朝 倉 市		65件
糸 島 市		137件
那 珂 川 市		162件
糟屋 郡	宇 美 町	79件
	篠 栗 町	102件
	志 免 町	143件
	須 恵 町	60件
	新 宮 町	116件
	久 山 町	46件
	粕 屋 町	136件
	不 明	14件
計		696件
朝倉 郡	筑 前 町	78件
	東 峰 村	1件
	不 明	0件
計		79件
福岡地域合計		7,110件

(筑後地域)

大 牟 田 市		120件
久 留 米 市		281件
柳 川 市		68件
八 女 市		61件
筑 後 市		103件
大 川 市		97件
小 郡 市		149件
う き は 市		35件
み や ま 市		21件
三井 郡	大刀洗町	18件
	計	18件
三潆 郡	大 木 町	18件
	計	18件
八女 郡	広 川 町	23件
	計	23件
筑後地域合計		994件

(筑豊地域)

直 方 市		115件
飯 塚 市		125件
田 川 市		62件
宮 若 市		43件
嘉 麻 市		30件
鞍手 郡	小 竹 町	14件
	鞍 手 町	31件
	不 明	0件
計		45件
嘉穂 郡	桂 川 町	11件
	計	11件
田川 郡	香 春 町	28件
	添 田 町	21件
	糸 田 町	16件
	川 崎 町	31件
	大 任 町	3件
	赤 村	4件
	福 智 町	36件
	不 明	10件
計		149件
筑豊地域合計		580件

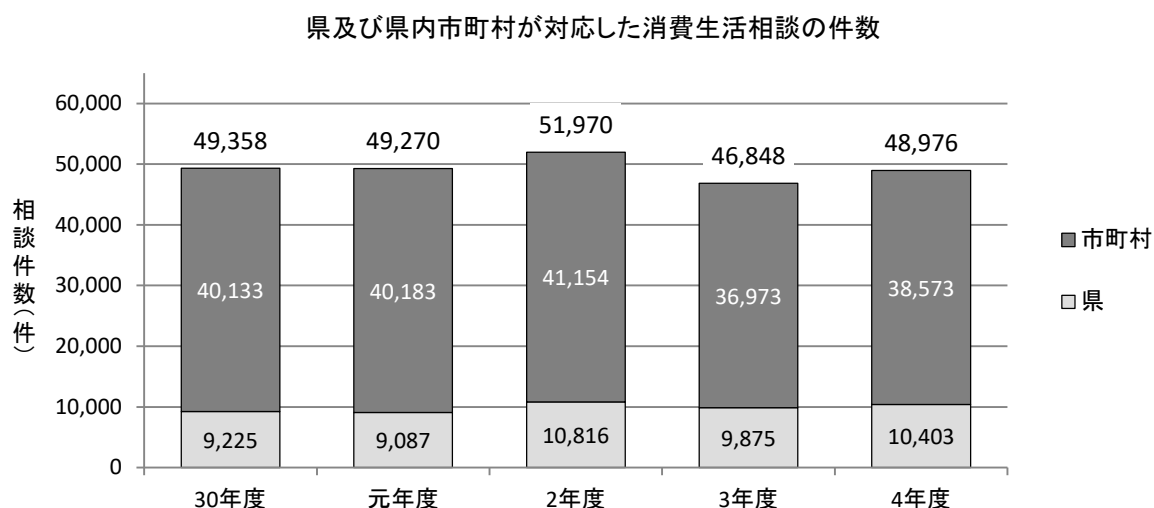
北九州地域		888件
福岡地域		7,110件
筑後地域		994件
筑豊地域		580件
県 外		271件
不 明		560件
総 合 計		10,403件

9 県及び県内市町村に対する相談の概況

次の各統計は、令和4年度に県及び県内市町村の消費生活センターその他の相談窓口が対応した消費生活相談の件数を様々な観点から整理したものである。なお、集計方法の違いにより^{III}、（１）及び（２）の相談件数と（３）以降の相談件数では合計が異なるので注意されたい。

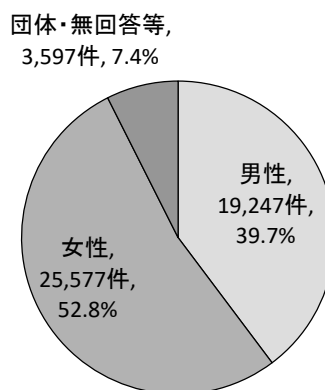
（１）相談件数の推移

令和4年度に県及び県内市町村が対応した消費生活相談の全件数は48,976件であった。前年度の46,848件から2,128件（4.5%）増加している。



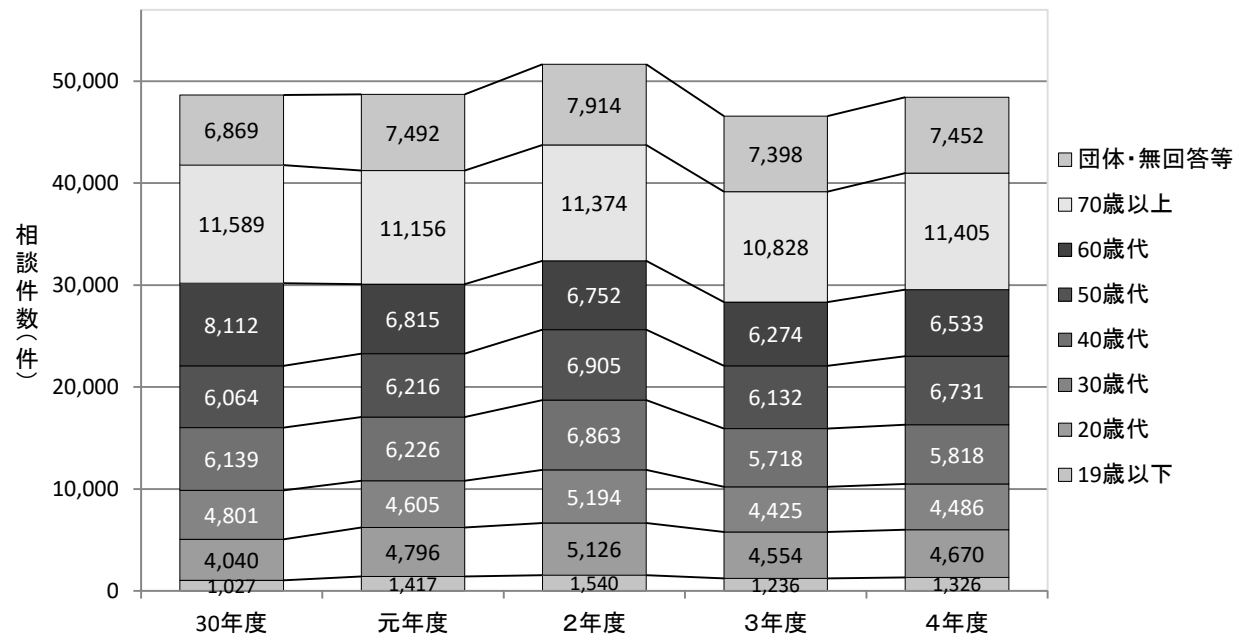
（２）性別の相談件数

令和4年度の相談件数を契約当事者の性別で分けると、男性の相談が19,247件（39.7%）であったのに対し、女性の相談は25,577件（52.8%）であった。



^{III} このページの9（１）の市町村の相談件数は、県が各市町村に照会して得た回答によるものである。他方、9（２）の相談件数は、パイオネット（PIO-NET）に登録された県及び県内36消費生活センター（相談窓口）に係る相談件数（令和5年5月10日現在）である。

(3) 年代別の相談件数



(4) 商品等分類別の相談件数

令和4年度の相談件数を商品・サービス分類別に集計すると、福岡県消費生活センターと第1位から第3位までは同じ項目・順位であり、第4位・第5位は順位は逆ではあるが同じ項目となっている。

順位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1	商品一般 6,417件 (13.2%)	商品一般 4,636件 (9.5%)	商品一般 4,668件 (9.0%)	商品一般 4,368件 (9.4%)	商品一般 4,309件 (8.9%)
2	デジタルコンテンツ 5,113件 (10.5%)	デジタルコンテンツ 3,693件 (7.6%)	デジタルコンテンツ 4,085件 (7.9%)	不動産貸借 2,260件 (4.9%)	不動産貸借 2,250件 (4.6%)
3	不動産貸借 2,535件 (5.2%)	不動産貸借 2,385件 (4.9%)	健康食品 2,582件 (5.0%)	健康食品 1,363件 (2.9%)	基礎化粧品 1,896件 (3.9%)
4	相談その他 1,576件 (3.2%)	健康食品 2,167件 (4.4%)	不動産貸借 2,457件 (4.8%)	インターネット接続回線 1,332件 (2.9%)	健康食品 1,447件 (3.0%)
5	フリーローン・サラ金 1,407件 (2.9%)	インターネット接続回線 1,511件 (3.1%)	他の行政サービス 1,459件 (2.8%)	携帯電話サービス 1,245件 (2.7%)	相談その他 1,257件 (2.6%)

注) 商品等分類別の相談件数は、令和3年度に商品等分類の改訂があり分類の廃止や新設があったため、時系列での比較はできない。

※ このページ(3)及び(4)の各相談件数は、パイオネット (PIO-NET) に登録された県及び県内 36 消費生活センター (相談窓口) に係る相談件数 (令和5年5月10日現在) である。

※ 「IV 令和4年度消費生活相談の概要」における割合は、四捨五入の関係で合計が 100 にならないことがある。

V ホットな消費者ニュース（令和４年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、注意が必要な事例について紹介しています。

2022年 4月号	●まだまだ多いインターネット通販トラブル！ 定期購入に気をつけて！ ●パソコンに警告画面や警告音が出てあわてないで！ 電話をかけないで！ 料金を支払わないで！	P44
2022年 5月号	●還付金・給付金詐欺が多発しています！ 役所を騙(かた)る電話に気を付けて！ ●通信販売のルールが変わります	P45
2022年 6月号	●電話勧誘での電気の契約トラブルに注意！ ●いつでも解約できるはずなのに、販売業者に連絡がつかず解約できない	P46
2022年 7月号	●エステの「使い放題」は、有償サービスと無償サービスでできている？ ●補聴器購入は慎重に！ まずは専門医の受診を	P47
2022年 8月号	●鍵の解錠サービスにご注意！ ●電子レンジの発火、食品の破裂や沸騰にご注意！！ 電子レンジを安全に使いましょう！	P48
2022年 9月号	●外貨建て生命保険のトラブルが増えています。契約は慎重に、家族と相談しましょう！ ●オークションサイトで落札できなかった人気商品が別サイトで格安販売？！	P49
2022年 10月号	●気をつけましょう！ 通信販売の定期購入	P50
2022年 11月号	●害虫駆除を頼んだら高額請求！？ ●巧妙化する劇場型勧誘の手口にご注意！	P51
2022年 12月号	●「簡単にもうかる」というインターネット広告にご注意！ ●火災にご注意！！ 電気ストーブを安全に使いましょう！	P52
2023年 1月号	●人手不足や事業者の倒産で放置されることも… 工事代金の前払いに気をつけて！ ●マッチングアプリをきっかけとする投資詐欺にご注意！	P53
2023年 2月号	●不用品回収サービスのトラブルにご注意！ ●パソコンの「警告メッセージ」にご注意！	P54
2023年 3月号	●コンサートチケットの購入トラブルに注意！ ●「お試し・初回限定価格・縛りなし・いつでも解約」お得な広告には注意しましょう！	P55



まだまだ多いインターネット通販トラブル！定期購入に気をつけて！

（相談事例１）

スマホのSNS広告に美容液が「初回限定特別価格 980円、購入回数の縛りはない、いつでも解約できる」と表示されていた。お得に試すことができ、解約保証もあり安心だと思い注文した。1か月後に2回目の商品が届くことは知っていたので、規約通りに発送予定日の10日前までに解約の申し出をしたところ、「2回目の商品を受け取る前に解約する場合は通常価格での購入になる」と言われ初回価格との差額を請求された。

（相談事例２）

定期購入契約だが「購入回数の縛りがなくいつでも解約できる」と表示があったため購入した。2回目が届いた後に販売事業者へ解約の電話をかけるが、一向につながらない。このままだと3回目が届いてしまう。

（アドバイス）

- ◆「初回限定特別価格」「いつでも解約できます」このような広告を見て「お得に試せる」「解約保証があり安心だ」と軽い気持ちで注文すると、解約保証には条件などがあり通常価格での支払いが必要になる場合があります。注文の際には「注文確定」を押す前に契約内容、販売事業者、返品・解約などの規約を詳しく確認しましょう。
- ◆事業者へ電話がつかない場合も、根気よくかけ続けてみましょう。それでもつながらなければメールやFAXなどで解約の意思を伝え、メモやスクリーンショットなどで履歴を残しておきましょう。

パソコンに警告画面や警告音が出てもあわてないで！ 電話をかけないで！料金を支払わないで！

（相談事例）

パソコンを使っていたら、突然、警告音が鳴り、「ウイルス感染した」と表示された。驚いて表示されていた問合せ先に電話をかけると、海外のセキュリティソフトウェア業者を名乗る人物が遠隔操作で作業をし、ウイルス除去のための代金として、コンビニで電子マネーを5万円分買うように言われた。コンビニで電子マネーを買い、電子マネーの番号を入力すると、「番号が違う。再度5万円分買うように」と言われた。もう一度、電子マネーを買いに行ったところ、店員から「おかしな話なので消費生活センターに相談するように」と言われた。

（アドバイス）

- ◆警告画面や警告音が出ても、慌てて警告画面に表示されている連絡先に電話をしないようにしましょう。慌てて連絡すると不安をあおられ、次々に料金の支払いを迫られます。
- ◆高齢者の被害が多くなっています。自分だけで判断せず、電話したり、料金を払う前に、周りの人に相談して下さい。電子マネーの番号を伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。
- ◆「警告画面が消えない」等の対処方法については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の『情報セキュリティ安心相談窓口』に相談しましょう。
- ◆困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

情報セキュリティ安心相談窓口

電話番号：03-5978-7509

受付時間：10時～12時、13時30分～17時（土日祝日・年末年始除く）

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）	福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日も電話相談可）
北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可）	久留米市 0942-30-7700（第2日曜日も相談可）
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや！）（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供：飯塚市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



還付金・給付金詐欺が多発しています！ 役所を騙(かた)る電話に気を付けて！

(相談事例)

私の住所地の役所、保険課〇〇と個人名を名乗り、「過去3年間の医療費の還付金がある」と電話があった。銀行情報を聞かれ答えたが、さらに詳しい情報を求められたので「役所に行って手続きをする」と言うと、暴言を吐かれ電話を切られた。

役所に問い合わせ、詐欺電話だと判明した。(60歳代男性)

(アドバイス)

- ◆「『医療費』や『介護保険料』の還付金がある」と、役所など公的機関を騙る電話が多発しています。
- ◆公的機関が電話で銀行口座や暗証番号を聞くことはありませんし、ATMの操作で還付金や給付金を受け取ることはできません。
- ◆新手の詐欺として、電話で口座・暗証番号を聞き出されたことで、知らない間にインターネットバンキングの手続きをされた事例があります。そのために、口座から数百万円が引き出されるという被害も県内で続発しています。
- ◆不審に感じたときは消費生活センターに相談してください。

通信販売のルールが変わります

法律が改正され、令和4年6月1日よりインターネット通販においては最終確認画面で下記の条件の明確な表示が義務化されます。これらの表示がなく、誤認させる表示により申し込みをした場合、契約を取り消せる可能性があります。

【確認する3つのポイント】

①購入の
回数

②2回目から
の料金

③解約の
方法

最終確認画面とは、インターネット通販において、その画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面です。

【アドバイス】

- ①「〇ヶ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます。届く商品の量や回数を確認しましょう。
 - ②「初回」価格と「2回目以降」の価格は違う場合があります。2回目以降の支払い価格や支払い総額を確認しましょう。
 - ③1回限りで解約出来るか、解約申し出期間に制限はないか、解約違約金など追加負担はないか確認しましょう。
- ◆通信販売にはクーリング・オフは適用されず、販売業者が定めた返品に関する特約に従うことになります。注文する前によく確認し、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*** 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)** (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料が発生します

事例提供：北九州市立消費生活センター、宗像市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



電話勧誘での電気の契約トラブルに注意！

契約している小売電気事業者とは別の会社から電話勧誘があり、契約したつもりはないのに電力会社が切り替わっていたなどの相談があります。

（相談事例）

1カ月ほど前に、電気代が安くなると電話で勧誘された。興味はあったが、すぐに契約をする気はなかった。資料を請求するだけで契約は成立しないことを業者に確認し資料を請求した。

送られてきた資料には、電気の検針票を事務代行業者に送るように書かれていたため、不審に思い問い合わせ先に連絡すると、すでに申込みされているという返事だった。

（アドバイス）

- ◆電話での口頭による意思表示だけでも契約申込は可能です。切り替えの必要性をよく考えなければはつきり断りましょう。
- ◆契約を切り替える場合、検針票に記載されている情報が必要になります。切り替え検討の意思がなければ、検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
- ◆契約先を切り替える際は、契約期間や契約解除などの条件をよく確認し契約しましょう。
- ◆電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフなどができる場合がありますが、自ら事業者へ電話をかけて契約した場合などは、クーリング・オフできないので注意しましょう。
- ◆契約トラブルで困った場合は、お住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください。

いつでも解約できるはずなのに、販売業者に連絡がつかず解約できない

（相談事例）

「初回500円」というサブプリメントのSNS広告を見て、2回目以降約4,000円の商品が毎月届く定期購入で契約。次回発送日の10日前までに解約の連絡をすればいつでも解約できるという条件を見て申し込んだ。後日、2回目の商品が届く前に解約したいと思い、販売業者に電話するが、混み合っていて繋がらない。

（アドバイス）

連絡した証拠を残しましょう

- ☞販売業者に解約の連絡がつかない場合、連絡した証拠を残しましょう。解約できる期間を過ぎてから販売業者に連絡がついた場合は、解約できる期間内に連絡した証拠を提示しながら、解約交渉を試みましょう。
- ☞また、解約方法が「電話」に限定されている場合でも、念のため電話以外の連絡方法（電子メール等）で、解約するために販売業者に電話をかけているが繋がらない旨を連絡しておきましょう。
- ☞販売業者が指定した解約条件、解約方法で解約を申し出ようとしたことを、後で証明できるようにしておくことが重要です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）	福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日も電話相談可）
北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可）	久留米市 0942-30-7700（第2日曜日も相談可）
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

＊消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや！）（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料が発生します

事例提供：福岡市消費生活センター、大牟田市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



エステの「通い放題」は、有償サービスと無償サービスでできている？

（相談事例）

「2年間通い放題で60万円」という脱毛エステを契約したが、今になってみると高額な契約だったので、中途解約を申し入れた。エステ店から解約料を請求されたが、1か月しかサービスを受けていない割には、その額が高額すぎる。（30代 男性）

（アドバイス）

- ◆多くの場合、中途解約をする場合は、既に受けたサービス料金や解約料を払う必要があります。金額に納得がいけない場合は、明細書を出してもらいましょう。
- ◆「通い放題」であっても、「有償（代金）で施術を受けられる期間・回数」を限定した上で、それを超える期間・回数分を「無償サービス」（アフターサービス）としていることが多くあります。「通い放題」としている期間だけでなく、有償・無償の期間、施術1回当たりの単価も確認することが大切です。
- ◆解約料には、法律で定める上限があります。詳しくは、消費生活センターに相談してください。

補聴器購入は慎重に！ まずは専門医の受診を

（相談事例）

最近テレビの音声の聞こえが悪いように感じはじめ、補聴器店に出向いて検査を受けた。すると、高額な補聴器を勧められ、60万円で購入した。このことを知った娘から勧められて耳鼻科を受診すると、医師からは「補聴器はまだ必要ない」と言われた。補聴器店に出向いて解約を申し入れたが、「商品は発注しているので契約の解除はできない」と言われた。（70代 女性）

（アドバイス）

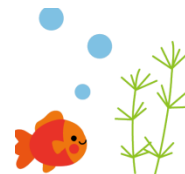
- ◆まず、補聴器が必要かどうかについて、専門医の診断を受けましょう。
- ◆認定補聴器技能者がいる販売店、認定補聴器専門店で相談しましょう。
- ◆補聴器に関することや契約内容や価格等について十分な説明を受けるために、家族など周りの人と一緒に店舗に出向きましょう。
- ◆購入後の調整やメンテナンスも大切であり、業者選択は慎重に行いましょう。
- ◆店舗購入や通信販売ではクーリング・オフはできません。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）	福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日も電話相談可）
北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可）	久留米市 0942-30-7700（第2日曜日も相談可）
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*** 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや！）**（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）
※ナビダイヤル通話料が発生します

事例提供：久留米市消費生活センター、行橋市広域消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



鍵の解錠サービスにご注意！

（相談事例）

風呂場のドアの鍵が壊れて開かなくなり、ネットで見つけた業者に電話をかけた。やってきた業者は「鍵の故障は3段階あって、この鍵が一番ひどい状態。一番高い修理代になる」と言われた。築20年の家で、それなりに錆があったので仕方ないと思い承諾した。40分ほど作業をしても鍵は開かず、「開けばいいんですよね」と言われ「はい」と答えたら、ドアノブそのものを壊して開けた。ドアノブは垂れ下がった状態で金属片がむき出しになったまま。支払いをせかされ、仕方なくネット銀行から業者口座に振り込んだ。振り込みが終わると「この鍵はドアそのものを交換するしかない。今はガムテープか何かで養生しておいて」と言って垂れ下がったドアノブを放置して帰っていった。3万3千円も払ったのに納得できない。（50代女性）

（アドバイス）

- ◆修理を急ぐあまり、ネット上の安価な業者を選びがちですが、業者によって、サービス内容や料金は異なります。複数業者の見積もりを取って慎重に業者を選びましょう。
- ◆事例のように消費者自ら業者を呼び、高額な修理工事の勧誘を受けて契約しても、消費者がもともと高額な修理代金を伴う契約を締結する意思を有していなかった場合、クーリング・オフが認められるケースがあります。消費生活センターにご相談ください。
- ◆この事例では、消費生活センターが業者と交渉し、一部返金で合意となりました。

電子レンジの発火、食品の破裂や沸騰にご注意！！ 電子レンジを安全に使いましょう！

身近な調理器具として広く普及している電子レンジですが、電子レンジの使用機会が増える一方で、事故も報告されています。

事故を未然に防ぎ、安全に使用するために、今一度、電子レンジの正しい使い方を確認しましょう。

事故を防ぐポイント

- ◆庫内が汚れていると、庫内に残っている食品が燃えるおそれがあります。汚れを残さないように、こまめに掃除しましょう。
- ◆卵やウィンナーなどは加熱により破裂するおそれがあります。電子レンジで加熱してはいけな食品、注意すべき食品を取扱説明書で確認しましょう。
- ◆カレー、シチュー、みそ汁、コーヒー等の食品は、加熱中に突然沸騰することがあります。加熱前によく混ぜたり、短時間で温まり具合を確認しながら加熱するようにしましょう。
- ◆加熱途中で不意に止まる、ターンテーブルが回らない、変な臭いがする、変な音がするなど、製品の動きがおかしいと思われる場合は、使用を中止してください。
- ◆リコール対象製品の事故が発生しています。リコール対象製品かどうかは、「消費者庁リコール情報サイト（<https://www.recall.caa.go.jp/index.php>）」で確認できます。

参考：「調理家電は正しく使いましょう～電子レンジ・オーブントースターの庫内の汚れはNO！！～」(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*** 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)** (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料が発生します

事例提供：糸島市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



外貨建て生命保険のトラブルが増えています。 契約は慎重に、家族と相談しましょう！

(相談事例)

以前から加入している保険会社の担当者が「よい商品がある」「お金を預け替えるだけだから」と新しい保険商品を勧めに来た。担当者の上司も同席し、複数の書類を見せられ説明されたが、内容はさっぱり理解できなかった。しかし、その担当者を信頼していたので契約した。ところが後日、為替変動に伴う経過報告の書類が届き、そこで初めてこの保険が外貨建てであること、短期で解約すると高額な手数料がかかることに気が付いた。この契約を取り消したい。(80歳代女性)

(アドバイス)

- ◆ 契約する際は、その内容についてしっかり確認しましょう。外貨建て生命保険は、生命保険会社だけでなく銀行などでも販売されています。ご相談者の中には、販売担当者が銀行員であることから「定期預金をしたつもりだった」「元本保証と思っていた」という方もいます。
- ◆ 勧誘されてもその場で契約せず、渡された書類をよく読んで家族にも相談し、慎重に検討しましょう。消費者の希望と異なる勧誘が行われ、外貨建て生命保険の契約であることや、為替リスクなどについて、消費者がよく理解しないまま契約する事例が多くあります。クーリング・オフをしても為替のリスクで損失が発生する場合があります。
- ◆ 不安なときは消費生活センターに相談してください。

オークションサイトで落札できなかった人気商品が 別サイトで格安販売？！

(相談事例)

2か月前、オークションサイトに人気アーティストのサイン入りCDが出品されていた。サイン入りとあって高価格での入札が続き、私は落札できなかった。あきらめきれず探していると、別の販売サイトに同じものがあった。オークションサイトで見た出品者のコメントも付いており、販売価格は落札額の半値以下。落札者が不要になって処分するのかなと思い、すぐに注文し銀行振込も完了した。だが、10日経ってもCDが届かない。販売サイトには電話番号が見当たらず、メール返信もないので連絡が取れない。ネットで検索すると詐欺サイトと書かれていた。

(注意点とアドバイス)

- ◆ 販売価格が大幅に割引されているサイトは要注意。
- ◆ サイト内のリンクが適切に機能しない場合も要注意。
- ◆ 販売サイト？オークション？フリマ？
販売サイトでは申込みの相手方は通信販売事業者となり、価格や名称、電話番号等の表示義務があります。オークションサイトでは相手方は出品者となり、オークション形式で落札価格が最終確定されます。フリマサイトでは相手方は出品者となり、売り手が提示した価格に買い手が応じれば取引が成立します。
この事例の販売サイトは、無関係のオークションサイトの画像、コメントを流用していました。
- ◆ 申し込みの前に、そのサイトに関するトラブル情報がないか検索・確認しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*** 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)** (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料が発生します

事例提供：北九州市立消費生活センター、筑紫野市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



気をつけましょう！通信販売の定期購入

【相談事例】回数縛りがない定期購入のはずが
4回の定期購入の契約になっていた！

初回の商品が届いたら解約するつもりで、初回2,000円で回数縛りがない、シャンプーの定期購入をネットで注文した。数日後、初回の商品が届いたので、解約するため業者に連絡すると「4回の定期購入契約になっている」と説明があった。確かに注文後に「もっと安く購入できる方法」と画面に表示されたが、それを選ぶと4回の定期購入が条件になるので選んだ覚えはない。しかし、注文受付メールをよく見ると「4回の定期コース」の記載があった。

【相談事例】通信販売の定期購入、「受け取り拒否」や
「一方的な返品」では解約になりません！

SNS広告からファンデーションを定期購入で注文した。使ってみると肌に合わなかったので業者に「もういらない」と連絡を入れた。その後、また商品が届いたので受け取りを拒否したが請求が続いている。業者に「既に解約済みだ」と連絡しようと電話をかけるが一向につながらない。

アドバイス

- ◆ 令和4年6月1日に「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化され取引における基本的な事項を「最終確認画面」等で明確に表示することが義務付けられました。インターネットで注文する際は、「最終確認画面」で右のチェック項目を必ず確認しましょう。なお、注文完了直後に商品の価格が割引されると勧められ「特別割引クーポン」を利用したり「購入条件の変更」をしたりした場合も必ず確認しましょう。
- ◆ 通信販売では、クーリング・オフの制度は適用されません。返品・解約は業者の定める規約に基づきますので、購入先の名前、契約内容、返品・解約などの規約を確認しましょう。
- ◆ 解約窓口の電話がつかない場合も、根気よくかけ続けてみましょう。それでもつながらなければメールやFAXなどで解約の意思を伝えましょう。その際には、「どの時点からの解約になるのか」「何回目まで受け取ることになるのか」「支払う金額はいくらなのか」などを確認しましょう。業者と話をしないまま、自分の判断で「受け取り拒否」や「返品」をすると、業者側も受け取りを拒否したり、返品送料を上乗せして請求されるなど、さらなるトラブルにつながる可能性があります。
- ◆ 契約トラブルで困った場合は、お住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください。

==最終確認画面チェック項目==

- ✓ 定期購入が条件になっていないか
- ✓ 定期購入が条件の場合、継続期間や購入回数
- ✓ 解約の際の連絡手段
- ✓ 「解約・返品」が可能か
可能な場合は、その条件
- ✓ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*** 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)** (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供：福岡市消費生活センター、飯塚市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



害虫駆除を頼んだら高額請求！？

(相談事例)

自宅にゴキブリが数匹発生し、慌ててネットで駆除業者を調べた。『業界最安値！基本料500円から！』との広告を見つけ、その事業者で電話で駆除を依頼した。しかし、来訪した事業者から「ゴキブリ駆除は1匹につき2万円から」と言われ、最終的には出張費や薬剤費などを加算されて10万円以上を請求された。こんなに高額になると思わなかったので、クーリング・オフをしたい。

(アドバイス)

- ◆害虫、ねずみ等の駆除を依頼する場合、急ぐあまり安価な基本料金の広告につられてしまいがちです。事業者の来訪を依頼する前に、具体的な作業の内容や広告に記載された料金以外の必要な費用などを聞き取りましょう。余裕がある時は、複数の業者から見積もりを取り、慎重に検討しましょう。
- ◆事業者から「見積もりは現地を見てから」と言われたときは、見積もり料や出張料についても確認しましょう。
- ◆消費者側から事業者の訪問を求めた場合、基本的にはクーリング・オフができません。事業者側から勧誘があった場合や契約内容によってはクーリング・オフができる場合があるので、消費生活センターにご相談ください。

巧妙化する劇場型勧誘の手口にご注意！

(相談事例)

住宅メーカーの社員を名乗って電話があり、「市内に老人ホームが建設予定で、あなたは優先入所の対象です」と言われたが必要ないので断った。その後、老人ホームの業者から「契約は成立です。1千万円の入金ありがとうございます。」と電話がかかってきた。契約も振込もしていないと伝えると「あなたが申し込んでいないのなら名義貸しにあたり、詐欺になるから警察に連絡します。」と言われた。どうしたらいいか。(70代女性)

(アドバイス)

- ◆実在する企業などを騙り、複数の人物が立場を変えて、電話をかけてくる「劇場型詐欺」と呼ばれる手口です。「名義貸しは犯罪」「解決金が必要」「解決すれば返金」などセールストークも巧妙化しています。一度電話に出ると切りにくくなり、話を聞き続けると様々な口実で金銭を要求されます。「犯罪になる」「あとから返金する」などと言われても、絶対にお金を払わないでください。
- ◆このような電話への対応には留守番電話機能を利用しましょう。かかってきた相手を確認して必要な電話にだけ折り返すというのも一つの方法です。また、発信者の番号が表示されるサービス対応の電話機を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法で対応してみましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*** 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや！)** (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供：久留米市消費生活センター、宗像市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



「簡単にもうかる」というインターネット広告にご注意！

（相談事例）

「簡単にもうかる」というネット広告を見て、情報商材を購入した。その後、事業者から電話があり「有料プランに入らなければもうからない。高額なプランほど色々なサポートが受けられる」と言われ高額な有料プランを契約したが、指示通りに作業してももうからないので解約したい。

（アドバイス）

- ◆簡単にお金を稼ぐことはできません。「簡単に稼げる」「もうかる」という広告を安易に信用しないようにしましょう。
- ◆契約書、広告や購入時の画面等を印刷したもの、事業者とのやり取りの記録、契約に至った経緯などを整理して、消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- クレジット決済の場合は、直ちにクレジットカード会社にも連絡してください。

※情報商材とは、インターネットの通信販売等で、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウなどと称し、PDFファイル等の様々な形式で販売されているものです。購入するまで内容がわからないため、広告や説明と違い、あまり価値のない情報だったという場合があります。

火災にご注意！！電気ストーブを安全に使いましょう！

寒さが増し、電気ストーブ等の暖房器具の使用機会が増える季節となりました。

一方、暖房器具からの出火による事故も報告されています。

事故を未然に防ぎ、安全に使用するために、今一度、電気ストーブの正しい使い方を確認しましょう。

事故事例

- ・電気ストーブの前に衣類を積み上げて置き、電気ストーブを通電状態にしたまま外出したところ、電気ストーブ及び周辺を焼損する火災が発生した。
- ・電気ストーブ使用中、電源コードから火花が出た。

事故を防ぐポイント

- ◆燃えやすい物の近くで電気ストーブを使用しないようにしましょう。
火災になるおそれがあります。
- ◆就寝時、外出時やその場を離れる時は、電気ストーブの電源を切りましょう。
- ◆電源コードに大きな力が加わることにより、断線し、火災になるおそれがあります。
電気ストーブの電源コードを引っ張ったり、折り曲げないようにしましょう。
- ◆ほこりなどが発火や発熱の原因となる場合があります。電気ストーブや電源コードは定期的に清掃を行い、ほこりやごみを取り除きましょう。
- ◆リコール対象製品の事故が発生しています。リコール対象製品かどうかは、
「消費者庁リコール情報サイト（<https://www.recall.caa.go.jp/>）」で確認できます。

参考：「冬の火災は『ゼロ距離』と『ほったらかし』に注意！～電気暖房器具は使う前に点検も！～」

（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）	福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日も電話相談可）
北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可）	久留米市 0942-30-7700（第2日曜日も相談可）
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

＊消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや！）（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供：大牟田市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



人手不足や事業者の倒産で放置されることも… 工事代金の前払いに気をつけて！



（相談事例）

3か月前に、数軒隣の家で工事をしていると言う事業者が来訪した。我が家では、以前から、外壁が気になっていたのので、事業者に勧められるままに150万円で外壁塗装の契約をした。事業者が資材の手配をするというので、すでに100万円を前払いしている。足場を組んでこれから工事という状態なのに、なかなか工事が始まらない。数日前まで電話連絡はとれていたが、今は電話にも出ない。会社の所在地を見に行ったが、それらしき建物もなかった。だまされたのだろうか。（60歳代女性）

（アドバイス）

- ㊦ 契約金額の前払いには、人手不足や契約相手の倒産などで、サービスが受けられないリスクがあります。高額な契約の場合は、特に、相手の信頼性について十分検討しましょう。
- ㊦ 事業者を選ぶときは、実績のある事業者か、国に登録された住宅リフォーム事業者団体に加盟しているかなど、さまざまな観点から検討することが大切です。
- ㊦ 費用の全額前払いは避けましょう。工事の進捗段階に応じて分割して支払う場合も、できるだけ完成後の支払いを主にした契約にしましょう。
- ㊦ 不審な勧誘を受けたり、不安を感じた場合は、消費生活センターに相談してください。

マッチングアプリをきっかけとする投資詐欺にご注意！

（相談事例）

マッチングアプリで知り合った相手から、暗号資産による海外投資サイトを紹介された。運用を始めた当初、運用画面上では順調に利益が上がっていた。しかし、資金の増額を断ると、相手から連絡が来なくなり、投資サイトにもアクセスできなくなり、多額の借金だけが残った。

（アドバイス）

- ㊦ マッチングアプリを利用する際には、事前に規約などを確認することが大切です。
- 規約に違反する行為や疑わしい行為を持ちかけてくる相手は避けたほうがよいでしょう。
- ㊦ 海外の事業者の場合、連絡が取れなくなると、被害回復は極めて困難です。
- また、投資サイトに登録した個人情報が悪用される恐れもあります。
- ㊦ 日本で金融商品取引を行う場合、海外の事業者であっても金融商品取引業の登録が必要です。登録業者は金融庁のWEBサイトで確認できます。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）	福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日も電話相談可）
北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可）	久留米市 0942-30-7700（第2日曜日も相談可）
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*** 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや！）**（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）
※ナビダイヤル通話料が発生します

事例提供：北九州市立消費生活センター、行橋市広域消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



不用品回収サービスのトラブルご注意！

(相談事例)

自宅の不用品を処分するために、ネットで見つけた「軽トラック1台分3500円～」の業者に問い合わせた。電話で不用品の量を伝えたと1万円程度になるだろうと言うので依頼したが、回収の当日、事業者から、電話で聞いた量より多いので5万7千円になると言われた。仕方なく回収をしてもらい料金を支払ったが、後で考えると高額すぎる。返金してほしい。

(アドバイス)

- ㊦一般家庭から出る一般廃棄物の収集・運搬は、市区町村の許可を受けた事業者しか行えません。
- ㊦不用品の処分は、お住まいの市区町村のルールに従いましょう。
- ㊦一般廃棄物処理業の許可業者の複数社から見積もりを取り、追加料金の有無や作業内容などを確認しましょう。
- ㊦当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認し、見積もりの料金や作業内容からの変更を提案されて納得できない場合は、作業前にきっぱり断りましょう。
- ㊦見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合や、広告などの表示と実際の請求額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフが適用できる可能性があります。
- ㊦トラブルなど困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください。

パソコンの「警告メッセージ」にご注意！

(相談事例)

深夜、パソコンの操作中、画面上に「スパイウェアアラート。PCのセキュリティ上の理由でアクセスがブロックされています」と警告メッセージと問い合わせのサポート窓口の電話番号が、繰り返し表示された。有名なソフトウェア会社だったので、慌てて電話をした。電話に出た相手は、外国人名を名乗り、片言の日本語で話し、指示されるとおりパソコンを操作すると、同ソフトウェア社の写真付きの社員証が表示されたので信用してしまい、相手の言うままにソフトウェアをダウンロードした。その後、「このままではパソコンのセキュリティが危険。継続サポートが必要。コンビニで代金5万円のプリペイドカードを購入し、支払うように」と指示された。オロオロしているのを見た家族が「詐欺では？」と言ったので、すんでのところで難を逃れた。

(アドバイス)

パソコンに表示された偽のセキュリティ警告を信じこませて、電話をかけさせ、サポート代と称してお金を詐取する詐欺の手口です。

1. 警告画面に表示された警告メッセージや電話番号を安易に信じないようにしましょう。
2. 正規の会社がサポート料金をコンビニのプリペイドカードで請求することはありません。
3. 指示されたソフトウェアをインストールしたり、遠隔操作を許可した場合はアンインストールが必要です。詳細はIPA（情報処理推進機構）のホームページを参考にしてください。

情報セキュリティ安心相談窓口 <https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*** 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)** (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供：福岡市消費生活センター、糸島市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



コンサートチケットの購入トラブルに注意！

(相談事例)

コンサートのチケットをインターネットで購入したが、届いたチケットには他人の氏名が記載されていた。しかも、30,000円で購入したチケットには「9,000円」と記載されている。不安になって調べたところ、転売仲介サイトからの購入であることがわかった。このチケットで入場できるか心配だ。

(アドバイス)

新型コロナウイルス感染症による制限が求められているコンサートなどのイベントも、その制限が緩和され、発声（声出し）など、以前の楽しみ方ができるようになりつつあります。一方で、チケットを購入する際は、トラブルにならないよう、販売サイトの表示内容を確認する必要があります。

- ◆インターネットで検索した際に、公式のチケット販売サイトが上位に表示されるとは限りません。落ち着いて表示を確認しましょう。
- ◆購入する際は、価格や手数料、解約や返品に関する特約(ルール)を十分に確認しましょう。
- ◆チケットの中には、券面に記載された氏名以外の人が入場できないものもあります。転売仲介サイトから購入する場合は、チケットの転売が禁止されていないかを事前に確認しましょう。
- ◆転売仲介サイトで購入したチケットの解約や返品の取扱いは、当該転売仲介サイトに表示されている規約によることになります。

「お試し・初回限定価格・縛りなし・いつでも解約」 お得な広告には注意しましょう！

(相談事例)

スマホの動画広告を見て「初回980円」の美容クリームを注文した。広告には「いつでも解約できる」と記載があった。注文の際お得なクーポンが発行されたので利用のボタンをタップした。注文確認メールが届き、クーポンを利用した場合は、契約条件が4回縛りの定期購入になることが分かった。契約条件などの利用規約は、注文確認画面の下の方に小さく表示されていて、定期購入であることに気づけなかった。解約しようと販売業者に電話をするが繋がらず解約できない。

(アドバイス)

- ◆通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。解約する場合は、原則として契約時に事業者が表示する規約に基づくことになります。
- ◆無料や低価格などのお得感を強調した広告には理由があります。「注文確定」を押す前に右の契約内容は必ず確認しましょう。
- ◆契約内容の記録の為、注文時の画面、最終確認画面やメールをスクリーンショットで保存しましょう。
- ◆販売業者に解約の連絡をしても連絡がつかない場合、連絡した証拠（電話や電子メール等の記録）を残しておきましょう。

==「注文確定」を押す前に==

- ✓ 定期購入が条件になっていませんか？
- ✓ 定期購入の場合、期間や回数と支払い総額はどのくらいになりますか？
- ✓ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- ✓ 返品特約、解約条件は確認しましたか？
- ✓ 利用規約の内容を確認しましたか？

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

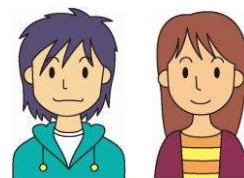
事例提供：久留米市消費生活センター、筑紫野市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター

VI 消費生活トラブル注意報！！（令和４年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、若者に多い事例について紹介しています。

第 53 号 (2022 年 4 月)	●2022年4月1日 成年年齢は18歳になりました！	P56
第 54 号 (2022 年 6 月)	●SNS でPRすればキャッシュバックで実質無料！？	P57
第 55 号 (2022 年 8 月)	●動画配信サービスのサブスク契約、解約手続きをしたのに毎月請求されている！？	P58
第 56 号 (2022 年 10 月)	●契約中の脱毛エステ店が倒産してしまった！	P59
第 57 号 (2022 年 12 月)	●低価格を強調する広告に要注意！～その注文、定期購入になっていませんか？～	P60
第 58 号 (2023 年 2 月)	●「ひとり暮らしをサポートします」という勧誘… 借金を強引にすすめられても「契約しない」とはっきり断りましょう！	P61

2022年4月1日 成年年齢は18歳になりました！



民法改正により「成人」になる年齢が18歳になりました。これからは、18歳の誕生日に成人になります。高校3年生のクラスでは、成年と未成年が混在することになります。



18歳で成人になるって、どんなこと？



○保護者の同意なく、ひとりで契約できます

クレジットカードを作る
車、バイク等、大きな買い物をするためローンを組む
アパートの部屋を借りる
スマホを契約する 等

○年齢を理由に取消（未成年者取消）ができなくなります

未成年者取消できるのは17歳までです。

○自分で契約したことに、責任を負わなくてはなりません

成人になりたては、社会生活上の経験が乏しいため、悪質業者に狙われます。ターゲットにされないように気をつけましょう！
クレジットカードや借金をして契約する時は慎重に！
本当に必要なものか、冷静に判断しましょう。
多重債務に陥らないように気をつけましょう！

○自分ひとりで決められます

進路
住むところ
結婚 * 女性の結婚年齢が16歳から18歳になりました

○20歳までできないこと

飲酒、喫煙、公営ギャンブル等



成人になると、決断することができると同時に、責任も生まれます。
大人としての自覚をもって、賢い消費者になりましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日でも電話相談可）

福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日でも電話相談可）

北九州市 093-861-0999（土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13時まで）

* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや!）

（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料金が発生します



SNSでPRすれば キャッシュバックで実質無料！？



SNSのアカウントに「モバイルWi-Fiとタブレット端末が実質無料で使えるモニターを募集している」とA社からメッセージが届いた。興味があったのでA社に電話をして詳しい内容を聞いたところ、「通信会社B社のモバイルWi-Fiとタブレット端末を契約してSNSでPRすれば、A社から毎月の利用料金がキャッシュバックされる」というものだった。2年契約という条件ではあったが、実質無料とのことなので、お得だと思い、クレジットカード情報等を登録して契約した。後日、モバイルWi-Fiとタブレット端末が届いたので、約束通りSNSでPRをしたが、キャッシュバックされたのは初月のみで、以降振り込みが滞っている。毎月、利用料金がクレジットカードから引き落とされているので解約したいが、今解約すると違約金として10万円かかってしまうようだ。納得できない。

(アドバイス)

☞勧誘時の説明とは異なり、キャッシュバックが入金されず、一時的に負担するつもりだった月額利用料金等の支払いだけが続くトラブルが目立ちます。

また、契約内容によっては解約時に違約金等を請求される場合があります。

「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などと言われても安易に契約しないようにしましょう。

☞少しでも不審に感じたら、すぐにお住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第54号 2022年6月

事例提供：福岡市消費生活センター 発行：福岡県消費生活センター

「国民生活センター
啓発資料イラストより」

動画配信サービスのサブスク契約、 解約手続きをしたのに毎月請求 されている！？



(相談事例)

1年前にお試しで動画配信サービスを申し込んだ。無料期間が終了して有料プランに移行したので、ネット上で解約手続きを行った。サービスを利用していないのに、今でも毎月2800円がクレジットカードから引き落とされている。解約手続きが完了していないのか？

(アドバイス)



- ⑤サブスクリプション（サブスク）とは、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスのことです。
- ⑤「〇日間無料トライアル」と広告・表示されていても、無料期間内に解約しなければ、自動的に有料サービスに移行し、支払いが続きます。契約をする前に、無料期間や無料の条件などを確認しましょう。
- ⑤サブスクを解約するには、事業者の定める方法で解約手続きをする必要があります。事例のケースでは、解約手続きの方法が間違っていたため、解約されていなかったことがわかりました。スマホアプリで申し込んだサブスクは、アプリを削除しても解約できる訳ではないので注意しましょう。
- ⑤解約時には、申し込んだ時に登録したIDやパスワードが必要になることがあります。忘れないように記録しておきましょう。
- ⑤利用していないサブスクの請求にすぐ気がつけるように、クレジットカード等の支払明細を毎月確認しましょう。



困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。



2022年4月から、成年の年齢が18歳になりました。
18歳、19歳でも契約による責任が生じます。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう！

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日でも電話相談可）

福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日も電話相談可）

北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13時まで）

* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや！）

（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第55号 2022年8月

事例提供：福岡県消費生活センター 発行：福岡県消費生活センター

契約中の脱毛エステ店が倒産してしまった！



(相談事例1)

2ヶ月前、脱毛エステ12回コース25万円を契約し、全額支払った。まだ3回しか受けていないのに、エステ店が倒産。代金は返してもらえるのか。



【代金支払い済みの場合】

事業者が破産すると、破産管財人が選任され、債権者に配当します。破産管財人からの連絡を待ちましょう。しかし、清算は、優先債権（税金や従業員の給料等）への支払いを終えてから行われるため、配当はほとんど期待できない場合があります。



(相談事例2)

契約期間は3年だが、その後も通い放題の脱毛エステ50万円を契約。まだ7回しかサービスを受けていないのにエステ店が倒産した。クレジット（分割払い）契約で支払いも残っているが払わないといけなのか。

【クレジット分割払いの場合】

クレジット分割払い（支払期間が2ヶ月を超え、販売価格が4万円以上）の場合、クレジット会社に、今後の請求を止めるよう申し出ることができます。但し、必ずしも支払い義務が消滅するものではありません。また、サービスを受けた分より多く支払っていても、事業者の倒産を理由に、クレジット会社が返金に応じる義務はないため、返金してもらうのは困難です。



(アドバイス)

☞ エステティックサービスは、長期間継続的サービスを契約することが一般的です。契約途中でエステ事業者が倒産してしまうこともあります。その場合、前払いした代金を返してもらえない危険性があることを知っておきましょう。

☞ 成年年齢引下げにより18歳、19歳でも一人で契約できるようになりました。契約は慎重にしましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）

福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日も電話相談可）

北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13時まで）

* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや!）

（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第56号 2022年10月

事例提供：北九州市立消費生活センター

発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

低価格を強調する広告に要注意！

～その注文、定期購入になっていませんか？～



(相談事例)

画像専用SNSで、定価1万円のダイエットサプリメントが「初回500円」で購入できるという広告を見て、お得だと思いクレジットカード決済で注文した。しかし、商品が届いた1か月後、2回目の商品を発送したという通知メールが届いたため、販売サイトをよく確認したところ、初回お試し価格の商品を注文すると自動的に定期購入になることがわかった。解約期間は発送予定日の1週間前までとのことなので、2回目の代金は仕方なく支払ったが、翌月届く予定の3回目からは解約したいので、販売店に何度も電話をかけているが全くつながらない。どうしたらよいか。

(アドバイス)

☞通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

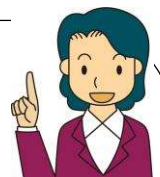
返品については事業者が決めた特約に従うことになります。

☞注文する前に最終確認画面で「1回限りの購入か」、「2回目以降の価格はいくらか」、「解約の方法」を必ず確認しましょう。

☞証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておき、事業者に連絡した場合は、その記録も残しておきましょう。

☞令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

トラブルが生じた場合は、すぐにお住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第57号 2022年12月

事例提供：福岡市消費生活センター 発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

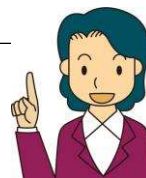
「ひとり暮らしをサポートします」という勧誘… 借金を強引にすすめられても 「契約しない」とはっきり断りましょう！



（相談事例）

マッチングアプリで知り合った人から、「仕事の紹介、車や住居の割引、株のレクチャーなど、ひとり暮らしをサポートしてくれる会社がある」と紹介された。その会社の人と会い、サポートを受ける会員になるためには110万円の契約金が必要と言われた。「お金がない」と断ったが、「消費者金融に引っ越し費用と申告すれば借りられる。株のもうけで返済できる」と強引に説得され、複数の消費者金融から借金して支払った。返金して欲しい。

（アドバイス）



- ☞簡単にお金を稼ぐことはできません。「だれでも稼げる」「もうかる」という誘い文句を安易に信用しないようにしましょう。
- ☞高額な契約を勧められた場合、「お金がない」という断り方ではなく、「契約しない」とはっきり伝えましょう。「お金がない」と言うと、借金やクレジット契約を勧められてしまうかもしれません。
- ☞借金やクレジット契約を強引に勧める業者は要注意です。使用目的や職業、年収など、うそを言って借りるように業者から指示されても、きっぱりと断りましょう。
- ☞不安に思ったら、その場で契約をしないで、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう！

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日でも電話相談可）

福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日でも電話相談可）

北九州市 093-861-0999（土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13：00まで）

* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや!）

（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第58号 2023年2月

事例提供：福岡県消費生活センター 発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

参 考 資 料

1	消費者基本計画の概要	62
2	消費者行政主要組織図	63
3	福岡県消費者行政関連施策体系	64
4	消費者基本法	65
5	消費者安全法	69
6	福岡県消費生活条例	83
7	福岡県消費生活条例の体系	89
8	福岡県消費者行政活性化基金条例	90
9	福岡県の消費者行政のあゆみ	91
10	令和5年度市町村消費者行政担当部署	93
11	県内の消費生活センター・相談窓口	97

第4期消費者基本計画の概要

【第1章 消費者基本計画について】

1. 消費者問題の歴史と消費者基本計画策定までの経緯
2. 消費者庁・消費者委員会設置とその後10年間の消費者政策の展開
3. 新たな消費者基本計画の策定

【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】

<現状認識>

1. ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化
 - 高齢化の進行等
 - 成年年齢の引下げ
 - 世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等
 - 訪日外国人・在留外国人による消費増加
2. 社会情勢の変化
 - コロナ禍における「新しい生活様式」の実践
 - デジタル化の進展・電子商取引の拡大
 - 自然災害の激甚化・多発化
 - 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた機運の高まり

<課題分析>

- ぜい弱な消費者の増加や一時的弱者の発生を踏まえ、重層的かつきめ細かな対策を講じる必要
- デジタル化の進展による電子商取引の拡大を踏まえ、政策面・制度面からの対応が必要
- 持続可能な社会の実現に向け、消費者と事業者との「協働」を促す必要

【第3章 政策の基本方針】

1. 消費者政策において目指すべき社会の姿等
 - (1) 消費者の安全・安心の確保
 - (2) 誰一人取り残さない社会的包摂の実現
 - (3) 未来の創造等に向けた消費生活の実現
 - (4) 多様な主体の連携による重層的な体制の整備
2. 今期計画における消費者政策の基本的方向
 - (1) 消費者被害の防止
 - ・厳格な法執行等による消費者保護
 - ・消費者が必要な情報を得られる環境整備
 - ・消費者の特性に応じたアプローチ
 - (2) 消費者の自立と事業者の自主的取組の加速
 - ・消費者教育その他の普及啓発
 - ・事業者の自主的な取組支援の枠組み構築
 - (3) 協働による豊かな社会の実現
 - ・持続可能な社会の形成
 - ・消費者と事業者とのWIN-WIN関係の構築
 - ・協働を支える地域の枠組みの構築
 - (4) デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応
 - ・デジタル化により実現するSociety5.0への対応
 - ・国際化の進展への対応
 - (5) 「新しい生活様式」の実践や災害時への対応

【第5章 重点的な施策の推進】

- (1) 消費者被害の防止
 - ・消費者の安全の確保
 - ・取引及び表示の適正化等
 - ・ぜい弱性等を抱える消費者の支援
 - ・消費者の苦情処理等のための枠組み整備
- (2) 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進
 - ・食品ロス削減等
 - ・環境の保全
 - ・その他の持続可能な社会形成に資する取組
 - ・事業活動におけるコンプライアンス向上
- (3) 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応
 - ・「新しい生活様式」の実践や災害時に係る消費者問題への対応
 - ・デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立
 - ・消費生活の国際化の進展への対応
- (4) 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施
 - ・消費者教育の推進
 - ・消費者政策の啓発活動の推進
- (5) 消費者行政を推進するための体制整備
 - ・消費者の意見の反映と消費者政策の透明性確保
 - ・国等における体制整備・地方における体制整備

【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報

- ・PIO-NETの刷新
- ・事故情報等の一元化
- ・ICTの導入 等

人材

- ・消費生活相談員
- ・見守りネットワーク構成員（消費生活協力員等）
- ・消費者教育「データ」等

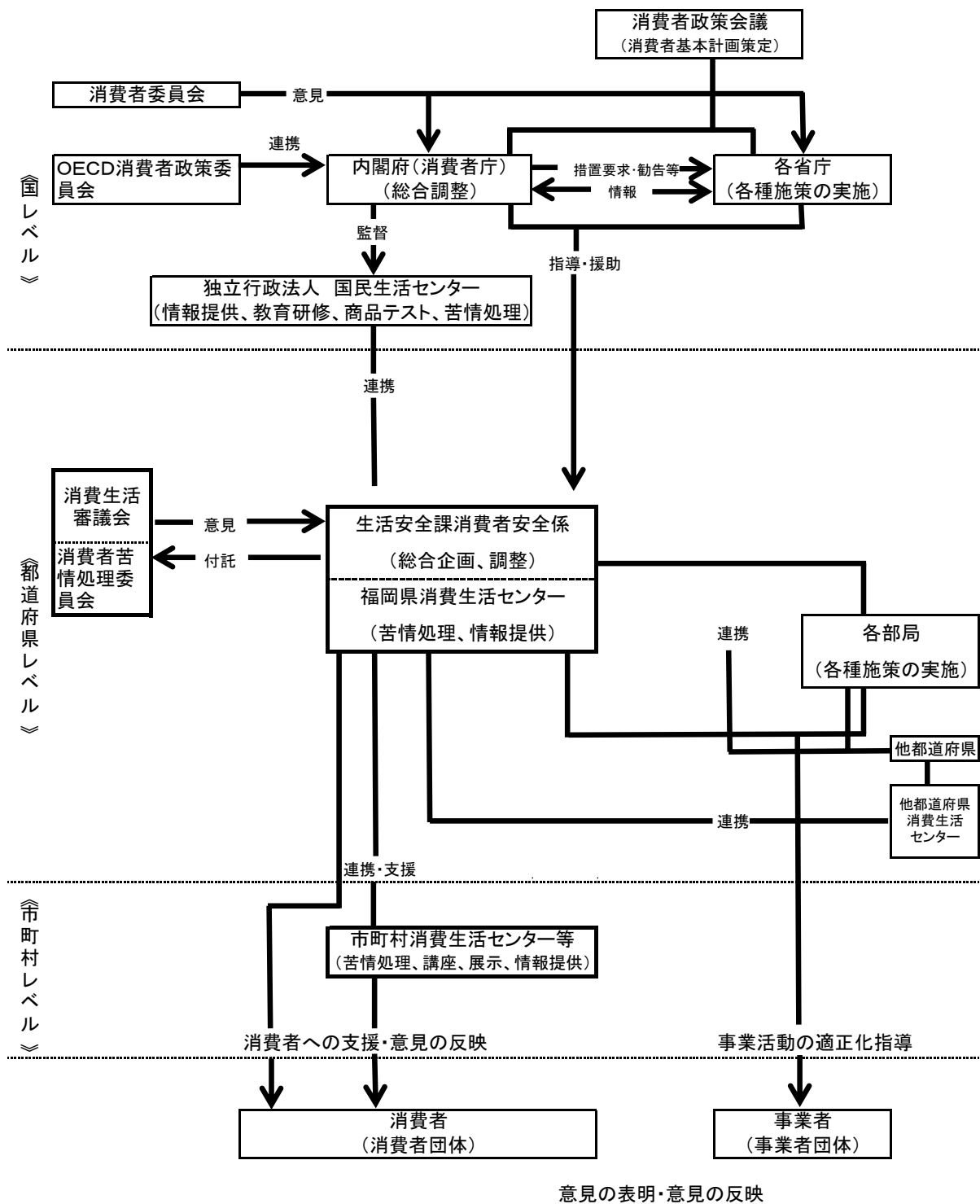
財政

- ・地方への財政支援
- ・地方での自主財源確保への働きかけ
- ・モデル事業の展開 等

法令等

- ・法令、自主規制
- ・徳島県に「新未来創造戦略本部」を発足 等

消費者行政主要組織図



福岡県消費者行政関連施策体系

消費生活の安定及び向上	消費者行政の企画・調整	総合調整等 (p6)	◎福岡県消費生活審議会の運営 ◎福岡県消費者行政推進事業
		消費者行政関係機関等との連携 (p6-7)	◎福岡県消費者安全確保地域協議会 ◎市町村との連絡会議 ●福岡県消費者安全確保地域協議会（地域会） ★消費者安全確保地域協議会の設置促進 ○福岡県食品安全・安心委員会 ○福岡県食品の安全・安心推進会議
	消費生活の安全性の確保	商品・サービスの安全性の確保 (p7-8)	★消費生活用製品安全法に基づく監視指導 ○生活衛生関係営業施設等の指導 ○食品衛生対策 ○食肉衛生事業 ○有害物質等を含有する家庭用品の監視指導 ○毒物・劇物の監視指導 ○医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器等の監視指導 ○動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器等の監視指導 ◎県消費生活条例に基づく商品等に係る危害防止 ●危険、危害情報の提供 ○貸金業法に基づく貸金業務の適正な実施 ○農産物の安全性の確保 ○福祉サービス第三者評価事業の推進
		生活環境の安全性の確保 (p8-9)	○高圧ガス関係保安対策 ○火薬類保安対策 ○電気保安対策 ○農薬取締 ○飼料取締 ○家畜衛生及び人獣共通感染症対策
	消費者取引の適正化	事業活動の適正化 (p9-10)	★訪問販売等に関する不当な取引行為の指導取締り ★前払式特定取引業者の指導監督 ★ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の監視指導 ★県消費生活条例に基づく不当な取引行為の監視指導 ◎二セ電話詐欺対策推進事業 ○適正な計量の実施を確保するための指導取締り ○宅地建物取引業者の適正指導 ○有料老人ホームの指導 ○介護サービス事業者の指導 ○介護員養成研修実施機関の指導 ○障がい福祉サービス事業者の指導 ○旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業の登録事務 ○農産物検査登録検査機関の指導監督
		表示の適正化 (p10-11)	★不当景品・不当表示の監視指導 ★家庭用品品質表示法に基づく監視指導 ○直売所等巡回調査 ○食品表示法（品質表示）情報受付 ○食肉のトレーサビリティの推進 ○米のトレーサビリティの推進 ○食品の栄養表示に関する指導及び普及啓発
		価格監視・需給の安定 (p11)	●生活関連商品等の価格動向等の調査 ○野菜価格安定対策 ○畜産物の価格安定対策
	生活相談体制の充実・整備	消費生活相談体制 (p12)	●県消費生活センターにおける消費生活相談への対応 ●巡回相談及び経由相談による市町村支援 ●法律相談事業 ●消費生活相談に伴う商品テスト依頼 ◎消費者苦情処理に係る調停 ◎消費者訴訟資金の貸付け
		各種生活相談体制 (p12-16)	○男女共同参画センターにおける相談事業 ○福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 ○重層の支援体制整備事業 ○福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）○家計改善支援事業 ○福岡県国民健康保険団体連合会における介護保険苦情処理事業 ○福岡県運営適正化委員会における福祉サービス苦情解決事業 ○再生可能エネルギー・コージェネレーション総合相談窓口 ○福岡県医療相談支援センター ○県民相談 ○住宅相談 ○耐震・バリアフリーアドバイザー派遣事業
		多重債務問題への取組 (p16)	◎福岡県消費者安全確保地域協議会（多重債務問題対策部会） ◎ヤミ金融対策のための連携強化
	主体的・自立的な消費者になるための支援	消費者への情報提供の充実 (p16-17)	●多様な媒体（インターネット等）による消費者情報の提供・啓発資料の作成 ●消費者サロンの設置・活用 ●高齢者向け情報提供 ●消費者被害の最新情報の提供 ○介護サービス情報の公表 ○地域密着型サービス外部評価 ○ギャンプル等依存症対策事業 ○医薬品等に関する知識の普及 ○住宅情報提供推進 ○モデル住宅の展示 ○住宅の品質確保の促進に関する情報提供 ○各種広報媒体等による情報提供
		消費者教育・啓発の推進 (p18)	◎消費者教育推進連絡会議の運営 ●高齢者・障がい者の消費者被害防止事業 ●大学・専門学校職員向け研修 ●消費者教育人材育成研修 ●消費生活サポーター育成事業
		消費者組織の活動推進 (p18)	◎消費生活協同組合の監督・育成
		物価情報提供 (p18)	○各種物価関係の統計調査
		環境に配慮した生活スタイルの推進 (p19-20)	○再生可能エネルギー・コージェネレーションに関する情報の提供 ○自主的な環境保全の取組の促進 ○地球温暖化対策推進 ○ごみ減量化促進対策 ○食品ロス削減の推進 ○プラスチック資源循環の促進

★は生活安全課・消費生活センター所管 ◎は生活安全課所管 ●は消費生活センター所管

消費者基本法

昭和43年 5月30日法律第78号
(最終改正) 令和3年 5月19日法律第36号

- 第1章 総則（第1条―第10条の2）
- 第2章 基本的施策（第11条―第23条）
- 第3章 行政機関等（第24条―第26条）
- 第4章 消費者政策会議等（第27条―第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

（事業者の責務等）

第5条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

（消費者基本計画）

第9条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第10条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

- 2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条の2 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(安全の確保)

第11条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

第12条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第13条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第14条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

第15条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

第16条 国は、商品及び役務について消費者の自主的か

つ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第17条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第18条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第19条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

- 2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第20条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第21条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に

対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

（環境の保全への配慮）

第22条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

（試験、検査等の施設の整備等）

第23条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 行政機関等

（行政組織の整備及び行政運営の改善）

第24条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

（国民生活センターの役割）

第25条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（消費者団体の自主的な活動の促進）

第26条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第4章 消費者政策会議等

（消費者政策会議）

第27条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消費者基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。
- 3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
 - 一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第2号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第28条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の2の規定により置かれた特命担当大臣

二 内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法第9条第1項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（消費者委員会）

第29条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第6条の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月2日法律第78号）

- 1 この法律（第1条を除く。）は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成16年6月2日法律第70号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 消費者政策の在り方については、この法律の施行後5年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成20年5月2日法律第27号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日法律第49号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第9条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

- 第4条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

- 第5条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

- 第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成24年8月22日法律第60号)

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和3年5月19日法律第36号) 抄

(施行期日)

- 第1条 令和3年9月1日から施行する。ただし、附則第60条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

- 第57条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。
- 2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

- 第58条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第7条第3項のデジタル庁令又は国家行政組織法第12条第1項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

- 第60条 附則第15条、第16条、第51条及び前3条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

消費者安全法

平成21年6月5日法律第50号
(最終改正) 平成26年6月13日法律第71号

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 基本方針（第6条・第7条）
- 第3章 消費生活相談等
 - 第1節 消費生活相談等の事務の実施（第8条－第9条）
 - 第2節 消費生活センターの設置等（第10条－第11条）
 - 第3節 地方公共団体の長に対する情報の提供（第11条の2）
 - 第4節 消費者安全の確保のための協議会等（第11条の3－第11条の8）
 - 第5節 登録試験機関（第11条の9－第11条の26）
- 第4章 消費者事故等に関する情報の集約等（第12条－第14条）
- 第5章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等
 - 第1節 消費者安全調査委員会（第15条－第22条）
 - 第2節 事故等原因調査等（第23条－第31条）
 - 第3節 勧告及び意見の陳述（第32条・第33条）
 - 第4節 雑則（第34条－第37条）
- 第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第38条－第45条）
- 第7章 雑則（第46条－第50条）
- 第8章 罰則（第51条－第57条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

- 第2条** この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。
- 2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限り。）をいう。
- 3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6 この法律において「生命身体事故等」とは、前項第1号に掲げる事故及び同項第2号に掲げる事態をいう。

7 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 第5項第1号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 第5項第2号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

(基本理念)

第3条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。

2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）のっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のっとり、消費生活について専門的な知識、技術又は経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のっとり、施策効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第6条第2項第4号において同じ。）の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のっとり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）、第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条各号に掲げる機関をいう。）、保健所、病院、教育機関、第11条の7第1項の消費生活協力団体及び消費生活協力員、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、消費者教育を推進し、及び広報活動その他の活動を行うことを通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者等の努力)

第5条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

第2章 基本方針

(基本方針の策定)

第6条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 消費者安全の確保の意義に関する事項
- 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
- 三 他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項
- 四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項

3 基本方針は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条第1項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、並びに消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県知事による提案)

第7条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第1項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞

なく、基本方針の変更をしなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第3章 消費生活相談等

第1節 消費生活相談等の事務の実施

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第8条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うこと。

- 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。

イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。

ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

- 三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

- 四 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

- 五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

- 2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。

- 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。

- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

- 四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

- 五 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

- 六 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

- 3 都道府県は、市町村が前項各号に掲げる事務を他の市町村と共同して処理しようとする場合又は他の市町村に委託しようとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

- 4 第1項各号に掲げる事務に従事する都道府県の職員若しくはその職にあった者又は第2項各号に掲げる事務に従事する市町村の職員若しくはその職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(消費生活相談等の事務の委託)

第8条の2 都道府県は、前条第1項第1号に掲げる事務(市町村相互間の連絡調整に係る部分を除く。)及び同項第2号から第5号までに掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 2 市町村は、前条第2項各号に掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 3 前2項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(国及び国民生活センターの援助)

第9条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、第8条第1項各号及び第2項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供、当該事務に従事する人材に対する研修その他の必要な援助を行うものとする。

第2節 消費生活センターの設置等

(消費生活センターの設置)

第10条 都道府県は、第8条第1項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

- 一 消費生活相談員を第8条第1項第2号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。

- 二 第8条第1項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

- 三 その他第8条第1項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

- 2 市町村は、必要に応じ、第8条第2項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

- 一 消費生活相談員を第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務に従事させるものであること。

- 二 第8条第2項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

- 三 その他第8条第2項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

- 3 前項の規定により同項の施設又は機関を設置する市町村以外の市町村は、第8条第2項第1号及び第2号

に掲げる事務に従事させるため、消費生活相談員を置くよう努めなければならない。

（消費生活センターの組織及び運営等）

第10条の2 都道府県及び前条第2項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

- 一 消費生活センター（前条第1項又は第2項の施設又は機関をいう。次項及び第47条第2項において同じ。）の組織及び運営に関する事項
 - 二 第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項
 - 三 その他内閣府令で定める事項
- 2 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

（消費生活相談員の要件等）

第10条の3 消費生活相談員は、内閣総理大臣若しくは内閣総理大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）の行う消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならない。

- 2 消費生活相談員は、消費生活を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、消費生活相談（第8条第1項第2号イ及びロ又は第2項第1号及び第2号の規定に基づき都道府県又は市町村が実施する事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及びあつせんをいう。以下同じ。）に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。
- 3 第1項の消費生活相談員資格試験（以下単に「試験」という。）は、消費生活相談を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。
 - 一 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目
 - 二 消費者行政に関する法令に関する科目
 - 三 消費生活相談の実務に関する科目
 - 四 その他内閣府令で定める科目
- 4 試験（登録試験機関の行うものを除く。）を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。
- 5 前2項に定めるもののほか、試験の受験手続その他の実施細目は、内閣府令で定める。

（指定消費生活相談員）

第10条の4 都道府県知事は、市町村による消費生活相談の事務の実施に関し援助を行うため、試験に合格し、かつ、内閣府令で定める消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、市町村が行う第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務の実施に関し、同条第1項第1号に規定する助言、協力、情報の提供その他の援助を行う者を指定消費生

活相談員として指定するよう努めなければならない。

（消費生活相談等の事務に従事する人材の確保等）

第11条 都道府県及び市町村は、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、消費生活相談員その他の第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第3節 地方公共団体の長に対する情報の提供

第11条の2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報その他の内閣府令で定める情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

- 2 地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該他の地方公共団体の長に対し、消費生活相談の事務の実施により得られた情報で、当該他の地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。
- 3 国民生活センターの長は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得られた情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

第4節 消費者安全の確保のための協議会等

（消費者安全確保地域協議会）

第11条の3 国及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第11条の7第1項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。

（協議会の事務等）

第11条の4 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会の構成員（次項において単に「構成員」という。）は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を

行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

（秘密保持義務）

第11条の5 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第11条の6 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（消費生活協力団体及び消費生活協力員）

第11条の7 地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。

2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。
- 二 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

四 前3号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であって、内閣府令で定めるものを行うこと。

3 地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力員に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第11条の8 消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であった者は、前条第2項各号に掲げる活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5節 登録試験機関

（登録試験機関の登録）

第11条の9 第10条の3第1項の登録試験機関に係る登録（以下単に「登録」という。）は、試験の実施に関する業務（以下「試験業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第11条の10 内閣総理大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次条第1項において「登録申請者」と

いう。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第11条の22の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうちに第1号に該当する者があるもの

（登録の要件等）

第11条の11 内閣総理大臣は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

- 一 第10条の3第3項各号に掲げる科目について試験を行うこと。
- 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が問題の作成並びに受験者が消費生活相談員として必要な知識及び技術を有するかどうかの判定を行うこと。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において民事法学、行政法学若しくは経済学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、第10条の3第3項各号に掲げる科目について専門的な知識を有する者

ハ 消費生活相談に5年以上従事した経験を有する者

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が行う試験業務の内容
- 四 登録を受けた者が試験業務を行う事業所の所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（登録の更新）

第11条の12 登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（信頼性の確保）

第11条の13 登録試験機関は、試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の内閣府令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。

2 登録試験機関は、第10条の3第5項の試験の実施細目に従い、公正に試験を実施しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第11条の14 登録試験機関は、第11条の11第2項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（試験業務規程）

第11条の15 登録試験機関は、試験業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）を定め、試験業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第1項の認可をした試験業務規程が試験の公正な実施上不適当となったと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（試験業務の休廃止）

第11条の16 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第11条の17 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第57条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間、その事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第12条第4項において同じ。）であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（試験委員）

第11条の18 登録試験機関は、試験委員を選任したときは、遅滞なく、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は試験業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該試験委員の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、試験委員とすることができない。

（秘密保持義務等）

第11条の19 登録試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第11条の20 内閣総理大臣は、登録試験機関が第11条の11第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第11条の21 内閣総理大臣は、登録試験機関が第11条の13の規定に違反していると認めるときは、当該登録試験機関に対し、同条の規定に従って試験業務を行うべきこと又は試験の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第11条の22 内閣総理大臣は、登録試験機関が第11条の10第1号又は第3号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第11条の14、第11条の16、第11条の17第1項又は次条の規定に違反したとき。
- 二 第11条の15第1項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験業務を行ったとき。
- 三 第11条の15第3項、第11条の18第2項又は前2条の規定による命令に違反したとき。
- 四 正当な理由がないのに第11条の17第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第11条の23 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、試験業務に関し内閣府令で定め

る事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告、立入調査等)

第11条の24 内閣総理大臣は、試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、試験業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該登録試験機関の事務所に立ち入り、試験業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(内閣総理大臣による試験業務の実施)

第11条の25 内閣総理大臣は、登録をしたときは、試験業務を行わないものとする。

- 2 内閣総理大臣は、登録を受けた者がいないとき、第11条の16の規定による試験業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第11条の22の規定により登録を取り消し、又は同条第2項の規定により登録試験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録試験機関が天災その他の事由により試験業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、試験業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
- 3 内閣総理大臣が前項の規定により試験業務の全部又は一部を自ら行う場合における試験業務の引継ぎその他の必要な事項については、内閣府令で定める。

(公示)

第11条の26 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第11条の14の規定による届出があったとき。
- 三 第11条の16の規定による許可をしたとき。
- 四 第11条の22の規定により登録を取り消し、又は同条第2項の規定により登録試験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 前条の規定により内閣総理大臣が試験業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第4章 消費者事故等に関する情報の集約等

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)

が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

- 3 前2項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

- イ 行政機関の長 内閣総理大臣
- ロ 都道府県知事 行政機関の長
- ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
- ニ 国民生活センターの長 行政機関の長

二 前2項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者(前号に該当する者を除く。)

三 前2号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者(前2号に該当する者を除く。)

4 第1項又は第2項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、全国消費生活情報ネットワークシステム(行政機関の長、地方公共団体の機関、国民生活センターその他内閣府令で定める者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、消費生活に関する情報を蓄積し、及び利用するために、内閣府令で定めるところにより国民生活センターが設置し、及び管理するものをいう。)への入力その他内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

5 国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、第1項及び第2項の規定による通知の円滑かつ確実な実施に関し、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(消費者事故等に関する情報の集約及び分析等)

第13条 内閣総理大臣は、前条第1項又は第2項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定により取りまとめた

結果を公表しなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、国会に対し、第1項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

(資料の提供要求等)

第14条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者（第35条及び第38条第2項において「関係行政機関の長等」という。）に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

第5章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等

第1節 消費者安全調査委員会

(調査委員会の設置)

第15条 消費者庁に、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生命身体事故等（運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第2条第2項に規定する航空事故等、同条第4項に規定する鉄道事故等及び同条第6項に規定する船舶事故等を除く。第4号及び第33条を除き、以下同じ。）の原因及び生命身体事故等による被害の原因（以下「事故等原因」と総称する。）を究明するための調査（以下「事故等原因調査」という。）を行うこと。
- 二 生命身体事故等について、他の行政機関（運輸安全委員会を除く。）による調査若しくは検査又は法律（法律に基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定による地方公共団体の調査若しくは検査（法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。）の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価（以下単に「評価」という。）を行うこと。
- 三 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価（以下「事故等原因調査等」という。）の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。
- 四 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の

防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

- 五 前各号に掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法律に基づき調査委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第17条 調査委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第18条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第19条 委員及び臨時委員は、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができる」と認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第21条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(職務従事の制限)

第22条 調査委員会は、委員長、委員、臨時委員又は専門委員が事故等原因調査等の対象となる生命身体事故等に係る事故等原因に関係があるおそれのある者であると認めるとき、又はその者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員、臨時委員又は専門委員を当該事故等原因調査等に従事させてはならない。

- 2 前項の委員長、委員又は臨時委員は、当該事故等原因調査等に関する調査委員会の会議に出席することができない。

第2節 事故等原因調査等

(事故等原因調査)

第23条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合

において、生命身体被害の発生又は拡大の防止（生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。）を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。

2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一 事故等原因に関係があると認められる者（次号及び第30条において「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。

三 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は専門委員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。

4 前項の規定により第2項第2号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第2項又は第3項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（他の行政機関等による調査等の結果の評価等）

第24条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第1項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする。

2 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。

3 調査委員会は、第1項の評価の結果、更に調査委員

会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。

4 第1項の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる。

（調査等の委託）

第25条 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第1項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であって当該委託に係る事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（生命身体事故等の発生に関する情報の報告）

第26条 内閣総理大臣は、第12条第1項又は第2項の規定により生命身体事故等の発生に関する情報の通知を受けた場合その他生命身体事故等の発生に関する情報を得た場合においては、速やかに調査委員会にその旨を報告しなければならない。

（内閣総理大臣の援助）

第27条 調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第23条第2項第2号に掲げる処分をさせることができる。

3 内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、生命身体事故等についての事実の調査、物件の収集その他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第23条第2項各号に掲げる処分をさせることができる。

5 第23条第4項及び第5項の規定は、第2項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

（事故等原因調査等の申出）

第28条 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を

図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

- 2 調査委員会は、前項の規定による申出があったときは、必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を行わなければならない。
- 3 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下この項において「被害者等」という。）が第1項の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った第2条第7項第1号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととしたときはその旨を、行わないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該被害者等に通知しなければならない。

（申出を受けた場合における通知）

第29条 調査委員会は、前条第1項の規定による申出により重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 調査委員会は、前条第1項の規定による申出により生命身体事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該生命身体事故等の態様、当該生命身体事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該生命身体事故等に関する状況に照らし、当該生命身体事故等による被害が拡大し、又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該生命身体事故等が発生した旨及び当該生命身体事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、調査委員会が、第12条第1項又は第2項の規定による通知をしなければならないこととされている者から前条第1項の規定による申出を受けた場合には、適用しない。

（原因関係者の意見の聴取）

第30条 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（報告書等）

第31条 調査委員会は、事故等原因調査を完了したときは、当該生命身体事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等原因調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由
- 四 事故等原因
- 五 その他必要な事項

- 2 調査委員会は、前項の報告書を作成するに当たり、少数意見があるときは、当該報告書にこれを付記するものとする。
- 3 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前においても、当該事故等原因調査を開始した日から1年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等原因調査の経過について、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

第3節 勧告及び意見の陳述

（内閣総理大臣に対する勧告）

第32条 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しなければならない。

（意見の陳述）

第33条 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

第4節 雑則

（情報の提供）

第34条 調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

（関係行政機関等の協力）

第35条 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提供、意見の表明、事故等原因の究明のために必要な分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

（政令への委任）

第36条 この法律に定めるもののほか、調査委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

（不利益取扱いの禁止）

第37条 何人も、第23条第2項若しくは第3項若しくは第27条第2項若しくは第4項の規定による処分に応ず

る行為をしたこと又は第28条第1項の規定による申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

(消費者への注意喚起等)

第38条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができる。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）第44条第1項の規定によるほか、国民生活センターに対し、第1項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

4 独立行政法人国民生活センター法第44条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第39条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第40条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生（以下「重大生命

身体被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。）又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

7 内閣総理大臣は、第2項若しくは第5項の規定による命令をしようとするとき又は第3項若しくは前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、第2項若しくは第5項の規定による命令をしたとき又は第3項若しくは第6項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨

を公表しなければならない。

（譲渡等の禁止又は制限）

- 第41条** 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、6月以内の期間を定めて、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。）を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。
- 2 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の規定による禁止若しくは制限又は第2項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

（回収等の命令）

- 第42条** 内閣総理大臣は、事業者が前条第1項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（消費者委員会の勧告等）

- 第43条** 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。
- 2 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

（都道府県知事による要請）

- 第44条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することがで

きる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同項の書面を回付しなければならない。
- 3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

（報告、立入調査等）

- 第45条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 2 第11条の24第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第7章 雑則

（財政上の措置等）

- 第46条** 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（権限の委任）

- 第47条** 内閣総理大臣は、第45条第1項の規定による権限その他この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
- 2 前項の規定により消費者庁長官に委任された第45条第1項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる。

（事務の区分）

- 第48条** 前条第2項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

（内閣府令への委任）

- 第49条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第50条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第8章 罰則

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第41条第1項の規定による禁止又は制限に違反した者
- 二 第42条の規定による命令に違反した者

第52条 第40条第2項又は第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第53条 第8条第4項、第8条の2第3項、第11条の5、第11条の19第1項又は第25条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第11条の22第2項の規定による試験業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第11条の16の許可を受けずに試験業務の全部を廃止したとき。
- 二 第11条の23の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 三 第11条の24第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 2 第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り、調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第23条第2項第1号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による報告の徴取に対して虚偽の報告をした者
- 二 第23条第2項第2号若しくは第3項若しくは第27条第2項若しくは第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して虚偽の陳述をした者
- 三 第23条第2項第3号若しくは第3項又は第27条第4

項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

四 第23条第2項第4号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五 第23条第2項第5号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第51条及び第52条 1億円以下の罰金刑
- 二 第53条第2項及び前2条 各本条の罰金刑

第57条 第11条の17第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成24年9月5日法律第77号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の消費者安全法の規定は、この法律の施行前に発生した生命身体事故等にも適用する。

(検討)

第3条 政府は、この法律（第2条の規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第5条の規定 公布の日
- 二 第1条中不当景品類及び不当表示防止法第10条の改正規定及び同法本則に1条を加える改正規定、第2条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3条及び第7条から第11条までの規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第2条中消費者安全法第10条の次に3条を加える改正規定（第10条の4に係る部分に限る。） 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日

（消費者安全法の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第2条の規定（附則第1条第3号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第2条の規定による改正前の消費者安全法第8条第1項第2号イ及びロ又は第2項第1号及び第2号に掲げる事務その他これに準ずるものとして内閣府令で定める事務に従事した経験を有する者（事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。）は、第2条の規定による改正後の消費者安全法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験（次項において単に「試験」という。）に合格した者とみなす。

- 2 前項に規定する場合のほか、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した者（事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。）は、第2条の規定の施行後5年内に限り、試験に合格した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第5条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第6条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

福岡県消費生活条例

昭和52年3月28日福岡県条例第8号
(最終改正) 平成18年3月31日福岡県条例第16号

- 第1章 総則（第1条―第9条）
- 第2章 安全の確保（第10条―第15条）
- 第3章 規格、表示等の適正化（第16条―第19条）
- 第4章 不当な取引行為の禁止（第20条―第22条）
- 第5章 生活関連商品等に関する施策（第23条―第30条）
- 第6章 消費者の啓発活動及び教育等（第31条―第33条）
- 第7章 消費者の申出（第34条）
- 第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助（第35条―第37条）
- 第9章 福岡県消費生活審議会（第38条）
- 第10章 公表（第39条）
- 第11章 雑則（第40条・第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果すべき責務並びに消費者の果すべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- 一 商品等により、生命、身体及び財産が侵されないこと。
 - 二 適正な表示等に基づいて商品等を適切に選択する機会が確保されること。
 - 三 商品等の取引について、不当な取引条件を強制されず、不当な取引行為から保護されること。
 - 四 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育の機会が提供されること。
 - 五 商品等及びこれらの取引行為について必要な情報を速やかに提供されること。
 - 六 消費生活に関する消費者の意見が消費者施策に適切に反映されること。
 - 七 商品等及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済されること。
- 2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができ

るよう消費者の自立を支援することを基本とするものとする。

- 3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行わなければならない。
- 5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行わなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者 事業者が供給する商品等を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- 二 事業者 商品等を供給する事業を行う者をいう。
- 三 商品等 商品、役務、権利その他の消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するものをいう。

（県の責務）

第4条 県は、経済社会の発展に即応して、消費者施策を策定するとともに、これを実施するものとする。

- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市町村との連携等）

第5条 県は、市町村と連携を図り、消費者施策を実施するものとする。

- 2 県は、市町村が消費者施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、第2条に規定する消費者の権利の確立、その自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、流通の円滑化及び価格の安定に努めるとともに、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全の確保並びに規格、表示等及び取引行為の適正化その他必要な措置を講じ、消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対して必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 県が実施する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第7条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動を行うよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第8条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、自主的かつ合理的に行動することによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行うように努めるものとする。

第2章 安全の確保

(安全の確保)

第10条 事業者は、消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがある商品等を供給してはならない。

(安全の確保に関する調査等)

第11条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出若しくは説明を求め、又はその職員をして、当該事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

4 知事は、第2項の調査を実施し、なお商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

5 知事は、事業者が前項の資料の提出を行わない場合でその理由がないと認めたとき、又は同項の資料の提出によつては商品等が安全であることを十分に確認することができないと認めたときは、当該事業者に対し、再度前項の資料の提出を求めるものとする。

(危害防止勧告)

第12条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消

費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、当該安全を確保するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他の必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、その旨について消費者への周知を図るものとする。

2 前項の場合において、知事は必要があると認めるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(緊急安全確保措置)

第13条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の生命又は身体について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがあると認める場合で、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を消費者に提供することができる。

(試験、検査等の機能の整備等)

第14条 知事は、消費者の消費生活における安全を確保するため、商品等の試験、検査等を行う機能を整備するとともに、必要に応じて、その実施した試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

(自動販売機等の管理)

第15条 事業者は、商品等を自動販売機その他これに類似する機械（以下「自動販売機等」という。）により供給するときは、消費者の見やすい箇所に管理責任者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡に必要な事項を表示するとともに、自動販売機等の設置の安全に努めなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売機等の管理について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第3章 規格、表示等の適正化

(規格、表示等の適正化)

第16条 事業者は、消費生活の安定及び向上を図るため、その供給する商品等について、次に掲げる事項を推進するように努めなければならない。

一 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。

二 消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないよう品質、機能、量目、製造年月日、消費期限その他の期限、原産地（外国産の商品にあつては、原産国）、事業者の氏名又は名称及び住所等を適正に表示するとともに、虚偽の又は誇大な表示を行わないようにすること。

三 消費者の選択を容易にするよう販売価格又は利用料金及び単位当たりの価格又は料金を当該商品又は店内の見やすい場所に表示すること。

四 虚偽の、誇大な、その他消費者に選択を誤らせる広告又は宣伝をしないこと。

- 五 消費者が不利益を被ることがないように適正な計量をする。
- 六 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することのないよう過大な又は過剰な包装を行わないようにすること。
- 七 消費者への供給後における修理、交換その他の方法によるアフターサービスの向上を図ること。

(自主基準の設定)

第17条 事業者は、規格、表示等の適正化に関し、必要な基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 3 知事は、事業者に対し、自主基準の設定及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(県の基準の設定)

第18条 知事は、規格、表示等の適正化に関し特に必要があると認めるときは、商品等について、事業者が遵守すべき規格、表示等に関する基準（以下「県の基準」という。）を定めることができる。

- 2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(県の基準の遵守義務)

第19条 事業者は、県の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

- 2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

第4章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第20条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。

- 一 消費者に対し、商品等の売買又は提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する行為
- 二 消費者に対し、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為
- 三 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、又は消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、商品売買契

約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為

四 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当に不利益となる内容の商品売買契約等を締結させる行為

五 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な手段を用いて、商品売買契約等（当該契約の成立、存続又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為

六 商品売買契約等に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は正当な理由なく遅延させる行為

七 消費者との商品売買契約等に関し、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しを不当に妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによつて生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

八 商品売買契約等に伴う立替払、資金の貸付、債務の保証その他の消費者への信用の供与又は保証の受託を業として行う者が、信用の供与の契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）に関し、当該商品売買契約等に係る事業者の不当な取引行為を知つていた、若しくは知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させる行為又は法令の規定若しくは与信契約等に基づく消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為

2 知事は、前項の規定による規則を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(不当な取引行為に関する調査及び勧告)

第21条 知事は、事業者が不当な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による調査に必要な限度において、当該事業者に対し、その取引の仕組み、実態等についての資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、事業者が不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、その取引に関して改善するよう勧告することができる。
- 4 前項の場合において、知事は必要があると認めるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為に関する情報提供)

第22条 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに当該不当な取引行為の方法及び内容その他の必要な情報を消費者に提供するものとする。

2 知事は、次に掲げる場合にあつては、速やかに前項に規定する情報のほか、事業者の氏名又は名称その他の当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

一 不当な取引行為に関する苦情の申出が相当多数あり、かつ、当該不当な取引行為について消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる

場合

- 二 前号に掲げる場合のほか、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合
- 三 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供に係る者の意見を聴かなければならない。

第5章 生活関連商品等に関する施策

（情報の収集及び提供）

- 第23条** 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品及び役務（以下「生活関連商品等」という。）の需給及び価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供しよう努めるものとする。
- 2 事業者は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

（供給等の要請）

- 第24条** 知事は、生活関連商品等の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品等の供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

（指定生活関連商品等の指定）

- 第25条** 知事は、生活関連商品等の需給又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する生活関連商品等として指定することができる。
- 2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により生活関連商品等を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

（特別調査）

- 第26条** 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連商品等（以下「指定生活関連商品等」という。）の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

（売渡し勧告）

- 第27条** 知事は、指定生活関連商品等の販売を行う者（以下「関係事業者」という。）が、買占め又は売惜しみにより、当該指定生活関連商品等を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定生活関連商品等の売渡しを勧告することができる。

（価格の引下げ勧告）

- 第28条** 知事は、関係事業者が指定生活関連商品等を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

（立入調査等）

- 第29条** 知事は、前2条の規定の施行に必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員をして、当該関係事業者の事務所、

事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、指定生活関連商品等に関し、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（物価監視員）

- 第30条** 第23条、第26条及び前条の規定による情報の収集、特別調査及び立入調査等を行わせるための職員として、物価監視員を置く。
- 2 物価監視員は、前条の規定による立入調査等をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

第6章 消費者の啓発活動及び教育等

（消費者の啓発活動及び教育の促進）

- 第31条** 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるよう消費者の自立を支援するため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。

（消費者団体の活動の促進）

- 第32条** 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう助言、指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

（消費者への情報提供）

- 第33条** 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

第7章 消費者の申出

（消費者の申出）

- 第34条** 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置がとられていないことにより、第2条第1項各号に掲げる消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認める場合で、県民の消費生活に重大な影響を与えるものと認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
 - 3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びに処理の経過及び結果を県民に提供するものとする。

第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

（消費者苦情の処理）

- 第35条** 知事は、消費者から事業者の事業活動により消

費生活上の被害を受けた旨（以下「消費者苦情」という。）の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するための助言、あつせんその他の措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による助言、あつせんその他の措置を講じた場合において、消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるとき、又は県民の消費生活に著しい影響を与えると認めるときは、福岡県消費生活審議会の調停に付することができる。

（消費者訴訟の援助）

第36条 知事は、消費者と事業者の間で訴訟（訴訟に準ずるもので知事が別に定めるもの及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。）が行われる場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する消費者苦情に係るものであるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付け、その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- 一 前条第3項の調停に付されたもの
- 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの
- 三 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

（貸付金の返還等）

第37条 消費者訴訟に要する資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第9章 福岡県消費生活審議会

（福岡県消費生活審議会）

第38条 県に福岡県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、及び調停を行うほか、知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

4 審議会は、第2項の調停のため必要であると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 公表

（公表）

第39条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称及び住所、事由、経過その他必要な事項の概要を公表することができる。

一 第11条第5項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 第12条第1項、第15条第2項、第19条第2項、第21条第3項、第27条又は第28条の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第21条第2項、第35条第2項又は前条第4項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

四 第29条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与えなければならない。

第11章 雑則

（国等への要請）

第40条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

（委任）

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

（福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例の廃止）

2 福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例（昭和49年福岡県条例第21号）は、廃止する。

附 則（平成4年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

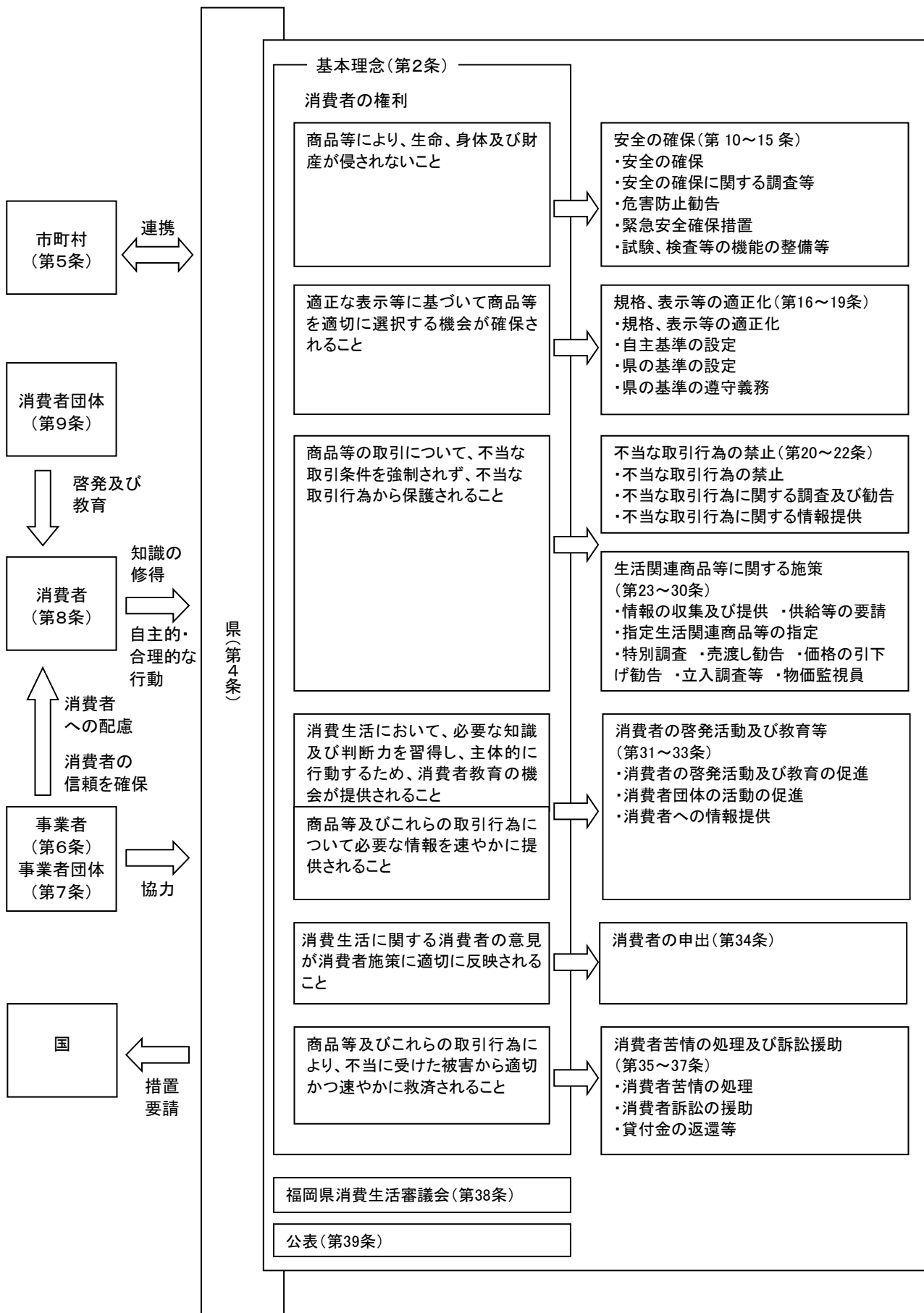
（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により知事が福岡県消費者苦情処理委員会の調停に付した行為は、改正後の福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により福岡県消費生活審議会に付した行為とみなす。

附 則（平成18年条例第16号）

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条第 3 項の改正規定中「35 人」を「20 人」に改める部分は、平成 19 年 9 月 16 日から施行する。

福岡県消費生活条例の体系



福岡県消費者行政活性化基金条例

平成21年3月30日福岡県条例第10号
(最終改正) 平成30年3月30日福岡県条例第11号

(設置)

第1条 消費生活相談の複雑化及び高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、福岡県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 知事は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成33年12月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成23年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県の消費者行政のあゆみ

昭和 41 年 2 月	消費者保護行政を推進するため、商工水産部商工第一課に消費者保護係を設置
昭和 43 年 9 月	商工水産部に消費生活課を設置
昭和 43 年 12 月	県商品テスト室設置（県婦人会館 3 階－福岡市博多区博多駅前 4 丁目）
昭和 44 年 1 月	消費者行政の庁内連絡調整のため、福岡県消費者行政連絡協議会を設置（福岡県行政組織規則第 64 条に規定する部内協議機関で、会長副知事、関係 21 課長をもって構成）
昭和 44 年	消費者情報提供テレビ放送開始
昭和 44 年 9 月	「消費者ニュース」創刊
昭和 45 年 3 月	福岡県消費生活センター開設（県婦人会館 3 階、県商品テスト室を吸収）
昭和 45 年 3 月	（財）福岡県消費者協会設立
昭和 45 年 5 月	県下に 400 人の消費生活相談員（平成 4 年 4 月よりくらしのアドバイザーと改称）設置
昭和 46 年 12 月	移動消費生活センター事業を開始
昭和 48 年 12 月	福岡県物価緊急対策本部設置
昭和 49 年 1 月	商工水産部に消費生活局を設置、消費生活課・生活物資課の 2 課制とする。
昭和 49 年 1 月	消費生活協同組合の事務が社会課より消費生活課へ移管される。
昭和 49 年 11 月	「くらしと物価」創刊
昭和 50 年 1 月	福岡ものを大切にする県民運動推進会議発足
昭和 50 年 4 月	久留米市、飯塚市に消費生活センター開設（2 ヶ所とも市立、県より広域事業委託）
昭和 50 年 6 月	消費生活センター、出先機関として独立
昭和 51 年 6 月	生活物資課調査係が消費生活課へ移管、指導係を調査指導係とする。
昭和 52 年 4 月	「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」施行
昭和 53 年 5 月	「消費者の日」設定される。
昭和 54 年 6 月	福岡県石油対策本部設置
昭和 55 年 5 月	福岡県合成洗剤対策推進要綱制定
昭和 60 年 4 月	消費生活課と生活物資課を統合し、一局一課制となる。
昭和 61 年 4 月	商工部消費生活局廃止、企画振興部県民生活局が設置され、消費生活課が移管される。
昭和 61 年 6 月	消費生活センターに全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）を導入
昭和 63 年 5 月	「消費者月間」が設定される。
昭和 63 年 12 月	「不当な取引方法の禁止」に係る事業者名等の公表制度施行
平成 3 年 9 月	「福岡県消費者教育推進連絡会議」を設置
平成 4 年 9 月	「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」施行
平成 5 年 4 月	福岡県消費生活センターを県吉塚合同庁舎内に移転（福岡市博多区吉塚本町 13-50）
平成 5 年 4 月	「消費者ニュース」と「くらしと物価」を統合して「暮らしっく福岡」に改名

平成 10 年 3 月	福岡県石油対策本部廃止
平成 10 年 4 月	省資源・省エネルギー関連事業を環境生活部リサイクル推進室に移管
平成 10 年 4 月	消費生活課と生活文化課を統合し、環境生活部県民生活局生活文化課となる。
平成 12 年 4 月	県民生活局と労働部との統合に伴い、生活労働部生活文化課となる。
平成 14 年 4 月	消費者係とくらし情報係を統合し、消費者係となる。
平成 14 年 4 月	福岡県消費生活情報ネットワーク（新PIO-NET）発足
平成 17 年 4 月	PIO-NET に係る「消費生活相談カード直接入力システム」を導入
平成 18 年 3 月	「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正し「福岡県消費生活条例」として公布。平成 18 年 7 月施行
平成 18 年 4 月	「消費者係」が組織変更により「消費者班」となる。
平成 18 年 6 月	日曜電話相談開始
平成 20 年 4 月	機構改革により生活文化課消費者班と消費生活センターが統合され、新社会推進部生活安全課の内部組織として消費生活センターが発足する。
平成 21 年 3 月	「福岡県消費者行政活性化基金条例」施行
平成 21 年 4 月	悪質事業者に対し迅速かつ強力に指導する「事業者指導班」の設置
平成 21 年 9 月	福岡県消費生活センターについて消費者安全法第 10 条第 3 項の規定による公示を行う。
平成 21 年 11 月	福岡県消費者行政連絡協議会の改組拡充（訓令第 21 号）
平成 25 年 3 月	（財）福岡県消費者協会の解散
平成 25 年 3 月	久留米市及び飯塚市における福岡県消費生活センターのサブセンター業務の終了
平成 26 年 6 月	「福岡県消費者教育推進計画」の策定
平成 27 年 3 月	福岡県消費者行政連絡協議会の廃止（訓令第 7 号）
平成 28 年 4 月	「福岡県消費生活センター条例」施行
平成 28 年 4 月	組織変更により「福岡県消費生活センター」が出先機関として独立し、総合調整の組織として生活安全課内に「消費者安全係」が発足。
平成 31 年 3 月	「福岡県消費者教育推進計画（第 2 次）」の策定

令和5年度市町村消費者行政担当部署

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
1	北九州市	市民文化スポーツ局 安全・安心推進部 消費生活センター 消費生活係	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた7階	093-871-0428
				shi-shouhi@city.kitakyushu.lg.jp	093-871-7720
2	福岡市	市民局生活安全部 消費生活センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ7階	092-712-2929
				shohiseikatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp	092-712-2765
3	大牟田市	市民協働部 生活安全推進課 防犯・消費者行政担当	836-0041	大牟田市新栄町6番地1 大牟田市市民活動等多目的交流施設えるる 1階	0944-41-2730
				seikatuas01@city.omuta.lg.jp(※1)	0944-52-5299
4	久留米市	協働推進部 消費生活センター	830-0037	久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7700
				shouhi@city.kurume.lg.jp	0942-30-7715
5	直方市	産業建設部 商工観光課 商業観光係	822-8501	直方市殿町7番1号	0949-25-2156
				n-shoko@city.nogata.lg.jp	0949-25-2158
6	飯塚市	市民協働部 市民活動支援課 市民活動係	820-8501	飯塚市新立岩5番5号	0948-22-5500 (内線1437)
				shiminkatsudou@city.iizuka.lg.jp	0948-22-5526
7	田川市	市民生活部 生活支援課 自立支援係	825-8501	田川市中央町1番1号	0947-85-7126
				jiritsusien@city.tagawa.lg.jp(※1)	0947-44-2123
8	柳川市	産業経済部 商工・ブランド振興課 商工係	839-0293	柳川市大和町鷹ノ尾120番地 大和庁舎1 階	0944-77-8763
				syoushin@city.yanagawa.lg.jp	0944-76-1170
9	八女市	総務部 防災安全課 生活安全係	834-8585	八女市本町647番地	0943-24-8146
				seikatsuanzen@city.yame.lg.jp	0943-23-2583
10	筑後市	市民生活部 消費生活センター	833-8601	筑後市大字山ノ井898番地	0942-65-7021
				sseikatu@city.chikugo.lg.jp	0942-53-1589
11	大川市	インテリア課 おおかわセールス係	831-8601	大川市大字酒見256番地1	0944-85-5570
				okwsales_k@city.okawa.lg.jp	0944-88-1776
12	行橋市	産業振興部 商業観光課 地域商業活性係	824-8601	行橋市中央1丁目1番1号 行橋市役所2階	(直)0930-25-9733 (代)0930-25-1111 (内線1222)
				syougyoukankou@city.yukuhashi.lg.jp	0930-25-7817
13	豊前市	産業建設部 商工観光課 商業活性係	828-8501	豊前市吉木955	0979-82-8078
				syogyo@city.buzen.lg.jp	0979-82-9165
14	中間市	建設産業部 産業振興課 商工企業誘致係	809-8501	中間市中間1丁目1番1号	093-246-6235
				sangyoushinkouka@city.nakama.lg.jp	093-244-1342
15	小郡市	環境経済部 商工観光課 商工観光係	838-0198	小郡市小郡255番地1	0942-72-2111 (内線142)
				shoko@city.ogori.lg.jp	0942-72-5050

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
16	筑紫野市	総務部 危機管理課 生活安全・防犯担当	818-8686	筑紫野市石崎1丁目1番1号 筑紫野市役所 4階	092-923-1111 (内線221)
				anan@city.chikushino.fukuoka.lg.jp(※1)	092-923-5391
17	春日市	地域共生部 人権男女共同参画課 人権男女共同参画担当	816-0806	春日市光町1丁目73番地	092-584-1201
				jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp	092-584-1181
18	大野城市	環境経済部 生活安全課 生活安全担当	816-8510	大野城市曙町2丁目2番1号	092-580-1897
				daianzen@city.onojo.fukuoka.jp	092-572-8432
19	宗像市	総務部 消費生活センター	811-4183	宗像市土穴3丁目1番45号	0940-33-5454
				munakata-shousen@fukuoka.email.ne.jp	0940-33-5469
20	太宰府市	観光経済部 産業振興課 商工・農政係	818-0198	太宰府市観世音寺1丁目1番1号	092-921-2121 (内線440)
				sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp	092-921-1601
21	古賀市	建設産業部 商工政策課 商業観光係	811-3192	古賀市駅東1-1-1 古賀市役所3階	092-942-1176
				shoukou@city.koga.fukuoka.jp	092-942-3758
22	福津市	経済産業部 商工振興課 商工振興係	811-3293	福津市中央1丁目1番1号 福津市役所別館 2階	0940-62-5013
				shoko@city.fukutsu.lg.jp	0940-43-9003
23	うきは市	うきはブランド推進課 商工振興係	839-1401	うきは市浮羽町朝田582番地1 うきは市民 センター別館U-BiC	0943-76-9095
				UC000747@city.ukiha.lg.jp	-
24	宮若市	産業観光課 商工振興係	823-0011	宮若市宮田29番地1	0949-32-0519
				syoukou@city.miyawaka.lg.jp	0949-32-9430
25	嘉麻市	産業振興課 商工係	820-0292	嘉麻市岩崎1180番地1	0948-42-7450
				shoko@city.kama.lg.jp	0948-42-7096
26	朝倉市	農林商工部 商工観光課 商工労働係	838-1398	朝倉市宮野2046番地1	0946-28-7862
				syoukou@city.asakura.lg.jp	0946-52-1510
27	みやま市	環境経済部 商工観光課 商工観光係	835-8601	みやま市瀬高町小川5	0944-64-1523
				shoukou@city.miyama.lg.jp	0944-64-1546
28	糸島市	経済振興部 商工振興課 商工労働係	819-1192	糸島市前原西1丁目1番1号	092-332-2096
				shokoshinko@city.itoshima.lg.jp	092-324-2531
29	那珂川市	都市整備部 産業課 産業振興担当	811-1224	那珂川市安徳702-1	092-408-9864
				sangyo@city-nakagawa.fukuoka.jp	092-953-4563
30	宇美町	危機管理課 防災防犯係	811-2192	糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号	092-933-5500
				kikikanri@town.umi.lg.jp	092-934-2275

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
31	篠栗町	産業観光課 商工観光係	811-2492	糟屋郡篠栗町中央1丁目1番1号	092-947-1217
				shoukou@town.sasaguri.lg.jp	092-947-7977
32	志免町	生活安全課 安全安心係	811-2292	糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号	092-935-1181
				anzen@town.shime.lg.jp(※1)	092-935-2694
33	須恵町	地域振興課 産業振興係	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771番地	092-932-1438
				chiikishinkou@town.sue.lg.jp	092-931-1827
34	新宮町	産業振興課 商工担当	811-0192	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目1番1号	092-962-0238
				sangyo@town.shingu.fukuoka.jp	092-962-0725
35	久山町	産業振興課	811-2592	糟屋郡久山町大字久原3632	092-976-1111 (内線565)
				sangyou@town.hisayama.lg.jp(※1)	092-976-2463
36	粕屋町	都市政策部 地域振興課 地域振興係	811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1番1号	092-938-0194
				chiiki@town.kasuya.lg.jp(※1)	092-938-3150
37	芦屋町	環境住宅課 地域振興・交通係	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2番20号	093-223-3539
				tiiki@town.ashiya.lg.jp	093-223-3927
38	水巻町	産業環境課 産業振興係	807-8501	遠賀郡水巻町頃末北1丁目1番1号	093-201-4321 (内線267)
				syoukou@town.mizumaki.lg.jp	093-201-4423
39	岡垣町	総務グループ 地域づくり課 安全安心係	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号	093-282-1211 (内線285, 286)
				chiiki@town.okagaki.lg.jp	093-282-1310
40	遠賀町	産業振興課 商工振興係	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	093-293-8233
				sangyou@town.onga.lg.jp	093-293-0806
41	小竹町	企画調整課 商工観光係	820-1192	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1	0949-62-1214
				shoko@town.kotake.lg.jp	0949-62-1140
42	鞍手町	産業振興課 商工振興係	807-1392	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地	0949-42-2111 (内線353, 354)
				shoukou@town.kurate.lg.jp	0949-42-5693
43	桂川町	産業振興課 商工統計係	820-0696	嘉穂郡桂川町大字土居424番地1	0948-65-1106
				shokotokei@town.keisen.lg.jp(※1)	0948-65-3424
44	筑前町	農林商工課 特産振興係	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373番地	0946-42-6614
				nourin@town.chikuzen.fukuoka.jp	0946-42-2011
45	東峰村	ふるさと推進課 商工観光係	838-1792	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425	0946-72-2312
				furusui@vill.toho.fukuoka.jp	0946-28-7723

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
46	大刀洗町	産業課 農政商工係	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819	0942-77-6201
				nosei@town.tachiarai.lg.jp(※1)	0942-77-3063
47	大木町	産業振興課 産業政策チーム	830-0416	三潴郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1063
				syoukou@town.ooki.lg.jp	0944-32-1054
48	広川町	企画課 安全安心係	834-0121	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1196
				anzen@town.hirokawa.lg.jp	0943-32-5164
49	香春町	産業振興課 商工観光係	822-1492	田川郡香春町大字高野994番地	0947-32-8406
				shokoukankou@town.kawara.lg.jp(※1)	0947-32-4815
50	添田町	商工観光振興課 商工観光振興係	824-0691	田川郡添田町大字添田2151	0947-82-1236
				kankou@town.soeda.lg.jp(※1)	0947-82-2869
51	糸田町	地域振興課 消費者行政係	822-1392	田川郡糸田町1975番地1	0947-26-4025
				chiiki@town.itoda.lg.jp	0947-26-1651
52	川崎町	商工観光課	827-8501	田川郡川崎町大字田原789-2	0947-72-3000 (内線226)
				syoukou@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp	0947-72-3416
53	大任町	産業経済課	824-0511	田川郡大任町大字大行事3067番地	0947-63-3001
				sankei2@town.oto.lg.jp(※1)	0947-63-3813
54	赤村	産業建設課 産業振興係	824-0432	田川郡赤村大字内田1188番地	0947-62-3000 (内線310)
				aka-s.sansin@vill.aka.lg.jp	0947-62-3007
55	福智町	まちづくり総合政策課 地域振興係	822-1292	田川郡福智町金田937番地2	0947-22-7766
				fg0500@town.fukuchi.lg.jp	0947-22-3500
56	苅田町	総務課危機管理室 生活安全担当	800-0392	京都郡苅田町富久町1丁目19番地1	093-588-1037
				kikikanri@town.kanda.lg.jp	093-436-3014
57	みやこ町	観光まちづくり課 商工観光係	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960番地	0930-32-2512
				kankou@town.miyako.lg.jp	0930-32-4563
58	吉富町	地域振興課 産業振興係	871-8585	築上郡吉富町大字広津226番地1	0979-24-1177
				chiiki@town.yoshitomi.lg.jp	0979-24-3219
59	上毛町	企画開発課 開発交流係	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321番地1	0979-72-3112
				pad@town.koge.lg.jp	0979-72-4664
60	築上町	産業課 商工係	829-0392	築上郡築上町大字椎田891番地2	0930-56-0300 (内線281)
				syoukou@town.chikujo.lg.jp	0930-56-4536

(※1)LGWAN回線外からのメール送信時は本表記載のアドレスと異なる。

県内の消費生活センター・相談窓口
(消費生活相談に関する専門資格又は専門知識を持つ相談員が配置されている施設・時間帯)

	名称	所在場所	電話(相談用)・FAX		相談日	受付時間
1	福岡県消費生活センター	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1階	電話	092-632-0999	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 日	(月～金) 9:00～16:30 (日) 10:00～16:00
			FAX	092-632-0322		
2	北九州市立消費生活センター	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 7階	電話	093-861-0999	月～土	9:00～16:45 (第3土は 9:00～13:00)
			FAX	093-871-7720		
3	小倉北相談窓口	北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所西棟 1階	電話	093-582-4500	月・水・金	9:00～16:45
			FAX	093-582-4411		
4	小倉南相談窓口	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号 小倉南区役所 3階	電話	093-951-3610	火・木	9:00～16:45
			FAX	093-951-3615		
5	八幡西相談窓口	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 コムシティ 八幡西区役所4階	電話	093-641-9782	月～金	9:00～16:45
			FAX	093-641-9763		
6	福岡市消費生活センター	福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ 7階	電話	092-781-0999	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 第2・4土曜	(月～金) 9:00～17:00 (第2、4土) 10:00～16:00
			FAX	092-712-2765		
7	大牟田市消費生活センター	大牟田市新栄町6番地1 大牟田市市民活動等多目的交流施設えるる1階	電話	0944-41-2623	月～金	9:30～16:00
			FAX	0944-52-5299		
8	久留米市消費生活センター※1 (久留米、うきは、大刀洗、大木、広川)	久留米市諏訪野町1830-6 エーるピア久留米2階	電話	0942-30-7700	月～金、 第2日曜	8:30～12:00 13:00～17:00
			FAX	0942-30-7715		
9	直轄広域消費生活センター※2 (直方、宮若、小竹、鞍手)	直方市殿町7番1号 直方市役所5階	電話	0949-25-2162	月～金	8:30～12:15 13:00～17:00
			FAX	0949-25-2158		
10	飯塚市消費生活センター※3 (飯塚、嘉麻、桂川)	飯塚市吉原町6番1号 あいタウン 2階 市民交流プラザ内	電話	0948-22-0857	月～金	8:30～17:00
			FAX	0948-22-0897		
11	田川市消費生活相談窓口	田川市中央町1番1号 田川市役所本庁舎 1階	電話	0947-85-7127	月～金	8:30～12:15 13:00～16:30
			FAX	0947-44-2123		
12	柳川・みやま消費生活センター※4 (柳川・みやま)	柳川市大和町鷹ノ尾120番地 柳川市役所大和庁舎 1階	電話	0944-76-1004	月～金	9:00～12:15 13:00～16:30
			FAX	0944-76-1022		
13	八女市消費生活センター	八女市本町600番地1 八女市保健センター	電話	0943-23-1183	月～金	8:30～12:00 13:00～16:30
			FAX	0943-23-2583		
14	筑後市消費生活センター	筑後市大字山ノ井898番地 筑後市役所本庁舎 1階	電話	0942-65-3737	月・火・木・金	8:30～12:00 13:00～17:15
			FAX	0942-53-1589		
15	大川市消費生活相談窓口	大川市大字小保614-6	電話	0944-86-5105	火・金	9:00～16:30
			FAX	0944-86-5105		
16	行橋市広域消費生活センター※5 (行橋、みやこ、築上)	行橋市西宮市2-1-39	電話	0930-23-0999	月～金	9:00～17:00
			FAX	0930-23-4422		
17	豊前市消費生活相談窓口	豊前市大字吉木955番地	電話	0979-82-1111 (内線)1264	月・木	10:00～12:15 13:00～15:00
			FAX	0979-82-9165		
18	中間市消費生活センター	中間市中間1丁目1番1号 中間市役所別館 2階	電話	093-246-5110	月～金	8:30～12:00 13:00～16:30
			FAX	093-244-1342		
19	小郡市消費生活相談室	小郡市小郡283番地13	電話	0942-27-5188	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00
			FAX	0942-72-5050		
20	筑紫野市消費生活センター	筑紫野市石崎1丁目1番1号 筑紫野市役所 2階	電話	092-923-1741	月～金	9:00～11:45 13:00～16:30
			FAX	092-921-8666		
21	春日市消費生活センター	春日市光町1丁目73番地	電話	092-584-1155	月～金	10:00～12:15 13:00～16:00
			FAX	092-584-1181		
22	大野城市消費生活センター	大野城市曙町2-2-1 大野城市役所新館 4階	電話	092-580-1968	月～金	9:30～12:00 13:00～16:30
			FAX	092-502-7045		

	名称	所在場所	電話(相談用)・FAX	相談日	受付時間
23	宗像市消費生活センター	宗像市土穴3丁目1番45号	電話 0940-33-5454 FAX 0940-33-5469	月～金	8:30～17:00
24	太宰府市消費生活センター	太宰府市観世音寺1丁目1番1号 太宰府市役所 2階 消費生活相談室	電話 092-921-2121 (内線)348 FAX 092-921-1601	月～金	9:30～12:00 13:00～16:00
25	古賀市消費生活センター	古賀市新原1051-6	電話 092-410-4084 FAX 092-410-4084	月・水・金・土	10:00～12:15 13:00～15:30
26	福津市消費生活相談窓口	福津市中央1-1-1 福津市役所本館2階	電話 0940-43-8106 FAX	月・水・金	9:00～12:00 13:00～16:00
27	朝倉市消費生活センター	朝倉市宮野2046-1 朝倉市役所 朝倉支所1階	電話 0946-52-1128 FAX 0946-52-1193	月～金	10:00～16:00
28	糸島市消費生活センター	糸島市前原西1丁目1番1号 糸島市役所 第二庁舎1階	電話 092-332-2098 FAX 092-324-2531	月～金	9:00～17:00
29	那珂川市消費生活相談窓口	那珂川市大字安徳702-1	電話 092-953-0733 FAX 092-953-4563	月・水・金	9:30～12:00 13:00～16:00
30	かすや中南部広域消費生活センター※6 (志免・篠栗・宇美・須恵・粕屋)	糟屋郡志免町志免中央1丁目10番10号	電話 092-936-1594 FAX 092-936-1610	月～金	10:00～15:30
31	新宮町消費生活相談室	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1 2階	電話 092-410-2182 FAX	火・金	10:00～13:00 14:00～16:00
32	久山町消費生活相談室	糟屋郡久山町大字久原3632番地	電話 092-976-1111 (内線)317 FAX 092-976-2463	第2・4水曜	10:00～12:15 13:00～15:30
33	芦屋町消費生活相談窓口	遠賀郡芦屋町幸町2番20号	電話 093-223-3543 FAX 093-223-3927	月～金	9:00～12:00 13:00～17:00
34	水巻町消費生活センター	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場 2階	電話 093-201-4321 FAX 093-201-4423	月～金	9:30～12:00 13:00～16:30
35	岡垣町消費生活相談窓口	遠賀郡岡垣町野間1-1-1 岡垣町役場 2階地域づくり課	電話 093-282-1211 FAX 093-282-1310	月～金	8:30～12:00 13:00～17:15
36	遠賀町消費生活相談窓口	遠賀郡遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場 1階 消費生活相談室	電話 093-293-7783 FAX 093-293-0806	月～金	9:00～12:00 13:00～16:30
37	筑前町消費生活センター	朝倉郡筑前町篠隈373 コスモスプラザ館内	電話 0946-42-6619 FAX 0946-42-3124	火～金	9:00～12:00 13:00～16:00
38	東峰村消費生活相談窓口	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425	電話 0946-23-8284 FAX 0946-28-7723	第1・3金曜	10:00～12:00 13:00～16:00
39	田川郡消費者センター※7 (福智、香春、添田、糸田、川崎、大任、赤)	田川郡福智町金田937-2 福智町役場庁舎内	電話 0947-22-9040 FAX	火・木	9:00～12:00 13:00～16:00
40	荏田町消費生活相談窓口	京都郡荏田町富久町1丁目19番地1 荏田町役場3階	電話 093-434-3352 FAX 093-436-3014	月・水・金	9:00～12:00 13:00～17:00
41	吉富・上毛消費生活相談窓口※8 (吉富、上毛)	築上郡吉富町大字広津351番地2	電話 0979-33-7051 FAX 0979-33-7052	火・金	9:00～12:00 13:00～16:00

※1 久留米市消費生活センターは、久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町及び広川町の住民からの相談に対応している。

※2 直轄広域消費生活センターは、直方市、宮若市、小竹町及び鞍手町の住民からの相談に対応している。

※3 飯塚市消費生活センターは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の住民からの相談に対応している。

※4 柳川・みやま消費生活センターは、柳川市及びみやま市の住民からの相談に対応している。

※5 行橋市広域消費生活センターは、行橋市、みやこ町及び築上町の住民からの相談に対応している。

※6 かすや中南部広域消費生活センターは、志免町、篠栗町、宇美町、須恵町及び粕屋町の住民からの相談に対応している。

※7 田川郡消費者センターは、福智町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町及び赤村の住民からの相談に対応している。

※8 吉富・上毛消費生活相談窓口は、吉富町及び上毛町の住民からの相談に対応している。
なお、相談者の居住地に応じて相談用電話番号が異なる。(吉富町:0979-33-7051 上毛町:0979-33-7052)

令和5年度 消費者行政の概要
令和5年7月発行

発	行	福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 消費者安全係
住	所	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電	話	番 号 092-643-3193

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課（消費者安全係）

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

（電話番号）092-643-3193

（FAX）092-643-3169

福岡県消費生活センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1階

電話番号（相談専用）092-632-0999

受付時間 月～金 9:00～16:30

日曜日 10:00～16:00（日曜日は電話相談のみ対応します。）

（事務室）092-632-1600

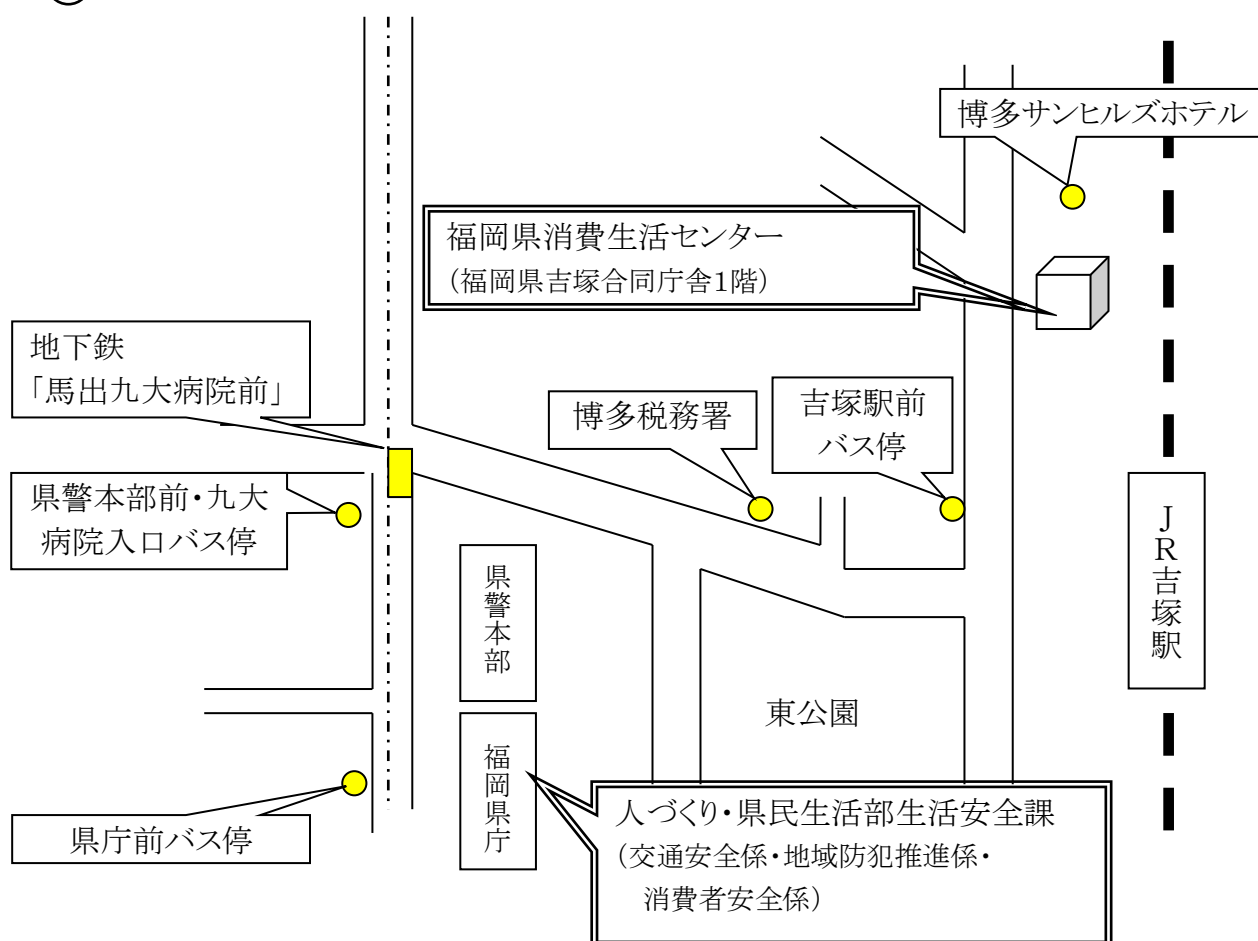
（FAX）092-632-0322

福岡県消費生活センター ホームページ

【URL】<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html>

福岡県消費生活センター

検索



福岡県行政資料

分類記号 J C	所属コード 5 2 0 0 5 1 3
登録年度 令和 5 年度	登録番号 0 0 0 1